

修士論文 2006年度

ダロウと「吧 ba」の対照研究

一言語行為論の立場から

杏林大学大学院国際協力研究科

専攻 国際文化交流
氏名 蔣 家義

要 旨

本研究は、言語行為論の立場から日本語のダロウと中国語の「吧 ba」の対照研究を行ったものである。

ダロウと「吧 ba」は、先行研究によって詳しく論じられている。しかしながら、先行研究のほとんどがダロウと「吧 ba」の意味と、ダロウと「吧 ba」の発話の意味とを区別していない。その結果として、文におけるダロウと「吧 ba」の意味がダロウと「吧 ba」の発話の意味にまで拡大される、またはダロウと「吧 ba」の発話の意味がダロウと「吧 ba」の意味に縮小されることがある。すなわちダロウと「吧 ba」の意味論的意味とダロウと「吧 ba」の語用論的意味とを混同させているのである。また先行研究は、モダリティ論の立場から書かれたものがほとんどであるので、意味論的な側面が重んじられ、語用論的な側面が軽んじられる傾向がある。逆に、言語行為論は、単語の意味や役割と発話の意味とをはっきり区別している。しかも言語行為論は、単語の意味論的な側面を分析することができる一方、発話内効力の達成の様式と予備条件などの概念を持ち、これによってダロウと「吧 ba」の語用論的な側面をうまく説明することもできるのである。

言語行為論の立場を取る本研究は、まず最初に、命題内容を表現する節と発話内効力標識から構成されるダロウと「吧 ba」の基本文を用いる発話の意味を分析し、十一種類のダロウの発話の意味と十五種類の「吧 ba」の発話の意味を挙げた。そして、十一種類の意味を持つダロウの発話の発話内効力と十五種類の意味を持つ「吧 ba」の発話の発話内効力（の発話内目的、達成の様式、命題内容条件、予備条件、誠実条件、強さの度合いの六つの構成要素）をそれぞれ分析した。ダロウと「吧 ba」の発話の諸発話内効力の全体像を示すために、日本語の諸発話内効力への位置付けと中国語の諸発話内効力への位置付けをも行った。最後に、ダロウと「吧 ba」の意味・役割、すなわち発話内効力標識の一つと見なされるダロウと「吧 ba」が日本語と中国語においてどのように発話内効力（の六つの構成要素）を表現するのか、ということ进行分析した。その後、十一種類のダロウの発話の意味と十五種類の「吧 ba」の発話の意味との対照、ダロウの発話の発話内効力と「吧 ba」の発話の発話内効力との対照、及び発話内効力におけるダロウの意味・役割と「吧 ba」の意味・役割との対照を行って、ダロウと「吧 ba」の異同を述べた。

目次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 序論 | 1 |
| 1-1 研究の目的と方法 / 1 | |
| 1-2 言語行為論 / 2 | |
| 1-2-1 言語行為論の形成——Austinの言語行為論 / 2 | |
| 1-2-1-1 行為遂行的発言の分離 / 2 | |
| 1-2-1-2 行為遂行的発言の不適切性 / 3 | |
| 1-2-1-3 事実確認的発言と行為遂行的発言の区別 / 4 | |
| 1-2-1-4 言語行為論の提出 / 5 | |
| 1-2-1-5 事実確認的発言と行為遂行的発言の総合 / 6 | |
| 1-2-2 言語行為論の発展——Searleの言語行為論 / 6 | |
| 1-2-2-1 言語行為の分類 / 6 | |
| 1-2-2-2 命題と F (p) の形式 / 7 | |
| 1-2-2-3 発語内行為の規則 / 7 | |
| 1-2-2-4 発語内行為の分類 / 8 | |
| 1-2-3 本研究の基本的立場——Vandervekenの言語行為論 / 8 | |
| 1-2-3-1 『意味と発話行為』 / 8 | |
| 1-2-3-2 発語内効力の構成要素と原発語内効力 / 9 | |
| 1-2-3-3 発語内行為の成功条件と充足条件 / 10 | |
| 1-2-4 言語行為の位置付け / 10 | |
| 1-3 本研究の構成 / 12 | |
| | |
| 第2章 ダロウの発話の発語内効力 | 13 |
| 2-1 ダロウの主な先行研究と問題点 / 13 | |
| 2-1-1 本質及び推量用法を中心とした主な先行研究 / 13 | |
| 2-1-1-1 寺村 (1984) / 13 | |
| 2-1-1-2 益岡 (1991、2002) / 14 | |
| 2-1-1-3 宮崎 (1995) / 16 | |
| 2-1-1-4 安達 (1997) / 17 | |
| 2-1-1-5 森山 (2000) / 18 | |
| 2-1-1-6 本質及び推量用法を中心とした主な先行研究の比較 / 19 | |
| 2-1-2 確認要求用法を中心とした主な先行研究 / 19 | |
| 2-1-2-1 鄭 (1995) / 19 | |
| 2-1-2-2 蓮沼 (1995) / 20 | |
| 2-1-2-3 三宅 (1996) / 22 | |

| | |
|----------|------------------------------|
| 2-1-2-4 | 宮崎 (2000) / 23 |
| 2-1-2-5 | 確認要求用法を中心とした主な先行研究の対応関係 / 25 |
| 2-1-3 | ダロウの主な先行研究の問題点 / 25 |
| 2-2 | ダロウの発話の意味 / 26 |
| 2-2-1 | 先行研究におけるダロウの意味 / 26 |
| 2-2-2 | ダロウの発話と心的行為及び心的状態 / 26 |
| 2-2-3 | ダロウの発話の意味の分析 / 29 |
| 2-3 | ダロウの発話の発語内効力 / 34 |
| 2-3-1 | 発語内効力の基本的概念 / 34 |
| 2-3-1-1 | 原発語内効力 / 34 |
| 2-3-1-2 | 発語内効力の構成要素 / 36 |
| 2-3-2 | ダロウの発話の発語内効力の分析 / 39 |
| 2-3-2-1 | ダロウ A の発話の発語内効力 / 39 |
| 2-3-2-2 | ダロウ B の発話の発語内効力 / 40 |
| 2-3-2-3 | ダロウ C の発話の発語内効力 / 41 |
| 2-3-2-4 | ダロウ D の発話の発語内効力 / 42 |
| 2-3-2-5 | ダロウ E の発話の発語内効力 / 42 |
| 2-3-2-6 | ダロウ F の発話の発語内効力 / 44 |
| 2-3-2-7 | ダロウ G の発話の発語内効力 / 45 |
| 2-3-2-8 | ダロウ H の発話の発語内効力 / 46 |
| 2-3-2-9 | ダロウ I の発話の発語内効力 / 47 |
| 2-3-2-10 | ダロウ J の発話の発語内効力 / 49 |
| 2-3-2-11 | ダロウ K の発話の発語内効力 / 50 |
| 2-3-3 | ダロウの発話の発語内効力の位置付け / 50 |
| 2-4 | 本章のまとめ / 55 |

第3章 「吧 ba」の発話の発語内効力・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

| | |
|---------|-------------------------|
| 3-1 | 「吧 ba」の発話の意味 / 56 |
| 3-1-1 | 先行研究における「吧 ba」の意味 / 56 |
| 3-1-2 | 「吧 ba」の発話の意味の分析 / 56 |
| 3-2 | 「吧 ba」の発話の発語内効力 / 60 |
| 3-2-1 | 「吧 ba」の発話の発語内効力の分析 / 61 |
| 3-2-1-1 | 「吧 ba」 L の発話の発語内効力 / 61 |
| 3-2-1-2 | 「吧 ba」 M の発話の発語内効力 / 61 |
| 3-2-1-3 | 「吧 ba」 N の発話の発語内効力 / 61 |
| 3-2-1-4 | 「吧 ba」 O の発話の発語内効力 / 62 |

| | |
|----------|----------------------------|
| 3-2-1-5 | 「吧 ba」 P の発話の発語内効力 / 63 |
| 3-2-1-6 | 「吧 ba」 Q の発話の発語内効力 / 63 |
| 3-2-1-7 | 「吧 ba」 R の発話の発語内効力 / 64 |
| 3-2-1-8 | 「吧 ba」 S の発話の発語内効力 / 64 |
| 3-2-1-9 | 「吧 ba」 T の発話の発語内効力 / 65 |
| 3-2-1-10 | 「吧 ba」 U の発話の発語内効力 / 66 |
| 3-2-1-11 | 「吧 ba」 V の発話の発語内効力 / 66 |
| 3-2-1-12 | 「吧 ba」 W の発話の発語内効力 / 67 |
| 3-2-1-13 | 「吧 ba」 X の発話の発語内効力 / 68 |
| 3-2-1-14 | 「吧 ba」 Y の発話の発語内効力 / 69 |
| 3-2-1-15 | 「吧 ba」 Z の発話の発語内効力 / 70 |
| 3-2-2 | 「吧 ba」 の発話の発語内効力の位置付け / 71 |
| 3-3 | 本章のまとめ / 76 |

第4章 ダロウと「吧 ba」の対照・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

| | |
|-------|--------------------|
| 4-1 | ダロウと「吧 ba」の意味 / 77 |
| 4-1-1 | ダロウの意味と役割 / 78 |
| 4-1-2 | 「吧 ba」の意味と役割 / 79 |
| 4-2 | ダロウと「吧 ba」の対照 / 81 |
| 4-3 | 本章のまとめ / 83 |

第5章 まとめ・・ 84

| | |
|-----|--------------------|
| 5-1 | 言語行為論とモダリティ形式 / 84 |
| 5-2 | 本研究のまとめ / 85 |
| 5-3 | 今後の課題 / 86 |

参考文献・・ 87

用例出典・・ 90

第1章 序論

1-1 研究の目的と方法

本研究は、言語行為論 (speech act theory) に基づいて日本語のダロウと中国語の「吧 ba」の対照分析を行う。

言語行為論には、発語内行為 (illocutionary acts) という概念があるが、これは、自然言語の使用と理解における字義通りの意味の第一義的単位 (primary units of meaning) である。発話の文脈において思考を伝達するという目的を持つ話し手はだれでも、発語内行為を遂行する意図を持つ。しかも、その発語内行為を遂行しようとする意図は、話し手がその発話の文脈で意味し、聞き手に理解してもらおうと意図する部分である。

自然言語の使用における適切な文脈で、首尾よく (successfully) 文を発することによって遂行される発語内行為のたいていは、発語内効力 (illocutionary force) F と命題内容 (propositional content) P によって構成される F (P) の論理形式を持つ基本的発語内行為 (elementary illocutionary acts) である。発語内効力は、発語内目的 (illocutionary point)、達成の様式 (mode of achievement)、命題内容条件 (propositional content conditions)、予備条件 (preparatory conditions)、誠実条件 (sincerity conditions)、強さの度合い (degree of strength) の六つの構成要素から構成されている。

話し手が字義通りに話す時、彼の発話の第一義的発語内行為は、彼がその発話の文脈の中で用いる文によって表現されるものである。換言すれば、文が発語内行為を遂行するための最小の統語装置 (syntactic devices) である。基本的発語内行為は、自然言語において f (A) の論理形式を取る基本文 (elementary sentences) によって表現される。f は、発語内効力標識 (illocutionary force markers) を表し、A は、節を表している。一つの基本文の発語内効力標識は、その文の語句やその他の統語特徴 (syntactic features) を示し、その意味が、一つの可能な使用の文脈においてその文の字義通りの発話の一つの (あるいは、もしその発話が曖昧な場合に、複数の) 可能な発語内効力を持つ、ということを決める。一つの基本文の節は、その文の語と統語特徴から構成され、その意味が、一つの可能な使用の文脈においてその文の字義通りの発話の一つの (あるいは、もしその発話が曖昧な場合に、複数の) 可能な命題内容を持つ、ということを決める。換言すれば、発語内効力 (の六つの構成要素) が発語内効力標識によって自然言語において表現され、命題内容が節によって表現される。ほとんどの自然言語においては、動詞のムード、語順、文のタイプ、副詞表現、イントネーション、強勢、句読記号などが発語内効力標識の意味論的役割を果たす主要な統語特徴であり、主語、人称、動詞の時制などが節の主要な特徴である。

本研究では、ダロウと「吧 ba」が発語内効力標識の一つであるという想定の上で、ダロウと「吧 ba」の基本文 (すなわち命題内容を表現する節と、発語内効力を表現するダロウ、

イントネーションやその他の統語特徴を含んだ発語内効力標識から構成される文と、命題内容を表現する節と、「吧 ba」、イントネーションやその他の統語特徴を含んだ発語内効力標識から構成される文)の発話の発語内行為と、その発語内行為の発語内効力(の六つの構成要素)とを分析し、そして発語内効力標識の一つと見なされるダロウと「吧 ba」の意味・役割、すなわちダロウと「吧 ba」が日本語と中国語においてどのようにその発語内効力(の六つの構成要素)を表現するのか、ということ进行分析する。最後に、ダロウの発話の意味と「吧 ba」の発話の意味との対照、ダロウの発話の発語内効力と「吧 ba」の発話の発語内効力との対照、及び発語内効力におけるダロウの意味・役割と「吧 ba」の意味・役割との対照を行って、ダロウと「吧 ba」の異同を述べる。

1-2 言語行為論

言語行為論の理論を構築し、主要な主張をなしてきたのは、Austin、Searle、Vandervekenの三者である。この節では、本研究の理論的根拠としての言語行為論の要点や主張、及び本研究の基本的立場を述べ、コミュニケーションにおける言語行為の位置付けをも行う。

1-2-1 言語行為論の形成——Austinの言語行為論

1-2-1-1 行為遂行的発言の分離 (Austin (1962)の第一講)

陳述文は、哲学の中心課題の一つであり、二千年に渡って論じられている。1930年代に始まった論理実証主義は、例文(1)(2)のような、真か偽かのいずれかであると判断することができる、すなわち検証可能(verifiable)な陳述文は、有意味であり、例文(3)(4)のような、検証不可能なものは、無意味であると考えている。Austinは、異論を唱えて、行為遂行的発言(performative utterances)という種類の発話を指摘した。

- (1) The cat is on the mat.
- (2) All the guests are French.
- (3) I name this ship the *Queen Elizabeth*.
- (4) I bequeath my watch to my brother.

Austinは、例文(1)(2)のような発話を、事実確認的発言(constative utterances)と呼んでいる。事実確認的発言は、従来の陳述文に相当し、何らかの事態を記述したり何らかの事実を陳述したりするという役割を果たす。しかも真か偽かのいずれかである。事実確認的発言ではないが、例文(3)(4)も有意味なものである。しかしながらこの種の発話は、事態を記述したり事実を陳述したりするものではなく、すなわち単に何ごとかを言うというだけのものではなく、何ごとかを行うものである。しかも真か偽かのいずれかではない。例えば、例文(3)を言うことは、船の命名式を記述するのではなく、船を命名するという行為を行っているということを陳述するのでもない。むしろ「I name this

ship the *Queen Elizabeth*.」を言うことは、命名という行為を実際に行うことに他ならないのである。しかも例文（3）は、真か偽かのいずれかではない。Austinは、この種の発話を行為遂行的発言と呼んでいる。

1-2-1-2 行為遂行的発言の不適切性 (Austin (1962) の第二、三、四講)

上述のように例文（3）は、行為遂行的発言であり、命名の行為を遂行するのである。しかしながらその行為を適切に遂行するために、「I name this ship the *Queen Elizabeth*.」という文を発すること以外に、命名式の慣習 (convention) によって決められた数多くの条件が満たされなければならない。例えば「命名式が実際に行われている」、「話し手が船を命名するのに適当な人物でなければならない」、「その船がまだ命名されていない」、などである。すなわち Austin は、行為遂行的発言を適切に発する、換言すれば行為遂行的発言における行為を適切に遂行するのは、必ず慣習によって決められた「適当な状況」(the appropriate circumstances) においてでなければならないと考えている。例文（4）の遺贈の行為を適切に遂行するにも、「遺贈ということが遺言状の中に記された」、「話し手が確実にその時計を持っている」、などの遺贈の慣習によって決められた状況が満たされなければならない。

こうした適切な状況において発される行為遂行的発言は、適切 (felicitous) である。そうでないと、不適切 (infelicitous) である。個々の行為遂行的発言は、異なる適当な状況を持つが、その根底に共通の条件が存在する。Austin は、行為遂行的発言が適切になるための必要条件を六つ挙げた。

- (A・1) ある一定の慣習的な効果を持つ、一般に受け入れられた慣習的な手続きが存在しなければならない。そしてその手続きはある一定の状況のもとにおける、ある一定の人々による、ある一定の言葉の発言を含んでいなければならない。
- (A・2) 発動された特定の手続きに関して、ある与えられた場合における人物及び状況がその発動に対して適当でなくてはならない。
- (B・1) その手続きはすべての参与者によって正しく実行されなくてはならない。
- (B・2) 完全に実行されなくてはならない。
- (Γ・1) その手続きが、しばしば見受けられるように、ある一定の考え、あるいは感情を持つ人物によって使用されるように構成されている場合、あるいは参与者のいずれかに対して一連の行為を惹き起こすように構成されている場合には、その手続きに参加し、その手続きをそのように発動する人物は、事実、これらの考え、あるいは感情を持っていなければならない。またそれらの参与者は自らそのように行動することを意図していなければならない。そしてさらに、
- (Γ・2) これらの参与者はその後もしばしば引き続き、実際にそのように行動しなければならない。

次に Austin は、行為遂行的発言が以上の規則に違反して不適切になる「仕方」、すなわ

ち不適切性の種類を挙げた。ここで次のように六つの不適切性をまとめておく。

不発：行為は企図されたが無効である。(A と B に違反する。)

誤発動：行為は許されていない。(A に違反する。)

不行使：慣習が存在しない。(A・1 に違反する。)

誤適用：慣習が適用しない。(A・2 に違反する。)

誤執行：行為は実効を失う。(B に違反する。)

欠陥：慣習的な手続きが正しく実行されない。(B・1 に違反する。)

障害：慣習的な手続きが完全に実行されない。(B・2 に違反する。)

濫用：行為は言葉だけで実質がない。(Γ に違反する。)

不誠実：必要とされる感情・考え・意図が欠如する。(Γ・1 に違反する。)

不実行：あとに続く行動をしない。(Γ・2 に違反する。)

不行使、誤適用、欠陥、障害、不誠実、不実行という六つの不適切性は、それぞれ行為遂行的発言が適切になるための六つの必要条件に対応する。ちなみに Austin は、この不適切性の分類が完全なものでもなく、相互排反的なものでもないと考えている。

1-2-1-3 事実確認的発言と行為遂行的発言の区別 (Austin (1962) の第四、五、六、七講)

事実確認的発言が真か偽かのいずれかであるのに対して、行為遂行的発言は、適切か不適切かのいずれかである。これは、行為遂行的発言を事実確認的発言から区別する基準の一つであるが、Austin (1962) の第四、五講において、Austin は、行為遂行的発言の適切性はある種の陳述の真偽に依存し、不適切性は陳述にも適用可能であると気づいた。Austin は、一つの陳述が別の陳述の真理性を含意する仕方のうち、「前提する (presuppose)」、「含意する (imply)」、「帰結する (entail)」を取り上げてこの問題を次のように考察した。

(5) All of John's children are monks, but John has no children.

(6) The cat is on the mat, but I don't believe it.

(7) All men blush, but not any men blush.

(8) Not owning a watch, saying 'I bequeath my watch to my brother.'

(9) Not intending to be there, saying 'I promise to be there.'

(10) Saying 'I welcome you', but proceeding to abuse the guest.

「All of John's children are monks.」は、ジョンに子供がいることを前提する。例文 (5) は、矛盾している。「The cat is on the mat.」は、その猫がマットの上にいると話し手が信じていることを含意する。例文 (6) は、矛盾している。「All men blush.」は、赤面する人が存在することを帰結する。例文 (7) も矛盾している。事実確認的発言の前提、含意、帰結の概念を用いて、行為遂行的発言を分析することもできる。例文 (8) は、

誤適用の不適切性であるが、「All of John's children are monks.」がジョンに子供がいることを前提すると同様に、「I bequeath my watch to my brother.」が話し手が時計を持っていることを前提するので、例文（8）は、不適切になる。例文（9）は、不誠実であるが、「The cat is on the mat.」がその猫がマットの上にいると話し手が信じていることを含意すると同様に、「I promise to be there.」が話し手が約束する意図を持っていることを含意するので、例文（9）は、不適切になる。例文（10）は、不実行であるが、「All men blush.」が赤面する人が存在することを帰結すると同様に、「I welcome you.」が話し手が友好的に相手を扱うことを要することを帰結するので、例文（10）は、不適切になる。一方不適切性は、事実確認的発言にも適用可能である。例文（5）を、A・2に違反して誤適用であると、例文（6）を、Γ・1に違反して不誠実であると、例文（7）を、Γ・2に違反して不実行であると説明することもできる。

このように真偽が行為遂行的発言に適用可能であり、不適切性が事実確認的発言に適用可能であり、両者の間に平行関係があるという結果になった。果たして両者に相違があるのであろうか。Austinは、第五講から両者を区別するための文法的・語彙的基準を求めたが、「このような絶対的基準が存在しないことは確実である」、「さらにすべての可能な基準の一覧表を提示することは極めて高い蓋然性を持って不可能である」、「仮にこのような可能な基準を持ってしても、遂行的発言が事実確認的発言から区別されないことはほぼ確実である」という結論を下した。

1-2-1-4 言語行為論の提出 (Austin (1962) の第八、九、十、十二講)

Austin (1962) の冒頭に事実確認的発言と行為遂行的発言の区別が設定されたが、不適切性及び文法的基準などによって両者を区別する試みは、失敗に終わった。第七講の終わりから Austin は、行為遂行的発言の根本的特質、すなわち何ごとかを言うことが何ごとかを行うということを再考した。具体的に言えば、「何ごとかを言うことが何ごとかを行うことであるとか、何ごとかを言いながら何ごとかを行っているとか、あるいはさらに、何ごとかを言うことによって何ごとかを行っているというような時、これらのことに何通り程の意味があるかということ」を検討し直した。その結果として、何ごとかを言う時、行われる一連の行為は、発語行為 (locutionary acts)、発語内行為、発語媒介行為 (perlocutionary acts) の三者に分けられた。

発語行為とは、一定の音声を発すること (音声行為と呼ばれる)、一定の構文の中で一定の単語群を述べること (用語行為と呼ばれる)、及びそれらの単語を哲学者がよく用いる意味での「意味」(meaning) を伴って、すなわちある一定の意味 (sense) とある一定の言及対象 (reference) とを伴ってその語を発するという (意味行為と呼ばれる) が含まれ、十全かつ正常な意味で「何ごとかを言う」という行為である。

発語内行為とは、発語行為を遂行する時、同時に、それ自体において (*eo ipso*)、話し手が遂行されたもう一つの行為である。すなわち何ごとかを言いながら行われた行為であ

る。例えば、何ごとかを言いながら、遂行された情報伝達、命令などの行為である。また発語内行為は、一定の慣習的な発語内効力を持つのである。

発語媒介行為とは、発語行為と発語内行為の遂行によって、「聞き手、話し手、またはそれ以外の人物の感情、思考、行為に対して結果としての効果を生ずる」という意味の行為である。すなわち何ごとかを言うことによって、説得、勧誘、阻害、驚かせたり誤らせたりすることなどを引き起こし、なし遂げることである。

例えば、「Shoot her!」という行為遂行的発言を発する場合、発語行為は、話し手が聞き手に「彼女を撃て」と言い、「撃つ」で撃つことを意味し、「彼女」で彼女に言及するということである。発語内行為は、話し手が聞き手に、彼女を撃つように促がす（あるいは助言する。命令する）ということである。発語媒介行為は、話し手が聞き手に対して、彼女を撃つことを説得する、あるいは聞き手に彼女を撃たせるということである。

ちなみに十二講において、Austin は、判定宣告型 (verdictives)、権限行使型 (exercitives)、行為拘束型 (commissives)、態度表明型 (behabitives)、言明解説型 (expositives) という発語内効力の五分類を提案した。

1-2-1-5 事実確認的発言と行為遂行的発言の総合 (Austin (1962) の第十一、十二講)

Austin は、単に何ごとかを言うというだけのものではなく、何ごとかを行うものでなければならないという行為遂行的発言の特性を再考し、発語行為、発語内行為、発語媒介行為の三者を区別してきた。しかしながら、これで事実確認的発言と行為遂行的発言を区別することができるのであろうか。Austin の議論によって示された答えは、否である。Austin は、「何かを言う時は、つねに発語行為と発語内行為の両方を遂行している」、さらに「事実確認的発言の陳述と記述も、単に何ごとを言うだけではなく、警告したり宣告したりすることと同様に、発語内行為を遂行する」、「陳述、記述などは、数多くの他の発語内行為に対して与えられた名称の中の単なる二つのものであるにすぎない」、などと結論を下した。

このように Austin は、Austin (1962) の冒頭から事実確認的発言と行為遂行的発言の区別を設定し、その区別の基準を求めてきたが、第十一講において、発語行為、発語内行為、発語媒介行為から構成される言語行為という上位概念によって両者を総合して、言語行為論の理論を構築したのである。

1-2-2 言語行為論の発展——Searle の言語行為論

1-2-2-1 言語行為の分類

Searle は、Austin の言語行為論の基本的な考えを受け入れ、さらに修正して一層綿密な理論を発展させた。言語行為の分類については、Searle (1969) は、語 (形態素、文) を発する発話行為 (utterance act)、指示と述定によって命題を表現することである命題行為 (propositional act)、陳述、質疑、命令、約束などを行う発語内行為、発語媒介行為

の四種類に分けた。Searle の発話行為が Austin の音声行為と用語行為にほぼ対応し、命題行為が Austin の意味行為にほぼ対応し、発語内行為と発語媒介行為が Austin の発語内行為と発語媒介行為に対応するということである。両者の分類における最も大きな相違は、Searle が命題という概念を言語行為論に導入し、命題行為という言語行為を提案したということである。

1-2-2-2 命題と F (p) の形式

命題を表現することは、命題行為である。Searle の言語行為論における命題とは、陳述という行為において陳述されるものであり、主張という行為において主張されるものであり、すなわち発語内行為の内容である。「二つの異なる発語内行為が同じ指示と述定とを含んでいる時は、指示表現の意味が同一であればつねに、同じ命題が表現されている」。例えば「Sam smokes habitually.」と「Does Sam smoke habitually?」は、異なる発語内行為を持つ発話であるが、同一の命題が表現されている。

命題行為と発語内行為は、遂行される時、それぞれに対応する一定の統語形式が存在する。発語内行為に対応するのは、完全な文であり、命題行為に対応するのは、文の各部分である。それで、文の統語的な構造の中にある二つの要素、すなわち命題表示部分 (propositional indicator) と発語内効力表示部分 (illocutionary force indicator) とを区別することが可能である。発語内効力表示部分は、「その命題がどのように受け取られるべきであるかということ、あるいは別の言い方をすれば、その発話がいかなる発語内効力を持つべきであるかということ、すなわち、話し手は、その文を発する際にいかなる発語内行為を遂行しているかということを示すものである」。この区別を記号法によって表示すると、F (p) の形式が得られる。すなわち「(非常に数多くの種類の) 発語内行為の一般的形式は、F (p) というものである。ここで変項 'F' は値として発語内効力表示方策 (illocutionary force indicating device) (IFID と略称する) を取り、変項 'p' は値として命題の表現 (expressions for propositions) を取る」。

1-2-2-3 発語内行為の規則

上述のように Austin は、行為遂行的発言が適切になるための必要条件を挙げた。Searle も、言語行為の規則を詳細に論じた。実は Searle (1969) の冒頭において、一つの言語を使用するという事は、規則によって支配された行動形態に関与することである、換言すれば、言語は規則に支配された意図的な行動である、という仮説を立てた。発語内行為の規則は、Searle の用語を用いて言えば、発語内効力表示方策を使用するための規則である。Searle は、まず約束という行為を例として、適切に約束するための条件を分析し、その諸条件から規則を抽出した。ここで次のようにまとめておく。

命題内容規則 (propositional content rule) : 約束の IFID が使用されるのは、その内容が未来の事柄である場合だけである。

事前規則 (preparatory rule) :

その一：約束の IFID が使用されるのは、その内容が約束相手にとって望ましい事柄である場合に限られる。

その二：約束の IFID が使用されるのは、その内容がすでに起こった事柄とかどうせ起きるに決まっているような事柄ではない場合に限られる。

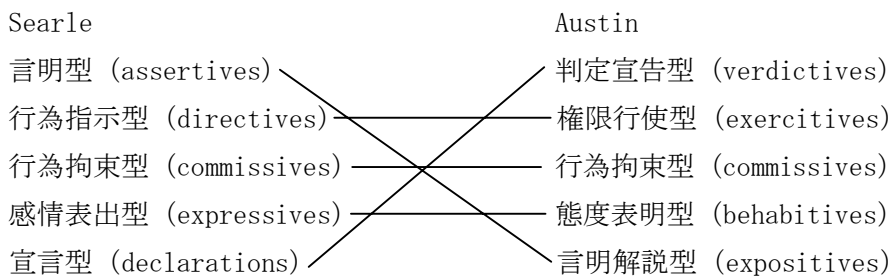
誠実性規則 (sincerity rule) : 約束の IFID が使用されるのは、約束者がその約束を実行する意図がある場合に限られる。

本質規則 (essential rule) : 約束の IFID を使用することは、その約束を実行する義務を負うことになる。

このように Searle は、発語内行為の規則として、命題内容規則、事前規則、誠実性規則及び本質規則を提案した。ちなみに発語内行為の規則を除いて、Searle は、命題行為としての指示と述定の条件及び規則も論じた。

1-2-2-4 発語内行為の分類

Searle (1979) は、Austin の発語内効力の分類を批判し、「動詞と行為が混同された」、「すべての動詞が発語内動詞であるというわけではない」、「各範疇の間に重複部分が多い」、「各範疇の中に異成分が多い」、「範疇の中にリストされた動詞が当該の範疇の定義を満足させないものも多い」、「首尾一貫した分類の原則がない」、という六つの問題点を指摘した。そして Searle は、個々の発語内行為を区別する基準を十二個立てた。そのうち、発語内的目的、合致の方向 (direction of fit)、心的態度 (psychological state)、内容 (content) という四つの基準を使って発語内行為を五種類に分類した。この五種類の発語内行為は、次のようなものである。Austin の分類と比べれば、分類の基準がかなり違っているが、大体の枠組みは、変わっていない。



1-2-3 本研究の基本的立場——Vanderveken の言語行為論

1-2-3-1 『意味と発話行為』

『意味と発話行為』(Vanderveken (1990)) は、可能な自然言語のための一般成功・真理条件意味論 (general success-truth conditional semantics) の本である。本の主な目的は

文の意味の真理条件的側面と、成功条件的側面の両方を特徴付けることが可能な自然言語の形式意味論を構築するために、発語内論理を使用し、またそのさらなる展開を目指すものである。これは、すべての可能な発語内効力を伴う、F (P) の論理形式を取る発話行為を表現するすべての統語タイプの基本文を、形式意味論において適切に解釈するために必要欠くべからざるものである。このような一般成功・真理条件的形式意味論を構築することによって、私は、Austin と Searle 以来の伝統の中で展開してきた言語行為理論と、Frege、B. Russell、及び A. Tarski 以来の伝統の中で展開してきた古典的真理条件的形式意味論の両者の統合を図るつもりである。

本研究の基本的立場は、『意味と発話行為』に基づいたものである。すなわち「発話を発することは、一群の行為を遂行する」、「発語内行為は、自然言語の使用と理解における字義通りの意味の第一義的単位である」、「発語内行為の中核としての発語内効力は、いくつかの構成要素に分割することができる」、「発語内行為及び発話は、成功条件と充足条件を持つ」、という立場である。

1-2-3-2 発語内効力の構成要素と原発語内効力

Vanderveken (1990) は、基本的発語内行為は、発語内効力 F と命題内容 P によって構成された F (P) の論理形式を取ると規定している。発語内効力は、発語内目的、達成の様式、命題内容条件、予備条件、誠実条件、強さの度合いの六つの構成要素から構成されている。発語内目的は、発語内効力の最も重要な要素である。言葉と世界の間合致の方向を決めている。達成の様式は、発語内行為が首尾よく遂行される場合に、その発語内目的が命題内容に対してどのように達成されなければならないかを決定する。命題内容条件は、発語内効力が、発話の文脈においてその発語内効力を持つ行為の命題内容と見なせる命題の集合に課す条件である。予備条件は、話し手が可能な発話の文脈においてその発語内効力を持つ行為を遂行すると、どの命題を彼が前提とするかを決定する。誠実条件は、話し手が発語内行為を誠実に遂行するならば、彼の抱いているであろう特別な心的状態の様式を決定する。心的状態は、発語内効力に依存する形で異なる強さの度合いによって表現される。

Vanderveken (1990) は、六つの構成要素が様々な発語内効力を構成するが、すべての発語内効力が五つの原発語内効力 (primitive illocutionary forces) から派生されると考えている。この原発語内効力は、最も単純な可能な発語内効力である。それらは、一つの発語内目的を持つが、特別の達成の様式は持たなく、強さの度合いは中立で、命題内容、予備条件及び誠実条件のみを持つ。これらは、言明の原発語内効力 (primitive assertive illocutionary force)、行為拘束の原発語内効力 (primitive commissive illocutionary force)、行為指示の原発語内効力 (primitive directive illocutionary force)、宣言の原発語内効力 (primitive declarative illocutionary force)、感情表現の原発語内効力 (primitive expressive illocutionary force) である。その他のすべての発語内効力は、「新しい構成要素を加えたり強さの度合いを変更したりすることを本務とする五つの単純

な論理演算の有限回の発語内効力への適用によって」原発語内効力から派生される。

1-2-3-3 発語内行為の成功条件と充足条件

Vanderveken (1990) は、発語内行為は、成功条件と充足条件を持つと考えている。この成功条件と充足条件を決めるのは、上述の発語内効力の六つの構成要素である。発語内行為の成功条件は、話し手が発話の可能な文脈においてその行為を首尾よく遂行するために、その文脈において手に入れなければならない条件である。具体的には、次のように発語内行為の成功条件を規定している。

- ①話し手は F の達成の様式で命題 P に対して F の発語内目的を達成し、そして命題 P は、その文脈において F の命題内容条件を充足する；
- ②さらに話し手は、F の予備条件 h によって決定される命題 $h(i, P)$ を前提とする；
- ③話し手は、また F の強さの度合いで、F の誠実条件によって決定される心理の様式 m を持つ論理形式 $m(P)$ の心的状態も表現する。

発語内行為の充足条件は、話し手が発話の可能な文脈の世界においてその行為が充足されるために、その文脈において手に入れなければならない条件である。充足条件の概念は、すべての発語内効力をカバーするのに必要な真理条件の概念の明確な一般化である。

1-2-4 言語行為の位置付け

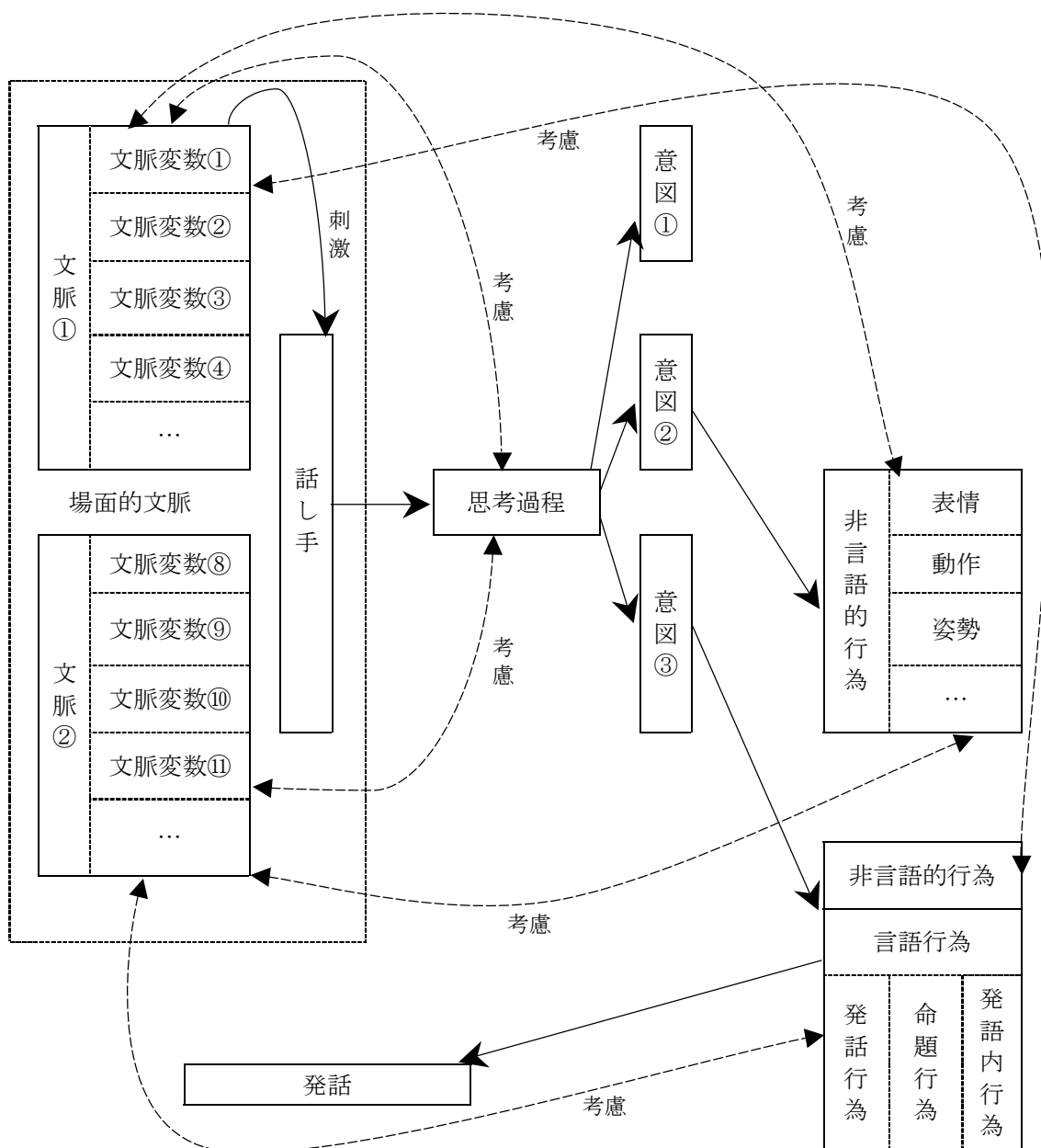
コミュニケーションにおける言語行為の担う役割は、[図 1] (2005 年 筆者作図) によって示すことができる。この図は、極簡単な発話が行われる過程である。

まず「文脈①」が話し手に「刺激」を与えて、話し手がある「思考過程」を始める。「思考過程」の進行中に、話し手は、場面的文脈 (context of situation) を構成する「文脈①」と「文脈②」をも考慮する。そしてコミュニケーションの意図である「意図②」または「意図③」が生じる。非コミュニケーションの意図である「意図①」などが生じる可能性もある。「意図②」を達成するための手段は、表情・動作・姿勢・接触などによって行われる非言語的行為である。この種のコミュニケーションは、非言語コミュニケーションと称されている。「意図③」を達成するための手段は、非言語的行為を伴う言語行為である。この種のコミュニケーションは、言語コミュニケーションと称されている。言語行為が遂行される結果は、発話である。非言語的行為と言語行為が遂行される際に、話し手は、「文脈①」と「文脈②」をも考慮する。

例えば「知人に会った」、「時は夕方だ」などの「文脈変数」から構成された「文脈①」が話し手に「刺激」を与えて、話し手が「思考過程」を始める。この「思考過程」の進行中に、話し手が先の「文脈①」と、「場所は会場だ」、「話すのに不便だ」などの「文脈変数」から構成された「文脈②」をも考慮する。そして、挨拶しようとするというコミュニケーションの意図である「意図②」が生じる。これは、話し手が「意図②」を目礼という非言語的行為の手段によって達成するということである。一方、もし「文脈②」が「場所は歩

道だ」、「話すのに便利だ」などの「文脈変数」から構成された場合には、挨拶しようとするというコミュニケーションの意図である「意図③」が生じる。話し手が「意図③」を「こんばんは。」という発話の形で表現される言語行為の手段によって達成するということである。非言語的行為または言語行為が遂行される時、話し手は、「文脈①」と「文脈②」をも考慮する。

[図1] 言語行為の位置付け



この図が示すように、言語行為は、コミュニケーション、特に言語コミュニケーションにおいて、中心的な役割を担っている。

1-3 本研究の構成

第1章では、研究の目的と方法、本研究の理論的根拠としての言語行為論の形成と発展、言語行為論の要点と主張、本研究の基本的立場などを述べてきた。

第2章では、先行研究に基づいてダロウの発話の意味を挙げ、ダロウの発話の発語内行為、及びその発語内行為の発語内効力を分析する。そしてその発語内効力の位置づけを行う。

第3章では、先行研究に基づいて「吧 ba」の発話の意味を挙げ、「吧 ba」の発話の発語内行為、及びその発語内行為の発語内効力を分析する。その発語内効力の位置づけを行う。

第4章では、第2章と第3章の研究を通してダロウと「吧 ba」の意味・役割を分析する。ダロウと「吧 ba」の発話の意味の対照、ダロウと「吧 ba」の発話の発語内効力の対照、及び発語内効力におけるダロウと「吧 ba」の意味・役割の対照を行う。

第5章では、本研究のまとめをし、残された課題について考える。

第2章 ダロウの発話の発語内効力

2-1 ダロウの主な先行研究と問題点

ダロウの先行研究は、推量用法と確認要求用法に集中している。本節では、推量用法と確認要求用法を中心としたダロウの主な先行研究を紹介し、言語行為論の観点からその問題点を述べる。

2-1-1 本質及び推量用法を中心とした主な先行研究

2-1-1-1 寺村 (1984)

寺村 (1984) は、ダロウを「概言のムード」の中に位置付け、その基本的な意味を「推量」と捉えている。そして、

- ①「ダロウは、概言的表現の中で、自分がこうだと考えるということについて、自分自身は当然何かの拠りどころを持っているのがふつうだが、そのことを相手に知らせる意識はないときに出てくる表現である」。
- ②「その推量の根拠は、ふつうは自分のこれまでの経験、知識の総合である。つまり、「自分はこう考える」という感じが一番強い」。
- ③「発話時点での心の状態をいうのが専らで、対立する過去の形を持たない」。客観化できない。
- ④ダロウの主体が話し手自身である。

という四つの特徴を指摘してダロウの主観性の強さを強調している。さらに、ダロウの他の用法もその主観性の強さと深い関係を有すると見ている。

この①は、次のように理解する。ヨウダやラシイは、自分自身が何かの根拠に基づいて推量を行うということを相手にほのめかすのである。それに対して、ダロウは、根拠があることを相手に明示しない。ただし、ダロウが用いられた文、文連鎖、談話・テキストには、推量の根拠が明示的に語られるものも多い。

(1) ……太陽はまだ西の端に傾いていなかった。でも母親と約束したとおりに、たくさん摘んできたのだから叱られることはないだろう。(加藤幸子『夢の壁』)

(2) お父さまの声がたのしそだった、お父さまの口調がこうなると、話がとても長びいてしまうことを、あたしはよく知っている。きょう、宇宙植物園につれていっていただく約束だったが、だめになってしまうだろう。

(星新一『ボッコちゃん』)

例文 (1) のダロウの根拠は、文の中のカラ節の形で明示されている。例文 (2) は、文脈の中に明示されている。

②は、ダロウの推量の根拠が主観的だと言っている。やはりヨウダやラシイと比べて説明する。ヨウダやラシイの推量の根拠は、直接観察して得た情報、あるいは他者から聞いた情報のような客観的なものであるが、ダロウの推量の根拠は、自分の経験、知識のような主観的なものである。

③は、ヨウダやラシイがいずれもヨウダッタ、ラシカッタの過去形になれるが、ダロウは、過去形を持たず、客観化できないので、発話時点での心の状態を表す直接的表現であるということである。しかも、④によって、ダロウの主体が話し手自身であり、他者の心の状態を表すことができない。例えば

(3) 太郎は負けるだろう。

(寺村 (1984) の例文)

では、話し手が「太郎が負ける」ということに対する推量を行っており、推量の主体は、話し手自身である。太郎が「負ける」ということに対する推量の主体だとは考えられない。

このように①、③と④は、ダロウの形態・統語上の主観性を、②は、ダロウの根拠の主観性を説明している。

寺村 (1984) には、次の分析もある。

⑤「ダロウという形で推量の表現をするのは、その根拠が自分個人の知識や経験だけによる場合で、その点で結局は確言的な断定のダと大して変わらない。「ダ」による確言的な断定を避けるのは、必ずしも確信の度が低いからではない」。

⑥「特に論説調の文章によく出てくるダロウには、ダ、デアルという言いかたを単にやわらかい調子のものにしたというだけで、自信のある断定であることが少なくない」。

⑦「ダロウが、「推量」というものの、自分の考えをかなり強く押し出す意識に支えられている」。

⑧「このように主観性が強く、また情意の表現という色合いを持っているため、文末いろいろなイントネーションに離れた、話し相手への働きかけ、すなわち対人的ムードにも使われる」。

⑤と⑥には、ダロウの文が断定の文とほぼ同ニュアンスを生じる可能性がある一方、断定を緩和する機能を持っているという特徴が書いてある。

2-1-1-2 益岡 (1991、2002)

益岡 (1991) は、事柄の真偽に関する判断を表すモダリティを、「真偽判断のモダリティ」と称し、真偽判断が定まっているか定まっていないかという対立を「既定」、「未定」と呼び分けた。そして既定の真偽判断において、事の真偽を確定的なものとして扱う場合と、確定に至らないものとして扱う場合の対立を「断定」、「断定保留」と言い表した。すなわち、「断定」は、話し手が事柄の真偽を判断して百パーセントの(肯定的または否定的な)

確定の結論に至ること、「断定保留」は、判断して百パーセントの確定の結論に至らないこと、「未定」は、判断を放棄することを言う。

益岡（1991）は、ダロウの「第一義」が「断定保留」と考え、ダロウは当該の真偽判断が表現者個人の判断であるという限定を付けるところに特徴がある。言うならば、「私的な判断」であることを明示して断定的な表現になることを避けるわけである、と述べている。

「断定保留」の意味については、益岡（1991）は、断定の保留を要する状況としては様々なものがあると考えて、一例として他者の内面の情意を表す場合を挙げた。

（4）太郎は仕事を辞めたい。 （益岡（1991）の例文）

という表現は不自然であるが、

（5）太郎は仕事を辞めたいようだ/に違いない。 （益岡（1991）の例文）

という表現は可能であると述べた。他者の内面に存する情意は、真偽性に限定を付けて言い表す（「断定保留を表す有標の述語の形式」を使う）他はなく、断定できない状況であることを断りさえすれば、他者の情意は表現可能であり、有標の述語の形式を持った「断定保留」の表現が重要な役割を果たすことになると考えている。

しかもダロウの確認要求の用法も「断定保留」によって説明し、話し手は当該の事態が成り立つかどうかの判断について断定を保留し、その判断を下し得ると想定される聞き手に対して考えを求めるわけであると述べている。

上述の「断定の保留を要する状況としての他者の内面の情意を表す場合」と「明示する」、「避ける」、「断る」、「保留する」、「求める」のような動詞から見れば、益岡（1991）は、ダロウが強い語用論的機能を持っていると考えている。寺村（1984）のダロウが推量という中心意味を持って、話し手側の「言表事態めあてのモダリティ」の表現であるに対して、益岡（1991）は、推量の機能にほとんど触れておらず、もっぱら語用論的な分析を行っている。ただし益岡（1991）も、ダロウの主観性の強さを指摘し、表現時の判断に限定されること、説明のモダリティの対象となる事柄にダロウが含まれないこと、客観性の高い表現の内部要素にはなり難いこと、という三つの特徴が恒常的に主観性を表現するというダロウの特徴を示すと考えている。

益岡（2002）は、モダリティへの新たな考えを述べている——「真偽判断のモダリティの体系は、述語の無標形式による「断定」と有標形式による「非断定」の対立からなる。無標形式は当該の事態が真であるという断定の判断を表し、有標形式は当該の事態が真であるとはみなし得ないという非断定の判断を表す。非断定の判断は大きく、断定こそできないものの何らかの判断は下すという「定判断」と、真偽の判断がまったく下せない「不定判断」に分かれる。このうち、定判断はさらに「断定保留」、「蓋然性判断」、「証拠性判

断」、「当然性判断」、「伝聞」に下位区分される」。断定保留については、真であるとの確信が持てなかったり聞き手との関係で断定を差し控えたりという事情で断定するのを保留するものであるという考え方を示している。益岡（2002）は、益岡（1991）と比べれば、モダリティの体系への考え方が一部異なっているが、「断定保留」及びその主な形式としてのダロウへの考え方がそれほど異なっていない。

2-1-1-3 宮崎（1995）

宮崎（1995）は、談話における情報の形成・伝達の機構の解明という観点からダロウを綿密に分析している。まず、推量表現としてのダロウについては、「話し手の立場から」、「発話時現在において」という性格（すなわち主観性の強さという性格）と、現場指示の指示詞の「話し手の立場から」、「発話時現在において」という性格の比較を通して、ダロウにも、語用論的要素のダイクシスがあると指摘している。そして現場指示の指示詞が、話し手が対象の所在を話し手自身との関係において指示するという働きを有するということから、ダロウも話し手が情報の所在（すなわち心理的領域）を話し手自身との関係において指示する働きを有すると仮定している。

しかも、推量のダロウの心理的領域が話し手の経験や知識によって直接的に把握しえない領域（話し手が経験や知識によって直接的に把握しうる領域を「話し手の情報領域」あるいは「話し手領域」と呼んでいる）であるゆえに、最後、ダロウが話し手領域にない情報を指示する語用論的要素であるという仮定になっている。

疑いの表現としてのダロウカも、推量表現としてのダロウの「話し手領域にない情報を指示する語用論的要素である」という性格との関わりにおいて分析している。ダロウカの疑問表現には、「自問」、「伺い」と「待遇的な質問」があるが、その中「自問」は、最も基本的な表現である。宮崎（1995）は、次のように分析している。「「～ダロウカ」は、話し手領域外の情報（すなわち「～ダロウ」の意味）について、疑いがある（すなわち「カ」の意味）といった、話し手の心的態度を表すと言える。「～ダロウカ」それ自体は、情報が話し手領域外にあることを表示するだけで、情報と聞き手領域の関係には直接言及しないことから、とりあえずは話し手にとっての疑いだけを表示し、聞き手の知識状態を考慮しないために、本来的な質問の形式としては機能しないと考えられる」。

聞き手が存在する場合、聞き手に問題を共有させ、思惑や見通しを伺おうとする「伺い」も、情報と聞き手領域の関係に直接言及しない。これに対して、聞き手領域の情報を、情報が聞き手領域にあることを前提としない形式を用いて尋ねて、待遇的な意味を派生させる「待遇的な質問」は、情報と聞き手領域の関係に直接言及するというものである。

上述は、ダロウが話し手領域にない情報を指示する語用論的要素であるという基本的な考えに基づいて、「話し手」、「話し手領域」、「話し手領域外」、「指示する」などのキーワードを用いて推量表現と疑いの表現のダロウを分析している。

宮崎（1995）は、もう一つ重要な問題、すなわち情報に対する視点の問題を論じている

——「対話において、話し手と聞き手の間で情報に対する視点が共通である場合を「融合型」、異なる場合を「対立型」と呼ぶことにする。また、独話における視点の在り方を「独立型」と呼ぶことにする。情報に対する視点が共通であるとは、ある情報に対して話し手と聞き手が同じ立場にあるということであり、話し手領域にある情報は聞き手領域にもあり、話し手領域にない情報は聞き手領域にもないという状況を指す。情報に対する視点が異なるとは、ある情報に対して話し手と聞き手が違う立場にあるということであり、話し手領域にある情報は聞き手になく、話し手領域にない情報は聞き手領域にあるという状況を指す。「独立型」は聞き手のいない状況であるから、情報が話し手領域にあるかないかということだけが問題になる状況である」。すなわち情報に対する視点の問題は、情報帰属の問題であるというふうに理解できている。

ダロウについては、独立型は、推量表現としての独話のダロウ、自問のダロウの場合があり、融合型は、推量表現としての対話のダロウ、伺いのダロウ、また待遇的な質問のダロウの場合がある。対立型の視点をとるダロウは、「相手の発言に対するコメント」、「確認要求の「～ダロウ」（下位分類としては、「聞き手の直接体験」、「発話現場の情報」と「聞き手の判断」がある）」がある。

宮崎（1995）は、語用論・談話文法の立場から、ダロウが話し手領域にない情報を指示するということを仮定し、ダロウの文の情報帰属の問題を指摘した上で、ダロウの諸用法を分析している。

2-1-1-4 安達（1997）

安達（1997）は、ダロウによって文を言い切ってしまうと、当該事態が不確かであるにも関わらず、一方的な独断を行っているというニュアンスを持ちやすいと指摘している。これに対して、伝達的な観点から、ダロウが伝える判断は、本来的には聞き手に向けて発信されたものではないために、独断的で一方的な主張というニュアンスが生じるのであり、すなわちダロウは、話し手の判断を聞き手に伝えるという意図を本来的には持っておらず、聞き手への伝達を意図しない「表出」という特徴を持つと説明している。「表出」とは、情報を聞き手に伝えることを意図せず、発話時点での話し手の意志・希望・願望を表明するものである。

このニュアンスを回避するために、安達（1997）は、二つの方略を使えると考えている。一つは、終助詞「ね」や「な」を付加して、述べようとする意見をいったん自分の知識と照らし合わせ、その結果、伝えるのに十分価値がある意見であるという判断をしたものとして伝達するということである。

（6） 沢：女の人が電車の中で読んでいてカッコいい雑誌って何？

木：女の話になってきたな。

権：「設計」とか「オートメーション」とか「施工と実際」なんていう専門誌

だろうね(×だろう)。「株式」は今はダメ。(椎名誠他『発作的座談会』)

もう一つは、思考動詞の補文に埋め込むことによって、ダロウでマークされる判断があくまで個人的なものであり、他の人に受け入れられるだけの一般性を持っているかどうかを確認できないということを明示する(伝える内容を個人情報化する)ことで、このニュアンスを避けるということである。

(7) 先生:「山田団地行きのバスが多いけど、規模が大きい団地なの?」

学生:「そうだろうと思います。(×そうでしょう)。(安達(1997)の例文)

例文(7)は、ダロウで言い切ってしまうと、「山田団地の規模」は不確かであるにも関わらず、断定的な主張を行っている印象を与えてしまうと述べている。

これに対して、ダロウによって言い切りができる場合もあると、安達(1997)は、指摘している。一つは、文脈的に、話し手の述べる意見や情報が聞き手にとっても受け入れやすいと見込まれているため、ダロウによる言い切りが十分容認できて、一方的に断定的な意見を述べているというニュアンスが生じにくいということである。もう一つは、相手に対する配慮を犠牲にしても、強く主張するということを意図する場合で、しばしば一方的に決めつけるようなニュアンスを持つ。音調的には急激な下降を伴うことが多い。

上述のように、安達(1997)は、ダロウ(具体的に推量のダロウか、あるいは確認要求のダロウか、ということ述べていない)の言い切りが強く断定的なニュアンスを持つ場合とダロウの言い切りがそのニュアンスを持たない場合を指摘して、表出というダロウの特徴が原因であると考えている。

2-1-1-5 森山(2000)

森山(2000)は、他の推量の助動詞が疑問文に成れないことと、確認要求の用法を有しないこと、すなわちダロウの「疑問文の問題」と「確認要求の問題」を指摘し、ダロウが「推量」の助動詞であるという従来の見方を疑い、ダロウの本質的な意味は、判断形成過程にあって、最終的な結論ではないと分析している。

前の問題については、森山(2000)は、ダロウの疑問文を「聞き手情報非依存型の疑問文」と呼んでいる。このダロウの意味は、まだ考え中であって、現実としての結論を出さない述べ方をするというものであり、疑問文としても、そういった非現実な述べ方を対立関係として示すことになる。そのため、ダロウ疑問文は、考え中としての非現実な述べ方による疑問文を構成する。この考え中という非現実な意味は、判断形成過程と言い換えることができる。従来「推量」とされた意味も、ダロウの本質的な意味は、判断形成過程にあって、最終結論ではない、というところから説明できると述べている。例えば、

(8) (明らかに時間を知らない人に対して) 今何時だろう (×今何時?)。

(森山(2000)の例文)

という疑問文は、必ずしも聞き手に対して情報の要求をしていないのであり、判断を形成する過程というものである。

ダロウの確認要求の問題についても、森山(2000)は、発話現場での判断形成過程を表すのであり、聞き手を判断形成に参画させる情報内容であれば、聞き手も共通理解に達するように促すことになる。これが確認要求の本質であると考えている。すなわちダロウの諸用法・特徴は、すべて「判断形成過程」ということによって把握している。

しかしながらダロウのすべての用法が判断形成過程によって説明できるわけではない。

(9) ほら、ちゃんと僕一人でできただろう。

(森山(2000)の例文)

例文(9)の用法は、森山(2000)が確認要求の一種類である「押し付け型の確認」と呼んでいる。判断済みの確認ではないかと思っている。

2-1-1-6 本質及び推量用法を中心とした主な先行研究の比較

上述のダロウの本質及び推量用法を中心とした主な先行研究の対応関係は、[表1]のよう示すことができる。

[表1] ダロウの本質及び推量用法を中心とした主な先行研究の比較

| | |
|----------|-----------------|
| 寺村(1984) | 推量 |
| 益岡(1991) | 断定保留 |
| 宮崎(1995) | 話し手領域にない情報を指示する |
| 安達(1997) | 表出という特徴を持つ |
| 森山(2000) | 判断形成過程 |

2-1-2 確認要求用法を中心とした主な先行研究

2-1-2-1 鄭(1995)

鄭(1995)は、話し手が仮定する情報量の観点から従来の確認要求の表現(ネとダロウとジャンイカ)を「確認要求」と「同意要求」と「認識要求」に三分している。「確認要求」とは、情報量で優位にあると仮定される聞き手に聞き手情報(ネの場合)、あるいは話し手の推量した情報(ダロウの場合)を確認するニュアンスを持つ確認要求である。例えば、

(10) 「あなた達、泉さんが好きなんだろう」

「ファンクラブさ」

(鄭(1995)の例文)

「同意要求」とは、情報量で同等の関係にあると仮定される聞き手に同意を求めるニュ

アンスを持つ確認要求である。例えば、

(1 1) 「悪戯にしたら厭味な悪戯ですね」「そうだな」 (鄭 (1995) の例文)

「認識要求」とは、話し手が確かに認識している事柄であるが、同じく認識可能な聞き手の認識状態が不明・不確かな時、その事柄についての認識・回想を迫るという表現（「話し手は情報量において、話し手 \geq 聞き手と見込んでいるのかもしれない」）である。例えば、

(1 2) 「あすこの萩の向こうに、蝶が飛んでいるだろう。」
「ええ。」 (鄭 (1995) の例文)

そしてネは「確認要求」と「同意要求」に、ダロウは「確認要求」と「認識要求」に、ジャナイカは「確認要求」と「認識要求」に大別している。

「確認要求」のダロウについては、鄭 (1995) は、次のような特徴を指摘している。

- ①一人称の制限がある。
- ②「ホラ」との生起が不自然である。
- ③キット・タブン・オソラクなどの推量系副詞と生起する。
- ④「事柄を推し量る判断のレベルとそれを問い掛ける伝達のレベルの両方に関わる」。
- ⑤「確認要求」の「ジャナイカ文のように現実の新情報と話し手の信念が矛盾・対立するようなニュアンスは感じられない」。単に話し手の推量的な情報を確認する形式である。

「認識要求」のダロウについては、次のような特徴を指摘している。

- ⑥一人称・二人称の制限がある。
- ⑦「ホラ」との生起が自然である。
- ⑧キット・タブン・オソラクなどの推量系副詞と生起しない。
- ⑨もっぱら伝達のレベルだけに関わる。
- ⑩「認識要求」のジャナイカが、「対立・矛盾が文脈的に前面に出た場合は、相手を追及したり非難するニュアンスを帯びることになる」のに対して、ダロウが聞き手の認識の活性化を求めるのに用いられやすい形式である。

2-1-2-2 蓮沼 (1995)

蓮沼 (1995) は、ダロウとジャナイカとヨネが「確認的に用いられる場合の用法の重なり具合に基づいて立てられた、五つの用法について」考察している。すなわち「共通認識の喚起」、「認識形成の要請」、「推量確認」、「認識生成のアピール」と「相互了解の形成確認」の五用法である。

「共通認識の喚起」とは、聞き手が忘れていたり、まだ気づいていないことについて、

認識的に優位な位置にいる話し手が、自分と同様な認識を持つように聞き手を促し、認識を喚起し、その成立状態を確認するという用法である。喚起の対象となる知識・情報に様々なものがあるが、いずれも、話し手は、聞き手も自分と同様な認識ができるという肯定的な見込みに立ち、それを共有するよう聞き手をいざなっているわけである。例えば、

(13) 同級生に加藤さんっていた {だろう/じゃないか/よね}。背の高い男の子。
(蓮沼(1995)の例文)

「認識形成の要請」は、通常の認識能力を持っていれば、認識できて当然という見込みに基づいて、聞き手に認識形成を要請する用法である。例えば、

(14) だから言った {でしょ/じゃないの/×よね}。あの人には気をつけなさいって。
(蓮沼(1995)の例文)

「推量確認」の用法は、聞き手の知覚・感情・判断など、本来的にその直接の経験者・持ち主である聞き手に帰属する情報や、聞き手の領域の情報について、話し手の推測が正しいことを確認する用法である。確認の対象となるのは、「聞き手に最終的判断の決定権のあること（聞き手ばかりではなく、話し手自身に関することであってもよい）についての話し手の推測の妥当性」ということである。例えば、

(15) 疲れた {でしょう/×じゃないの/×よね}。ゆっくり休んでね。
(蓮沼(1995)の例文)

「認識生成のアピール」とは、話し手自身が知識を獲得したことを詠嘆的に表明するという用法で、今まで気づいていなかったことを発見した際の驚きや、話し手の個人的な評価や意見を聞き手にアピールするような場合に用いられるものである。例えば、

(16) [開けてみたら中身が空なのを発見して]
なんだ、空っぽ {じゃないか/×だろう/×だよね} (蓮沼(1995)の例文)

「相互了解の形成確認」とは、自分の知識が不確かな場合に、記憶を検索してある結論を引き出し、それを聞き手に確認する用法である。例えば、

(17) 私、ゆうべ、眼鏡、ここに置いた {よね/??でしょ/×じゃない}。
(蓮沼(1995)の例文)

その中、「推量確認」の用法は、ダロウの固有の用法であり、「共通認識の喚起」と「認識形成の要請」は、ダロウの使用可能な用法であり、「認識生成のアピール」と「相互了解の形成確認」は、ダロウが使用不可能である。

次に、蓮沼（1995）は、ダロウの確認用法の特性を分析している。ダロウの「推量確認」の用法は、「話し手が直接的には知り得ない事柄で、聞き手が直接知っていると見込まれる、あるいは、聞き手に最終的判断の決定権があるような事柄について、話し手の推測の妥当性を聞き手に承認してもらおうといった用法である」。「確認の意味が生じるのは、聞き手に判断の決定権があることについて話し手が判断を下す場合には、相手の承認が必要となるからである」。「認識形成の要請」は、「「分かって当然のことなのだから認識せよ」といった気持ちで、話し手が聞き手に認識を要請するものである」。ダロウの「共通認識の喚起」の用法は、「認識形成の要請」と大きな違いがない。「その差異は、文脈状況の相違を反映しているに過ぎない」。「共通認識の喚起」は、当該の事態にまだ気づいていない聞き手に対し、自分と同様の認識状態をその場で形成するように聞き手を誘い込む用法できるのに対して、「認識形成の要請」は、認識できるはずのことが認識できていないといった状況で、聞き手に認識形成を要請する用法である」。

2-1-2-3 三宅（1996）

三宅（1996）は、ダロウとデハナイカⅠ類とデハナイカⅡ類（デハナイカⅠ類は、体言と用言に接続することができる。デハナイカⅡ類は、体言にしか接続できない）とネという形式を取り上げ、それらの意味・用法を詳細に検討して、日本語の確認要求的表現は、「確認要求」、「弱い確認要求」と「同意要求」の三つの下位類型に分けられた上で、一つの体系をなしているという仮説を提案している。

「確認要求」は、話し手にとって不確実なことを聞き手によって確実にしてもらうための確認を要求するという用法である。さらに確認される対象の種類によって、「命題確認の要求」と「知識確認の要求」の二つのタイプに下位類化されている。

「命題確認の要求」とは、確認される対象を命題の真偽とするもので、命題が真であることの確認を要求するという用法である。この用法は、ダロウ、デハナイカⅡ類、ネの三つの形式によって表されている。例えば、

（18）「きみは、資本家に生まれたら一生気楽に生きていける、そう思ってるだろう？」「ええ」
（三宅（1996）の例文）

また「命題確認の要求」の一種類と言える「聞き手の評価における確認を求める」表現がある。この用法は、ダロウしか用いられない。

（19）「うまいだろう、ここのランチ」「ええ」
（三宅（1996）の例文）

(20)「どうだ、あったかいだろう」「え、とつても。」 (三宅(1996)の例文)

例文(19)と(20)のダロウの用法は、「命題確認の要求」であるが、聞き手の評価において命題が真であるということの確認を求めているものである。

「知識確認の要求」とは、確認される対象を命題によって表される知識(情報)とするもので、当該の知識を聞き手が有していることの確認を要求するという用法である。この用法は、ダロウ、デハナイカI類の二つの形式によって表されている。さらに聞き手の知識を確認することによって、話し手と聞き手が潜在的に共有していると思われる知識を活性化させる機能を有している「潜在的共有知識の活性化」の用法と、聞き手の知識を確認することによって、聞き手に話し手と同じ認識を持つことを要求するという機能を有している「認識の同一化要求」の用法に下位類化されている。例えば、

(21)「ほら、こういう広告がいっぱい新聞に載っているでしょう。新聞社の経営は安い購読料ではとてもまかなってはゆけないので、こういう広告収入で経費を出すのです」 (三宅(1996)の例文)

(22)「そんなのんきなことを言っている場合じゃないだろ」 (三宅(1996)の例文)

例文(21)は、「潜在的共有知識の活性化」の例であるが、例文(22)は、「認識の同一化要求」の例である。

「弱い確認要求」とは、話し手にとっては確実に真である命題を、聞き手も真であると認めるかどうかの確認を求めるということが表されるものである。この用法は、デハナイカI類とネによって表されている。

「同意要求」とは、確認を求めるといよりも、むしろ同意や同感を求めるということが表されるものである。この用法は、ネに特有である。

2-1-2-4 宮崎(2000)

宮崎(2000)は、確認要求という言語行為は、話し手自身が直接観察できない、聞き手に依存する情報として存在する手がかりに基づいて不確実情報を確実化することであると指摘している。すなわち確認要求という言語行為は、「聞き手依存性」を持っている確認であるという内実である。

聞き手依存性を有しない確認要求表現は、話し手の認識に聞き手の認識を同一化させるための「聞き手誘導型」の表現がある。デハナイカがこのタイプに所属している。聞き手依存性を有する確認要求表現は、「認識系」と「当為系」がある。前者には、「聞き手の認識」についての話し手の把握の妥当性を確認するダロウ(聞き手の認識に基づくダロウ)、聞き手情報に対する「話し手の認識」を提示するところから語用論的に確認要求機能を派

生させているノデハナイカ、当該情報を「我々の認識」とすることの可否を確認するネが所属している。後者には、ベキダに相当する当為性判断を基底に持つダロウネ及び懸念される事柄の非存在の確認に特化したノデハナイダロウネ、ハズダに相当する当為性判断を基底に持つヨネ及び記憶情報に特化したノデハナカタカが所属している。

宮崎（2000）は、次のように「認識系」の「聞き手の認識に基づくダロウ」の特徴を分析している。

（23）来年は、いい年になる {×だろう/んじゃないか} ？（宮崎（2000）の例文）

例文（23）のように、ダロウには、聞き手の認識が不確かな場合に使えないという制約が存する。この聞き手に依存することのできない状況では使用できない（あえて使用すると、自動的に単なる推量文になってしまう）ダロウは、推量表現からかなり分化の進んだ本来的な確認要求表現と位置付けられる。

一方、ダロウは、話し手の認識が確かでも不確かでも使える。

（24）もたいさんも近所で大根買ったりなさるでしょう？（宮崎（2000）の例文）

（25）ほら、あそこに本屋がある {だろう/×んじゃないか} ？

（宮崎（2000）の例文）

例文（24）と（25）のように、ダロウは、話し手自身の知識のあり方に関係なく使用できる。上述の二つの特徴は、確認要求表現としてのダロウの基本的な性質が「聞き手の認識」について確認することにあるということの意味している。

なお、ダロウには、「聞き手依存性」のない用法が存在する。例えば、

（26）「いたずらに決まっているだろう」（宮崎（2000）の例文）

この用法のダロウは、「聞き手誘導型」のデハナイカに近づいている。「聞き手の認識の「決め付け」である」。

「当為系」のダロウネについては、宮崎（2000）は、次のように分析している。「認識系」のダロウは、「これが真である」と話し手に見込まれる事柄を命題としているが、「当為系」のダロウネは、「こうでなければならない（こうあるべきだ）」と話し手が考える事柄を命題とする。すなわち「当為系」のダロウネは、ベキダに相当する当為性判断を基底に持っている。例えば、

（27）悪いけど、手伝ってくれるでしょう？（宮崎（2000）の例文）

（28）??悪いけど、手伝ってくれるでしょうね？（宮崎（2000）の例文）

聞き手に手伝う気があることを確認する例文（27）では、「悪いけど」という謝罪の前置きの表現が共起するが、「手伝うのが当然である」という態度を取る例文（28）には、そうした表現は馴染まない。

2-1-2-5 確認要求用法を中心とした主な先行研究の対応関係

上述の確認要求用法を中心とした主な先行研究を比較・対照した上で、ダロウに限ってその対応関係を示すと、[表2] のようになる。

[表2] ダロウの確認要求用法を中心とした主な先行研究の対応関係

| | | | |
|--------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 鄭 (1995) | 確認要求/例文 (10) | 認識要求/例文 (12) | |
| 蓮沼 (1995) | 推量確認/例文 (15) | 共通認識の喚起/例 文 (13) | 認識形成の要請/例文 (14) |
| 三宅 (1996) | 命題確認の要求/例文 (18) | 知識確認の要求 | |
| | | 潜在的共有知識の活 性化/例文 (21) | 認識の同一化要求/例 文 (22) |
| 宮崎 (2000) | 聞き手の認識に基づく認識系 | | 聞き手の認識の「決め 付け」/例文 (26) |
| | 話し手の認識が不確かな 場合/例文 (24) | 話し手の認識が確か な場合/例文 (25) | |

2-1-3 ダロウの主な先行研究の問題点

上述の先行研究は、様々な理論に基づいて、ダロウの様々な側面を論じている。ここで言語行為論の立場からその問題点を述べる。

まず、先行研究のほとんどがダロウの意味と、ダロウの発話の意味（詳しく言えば、ダロウから構成される基本文を用いる発話の意味）とを区別していないということである。その結果として、文におけるダロウの意味がダロウの発話の意味にまで拡大される、またはダロウの発話の意味がダロウの意味に縮小されることがある。換言すれば、ダロウの意味論的な意味とダロウの語用論的な意味とを混同させていると言える。また機能語（function word）としてのダロウが文の中に入って始めて意味を持つとも言える。ダロウの意味を分析するにあたり、ダロウが用いられた文・発話の分析から始まるべきである。言語行為論の立場を取る本研究では、ダロウの意味とダロウの発話の意味とをはっきり区別し、ダロウの発話の意味の分析を最初に行い、その上でダロウの発話の発語内効力（の六つの構成要素）の分析を通してダロウの（意味論的な）意味と役割を説明することになる。

また先行研究は、日本語学のモダリティ論の立場から書かれたものがほとんどである。日本語学のモダリティ論におけるダロウが認識のモダリティの形式であるという先入観のためか、上述の先行研究がダロウの統語論・意味論的な側面のみを重視し、語用論的な側面を軽視する傾向がある。言語行為論における発語内効力の達成の様式と予備条件、及び発語内行為の成功条件と充足条件などの概念は、ダロウの語用論的な側面をうまく説明す

ることができるものであると考えられる。

2-2 ダロウの発話の意味

2-2-1 先行研究におけるダロウの意味

ダロウの意味・用法は何種類あるのか、という問題は、難しいのである。『大辞泉』において、見出し語としてのダロウには、「不確かな断定、あるいは推定の意を表す」と書いてあるだけである。これに対して『大辞林』においては、「話し手の推量や想像などを表す」、「疑問詞や終助詞「か」を伴って、疑問や反語の意を表す」、「仮想の事柄であることを表す」、など六つの語義も並べてある。ここで上述の先行研究、及び辞書の語義解説に基づいてダロウの意味・用法を、大きく「推量」、「疑問」、「確認要求」、「感嘆」、及び「語用論的」という五種類に分けておく。蓮沼（1995）の用語を借りて「確認要求」を、「推量確認」、「共通認識の喚起」と「認識形成の要請」に分けておく。また「語用論的」という種類は、共通性が低く、個別の文脈に強く依存し、語用論的な意味・用法のための類である。次のようにそれぞれの例文を挙げる。

[表3] 先行研究におけるダロウの意味

| ダロウの意味 | | 例文 |
|--------|---------|---|
| 推量 | | 今夜は冷えこむだろう。(松村明『大辞林』) |
| 疑問 | | 到着するのは何時ごろだろう。(松村明『大辞林』) |
| 確認要求 | 推量確認 | 「あなた達、泉さんが好きなんだろう」「ファンクラブさ」 (鄭(1995)の例文) |
| | 共通認識の喚起 | 同級生に加藤さんっていただろう。背の高い男の子。 (蓮沼(1995)の例文) |
| | 認識形成の要請 | ——そうじゃないさ、忙しかったからと言った <u>だろう</u> ? (福永武彦『草の花』) |
| 感嘆 | | なんと美しい夜 <u>だろう</u> 。(松村明『大辞林』) |
| 語用論的 | | その歴史的意義は之を尊重し又利用すべき <u>だろう</u> 。 (戸坂潤『道徳の観念』) |

この分類は、先行研究に基づいたダロウの意味・用法への名付けだけである。

2-2-2 ダロウの発話と心的行為及び心的状態

先に述べたように先行研究のほとんどがダロウの意味とダロウの発話の意味とを区別していないので、「推量」、「疑問」、「確認要求」、「感嘆」、「語用論的」というダロウの意味の五種類は、ダロウの発話の意味にも適用するのか、という問題がある。ここで、次のように心的状態と心的行為とダロウの発話との三者の関わりを考察して論じていく。

「今日彼は来るのか。」ということに対して、「来るだろう。」のようなダロウの発話を発する時、様々な心的行為が関与している。このうち最も重要なのは、推量の心的行為であろう。ごく単純で典型的、かつ正常な推量の心的行為は、時間軸から見れば、推量する前、

推量する途中、推量した後、という三つの時間帯に分けられる。推量する途中の時間帯において、推量の対象に対して不確実という心的状態を持つことが可能であり、推量した後の時間帯において、推量の対象に対してある程度の確実、確実、及び不確実¹という心的状態を持つことが可能である。またある程度の確実と確実は、肯定と否定の両方向がある。こうして、ダロウの発話の時点も三つの可能性がある。

発話の時点が推量する途中の時間帯における場合、誠実に発せられた²ダロウの発話の意味を考えよう。この時間帯において推量の心的行為が行われているが、不確実な心的状態のみを持つのである。ダロウの発話を発することは、次の発話の意味があると仮定することができる。

- ①推量しながら、推量の対象について相手に尋ねる。
- ②推量しながら、推量の対象についての不確実な心的状態を言葉に表す。相手の答えを求めない。

発話の時点が推量した後の時間帯である場合の、誠実に発せられたダロウの発話の意味を考えよう。この時間帯においては、推量の心的行為が行われたが、ある程度の確実、確実、及び不確実な心的状態を持つことが可能である。次の発話の意味があると仮定することができる。

- ③推量したが、推量の対象に対してやはり不確実と感じ、相手に尋ねる。
- ④推量したが、推量の対象に対してやはり不確実と感じ、不確実な心的状態を言葉に表す。相手の答えを求めない。
- ⑤推量して、推量の対象に対してある程度の確実な心的状態を持つが、相手の考えを聞きたくて尋ねる。
- ⑥推量して、推量の対象に対して確実な心的状態を持つが、相手の考えをも聞きたくて尋ねる。
- ⑦推量して、推量の対象に対してある程度の確実な心的状態を持ち、ある程度の確実な心的状態を言葉に表す。
- ⑧推量して、推量の対象に対してある程度の確実な心的状態を持ち、推量した結果を相手に表す。
- ⑨推量して、推量の対象に対してある程度の確実、さらに確実な心的状態を持つが、推量の対象が相手に依存する事柄なので、推量の結果の妥当性について相手に確認を求める。例えば、「お前たちも仕事が終わってから列車に揺られて、疲れただろう。」という発話である。
- ⑩推量して、推量の対象に対して確実な心的状態を持つが、礼儀のために、あるいは主張を控えめにするために、推量した結果を婉曲に表す。例えば、論文の中で

¹推量したが、やはり疑問に対して不確実な心的状態を持つことも可能であると考えている。
²嘘（特に悪意のある嘘）のような発話は、論じないことにする。

よく使われる「であろう」という表現である。

発話の時点が推量する前の時間帯における場合、誠実にダロウの発話を発することは、次の可能性がある。推量する前の時間帯において話し手が推量の対象に対して推量の心的行為をすでに行ったという可能性がその一つである。再び新たな推量の心的行為を行う必要もなくなる。こうした場合、上述の推量した後の時間帯と同一視することにする。また推量する前の時間帯において話し手が推量の心的行為をしなくても推量の対象に対して確実な心的行為を持っている可能性もある。推量の心的行為を行う必要がない。こうしたダロウの発話は、後に述べる推量の心的行為と関わりのないダロウの発話と同一視することにする。

また言語には、「それについてはちょっと考えましょう…とりあえず、今日は使い捨てカメラ一つだけ買うわよ。」のような発話は、行おうとする心的行為を予告するという機能を果たす。「私は自由とは何かについて考えている。」「私は私たちの国がどこに向かうべきかについて考えている。」のような発話は、行っている心的行為を言明するという機能を果たす。「私は周囲の変化について考えた。」「そのことについてははずいぶん考えた。」のような発話は、行われた心的行為を言明するという機能を果たす。ダロウの発話も、類似の機能を持つ可能性を仮定している。

⑪行おうとする推量の心的行為を予告したり、行っている推量の心的行為と行われた推量の心的行為を言明したりする。

以上論じたのは、推量の心的行為に関するダロウの発話である。推量の心的行為と関わりのないダロウの発話も存在する。推量の心的行為と関わりがなく、事柄に対して確実な心的状態を持つというダロウの発話の意味を考えよう。次の発話の意味があると仮定することができる。

⑫聞き手と共有すると思っている知識について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識を喚起したりする。例えば「お前の友達に、河野さんっていただろう。」という発話である。

⑬ある事柄、特に聞き手がある場で認識することができる事柄に対して聞き手の認識の形成を求める。例えば「ほら、外は雨降りだろう。今日はお外に行けないよ。」という発話である。

⑭非難の意を含んで、ある事柄について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識の形成を強く要請したりする。「ダメ。冷房がついてるからね。ルーシー、ダメって言っただろう！窓をロックしよう。」「お母さん！言っただろう。僕は肉食べないんだ！ベジタリアンなんだよ！」のような発話である。

⑮ある事柄に対して確実な心的状態を持つが、礼儀のために、あるいは主張を控えめにするために、当の事柄を婉曲に表す。

⑯感嘆の心的状態を持ち、感嘆の意を表す。

このように心的行為と心的状態とダロウの発話との関わりを考察してダロウの発話の意

味を①-⑯と仮定した。先ずダロウの発話と関わる心的行為の種類（心的行為が推量であるかどうかという基準）によって、推量系と非推量系のダロウの発話とに分けられる。推量系のダロウの発話は、心的行為の時間軸と発話の時点の関わり（発話の時点が推量する前、推量する途中、推量した後のどちらに属するかという基準）によって三つのグループに分けられる。さらにそれぞれのグループが心的状態の違い（ある程度の確実、確実、不確実のどちらかという基準）によっていくつかの下位グループに分けられる。非推量系のダロウの発話も、いくつかの下位グループに分けられる。最後にこれらの下位グループにおける発話は、発話の意味を決める決定的な要素である発話の目的によって①-⑯の発話の意味が決められる。

①-⑯の意味は、互いに独立したものではなく、密接に関連しているものである。推量系のダロウの発話と非推量系のダロウの発話が⑨によって関連しているとも見える。実はいわゆる推量系と非推量系のダロウの発話が心的行為が推量であるかどうかという基準によって分けられたが、発話の意味を決める決定的な要素は、やはり発話の目的である。そのため、推量系における諸意味のうちのいくつかが、非推量系における諸意味のうちのいくつかと一つのグループにまとめられることがより適切であるかもしれない。推量系のダロウの発話における諸意味が心的行為が推量であるという類似性によって関連するが、非推量系のダロウの発話における諸意味が心的行為が推量ではないという類似性によって関連するというだけである。

以上のダロウの発話の意味の分析は、ダロウの意味の先行研究に基づいた仮定である。①-⑯の発話の意味は理論的に、いずれもある発話によって表現可能である。しかしながら、実際の言語の使用において、ダロウの発話がそれらの意味を担うことができるのか、ということに対して例文の分析を通して検証する必要がある。しかも、言語の形式が線条性を持つが、言語の意味が必ずしも線条的ではない。一つのダロウの発話の意味は、様々な付属の意味を含んでいる（含意している）。これらの付属の意味は、いずれも独立して別の発話の意味になれる。しかしながら、ダロウの発話の意味になれない可能性もあり、なれる可能性もある。例えば、①を持つダロウの発話が②を含むことができる。②は、当の発話において付属の意味であるが、独立して別のダロウの発話の意味にもなれる。一方、①を持つダロウの発話が⑩を含むことができるが、⑩が独立して別のダロウの発話の意味になることはできない。ダロウトオモッテイルやダロウトオモウの発話の意味になれるだけである。実際上述の①-⑯には、ダロウの発話の意味もあり、その付属の意味もある。例文の分析を通して区別する必要があるのである。

2-2-3 ダロウの発話の意味の分析

上に述べたように、ダロウの発話と関わる心的行為の種類によって、推量系と非推量系のダロウの発話とに分けられる。しかしながら、例文の分析を通して、推量系のダロウの発話に関わる心的行為には、推量だけでなく、様々な種類のものがあると考えられる。一

方、非推量系のダロウの発話に関わる心的行為には、推量があるとも見える。すなわちダロウの発話と関わる心的行為は、推量が多いが、推量に限らない。上にも述べたように発話の意味を決める決定的な要素は、やはり発話の目的である。ダロウの発話の意味は、特定の心的行為によって決められないのである。この点は、ヨウダ、ラシイやソウダと違っている。また、同じ心的行為を持つダロウの発話でも、ある程度の確実、確実、及び不確実という心的状態を持つことが可能である。この点は、カモシレナイ、ニチガイナイやハズダとも違っている。

ダロウの発話には、日本語モダリティ論の用語で言えば、認識のモダリティに属するものもあり、疑問のモダリティに属するものもあり、感嘆のモダリティに属するものがある。言語行為論の用語で言えば、言明型の発話内行為を遂行するものもあり、行為指示型の発話内行為を遂行するものもあり、感情表現型の発話内行為を遂行するものもある。しかしながら、様々なダロウには、共通点があると考えられる。すなわち話し手は、話し手自身に、推量などの心的行為の対象に対しての心的状態及び心的行為の結果を事後に否定する余地を与え、または聞き手に、話し手の推量などの心的行為の対象に対しての心的状態及び心的行為の結果を否認する余地を与えるということである。

ここでは、ダロウの発話の意味を、A-Kの十一種類に分けておく。

A：話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持ち、推量などの心的行為の結果を相手に表す。文は、下降調のイントネーションを取る。

(29) 私は返事を出した後で、父と母にその話をした。二人とも私の断った事に異存はないようであった。

「そんな所へ行かないでも、まだ好い口があるだろう」

こうしてくれる裏に、私は二人が私に対して有っている過大な希望を読んだ。迂闊な父や母は、不相当な地位と収入とを卒業したての私から期待しているらしかったのである。(夏目漱石『こころ』)

(30) 「一家家の財産はどうなってるんだろう」

「おれは知らない。御父さんはまだ何とも云わないから。然し財産って云ったところで金としては高の知れたものだろう」(夏目漱石『こころ』)

(31) 「たぶんそのとおりだろう」と僕は言った。

(村上春樹『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』)

B：話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、確実な心的状態を持つが、主張を控えめにするために、推量などの心的行為の結果を婉曲に表す。文は、下降調のイントネーションを取る。

(32) 君はもっと努力すべきだろう。(日本語記述文法研究会(2003)の例文)

(33) これら三つが、自信喪失の言わば外部要因と言えるだろう。これに加えて、「夢」に対する幻滅という内部要因がある。

(藤原正彦『若き数学者のアメリカ』)

(34) もしかかりに日本人が、もともと他に類をみないほど優秀だとしたら、たとえば日本製の乗用車にしても、ずっと以前から世界市場を席卷していたはずだろう。

(飯田経夫『「ゆとり」とは何か』)

C: 話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、不確実な心的状態を表す。聞き手の答えを求めない。文は、下降調のイントネーションを取る。

(35) 佐藤はここは初めてのはずなのに、どうしてこんなに詳しいだろう。

(日本語記述文法研究会(2003)の例文)

(36) あの人はい体どういう人なんだろう。学生だろうか。社会人だろうか。

(日本語記述文法研究会(2003)の例文)

D: 話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を表す。聞き手の答えを求めない。文は、下降調のイントネーションを取る。この意味のダロウの発話は、Aの意味のダロウの発話が独り言になるという特殊な場合である。

(37) A: 山口さんこの頃元気がないね。

B: うん。顔色も悪いし、体の具合でも悪いのだろうか。

(グループジャマシイ『日本語文型辞典』)

(38) 子どもたちが公園にたくさんいる。今日は学校が休みのだろうか。

(グループジャマシイ『日本語文型辞典』)

E: 話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、不確実な心的状態を持ち、当該の対象について相手に尋ねる。文は、下降調のイントネーションを取る。

(39) 到着するのは何時ごろだろう。(松村明『大辞林』)

(40) 「うん。……でも、まだ見つからないみたいなんだ。どうしてだろう」

「ミドル級はあまりボクサーがいないからな」(沢木耕太郎『一瞬の夏』)

(41) 「おれもどこかで見たことがある」栄二は上り端に坐って両足をそろそろと土間へおろし、杖を持ち変えて横木のところを腋の下へ当ててみた、「——よさそうだな、しっかりしている、なんの木だろう」

「桜なんだよ」と清七が答えた、「いろいろ当ってみたんだが、撓うのも困るし重くっても困るし、それで彫物部屋の伊助さんに相談したんだ、あの

人は木をいろいろ知ってるだろうと思ってさ、そうしたら桜がいいだろう
って云うもんだから」 (山本周五郎『さぶ』)

F:話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持つが、推量などの心的行為の結果の妥当性が聞き手に依存するので、当該の結果の妥当性について聞き手に確認を求める。文は、上昇調のイントネーションを取る。

- (4 2) 「伊豆屋の川に向かった奥の新しい部屋を知っている？」
「知っているよ。青い硝子が嵌まっている部屋だろう」
伊豆屋というのは部落に二軒ある溪谷の温泉旅館の一つであった。
「玄関からでなく、そこへ入って行ける？」
「行けるさ。川の石垣を上って行く」 (井上靖『あすなろ物語』)
- (4 3) 君、昨夜、徹夜しただろう。 (宮崎 (2000) の例文)
- (4 4) 「うん、その——」清七はもじもじした、「ちょっと相談があるんだが、ぶしゅう、じゅあねえ栄さん立話は疲れるだろう」
「なに、もう慣れてるさ」 (山本周五郎『さぶ』)

G:話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実、あるいは確実な心的状態を持つが、聞き手に同意を求める。文は、上昇調 (例文 (4 6)、例文 (4 7))、または下降調 (例文 (4 5)) のイントネーションを取る。

- (4 5) 「五郎にさぶをつけてやる、おまえは少し休んでくれ」
「休むんですって」
「仕事はみんな手順がついてるから、差当りおまえにやってもらうこともないようだ」と芳兵衛は冷たい口ぶりで云った、「——もう日もないこった、仕事は来年のことにして、暮いっぱい休むがいいだろう」
(山本周五郎『さぶ』)
- (4 6) 「御前此所へ帰って来て、宅の事を監理する気はないか」と兄が私を顧みた。
私は何とも答えなかった。
「御母さん一人じゃ、どうする事も出来ないだろう」と兄が又云った。兄は私を土の臭を嗅いで朽ちて行っても惜しくないように見ている。
「本を読むだけなら、田舎でも充分出来るし、それに働らく必要もなくなるし、丁度好いだろう」
「兄さんが帰って来るのが順ですね」と私が云った。
「おれにそんな事が出来るものか」と兄は一口に斥けた。
(夏目漱石『ころも』)

(47) 「局長にむかってどなったのか」

「おぼえていないな。説明の途中で内容を強調するために、声を強めたことがあったかもしれない。しかし、声の大きいのはうまれつきだから、しかたがないだろう」
(星新一『人民は弱し、官吏は強し』)

H: 話し手が、聞き手と共有すると思っている知識や記憶について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識を喚起したりする。文は、上昇調のイントネーションを取る。

(48) 昔、ここに本屋があったらう。 (宮崎 (2000) の例文)

I: 話し手が、聞き手がその場で認識することができる事柄に対して聞き手の認識の形成を求める。文は、上昇調のイントネーションを取る。

(49) 「まだ遠いですか？」

「もうすぐそこだ。それ向こうに丘が見えるらう。丘の手前に鉄道線路があるらう。そこに国旗が立っている、あれが新台子の兵站部だ」
(田山花袋『一兵卒』)

(50) 「ストーブから不完全燃焼でもって一酸化炭素が出てきたのではないかね」

「ちがう。一酸化炭素なら、被害者の顔は赤くなっても決してこんな蒼い顔になりはしない。やはりホスゲンだ。ほら微かにのこっているらう。林檎のくさったような匂いがするじゃないか」
なるほど、そういわれるとそんな匂いがしないでもない。
(海野十三『街の探偵』)

J: 話し手が、非難の意を含んで、ある事柄について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識の形成を強く要請したりする。文は、下降調のイントネーションを取る。

(51) 「何も御前の為にするんじゃないと御父さんが仰しゃるんじゃないけれども、御前だって世間への義理位は知っているらう」

母はこうなると女だけにしどろもどろな事を云った。(夏目漱石『こころ』)

(52) 「いい知恵なんかおらいらねえ」と清七は首を振った、「おらあただ、おめえの気持さえ聞かしてもらえばいいんだ」

「だから、それは困ると云ってるらう」 (山本周五郎『さぶ』)

K: 話し手が、詠嘆・感嘆の心的状態を持ち、詠嘆・感嘆の意を表す。文は、下降調のイントネーションを取る。

(53) 大阪から広島へ向かう新幹線の中で、トミコは窓に額を当てて走り去って
いく暗闇を見つめながら考える。いったい、こうやって何十回広島と大阪
を行き来したことだろう。(大崎善生『聖の青春』)

(54) 「なんてむし暑い日だろう」(三浦綾子『塩狩峠』)

ダロウの発話の意味、話し手の心的態度とイントネーションの関わりを[表4]のよう
にまとめることができる。

[表4] ダロウの発話の意味と話し手の心的態度

| ダロウの発話の意味 | | 話し手の心的態度と イントネーション | | | | |
|-----------|--|-----------------------|-----------------|--------|-------------|-------------|
| | | 不 確 実 | ある程 度の確 実 | 確 実 | 上 昇 調 | 下 降 調 |
| A | 心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持ち、心的行為の結果を相手に表す。 | | ○ | | | ○ |
| B | 心的行為の対象に対して、確実な心的状態を持つが、主張を控えめにするために、心的行為の結果を婉曲に表す。 | | | ○ | | ○ |
| C | 心的行為の対象に対して、不確実な心的状態を表す。 | ○ | | | | ○ |
| D | 心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を表す。 | | ○ | | | ○ |
| E | 心的行為の対象に対して、不確実な心的状態を持ち、当該の対象について相手に尋ねる。 | ○ | | | | ○ |
| F | 心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持つが、心的行為の結果の妥当性が聞き手に依存するので、当該の結果の妥当性について聞き手に確認を求める。 | | ○ | | ○ | |
| G | 心的行為の対象に対して、ある程度の確実、あるいは確実な心的状態を持つが、聞き手に同意を求める。 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| H | 聞き手と共有すると思っている知識や記憶について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識を喚起したりする。 | | | ○ | ○ | |
| I | 聞き手がその場で認識することができる事柄に対して聞き手の認識の形成を求める。 | | | ○ | ○ | |
| J | 非難の意を含んで、ある事柄について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識の形成を強く要請したりする。 | | | ○ | | ○ |
| K | 詠嘆・感嘆の心的状態を持ち、詠嘆・感嘆の意を表す。 | | | ○ | | ○ |

2-3 ダロウの発話の発語内効力

この節では、ダロウの発話の意味の分析に基づいてA-Kの十一種類の意味を有するダロウの発話の発語内効力(の六つの構成要素)を分析する。

2-3-1 発語内効力の基本的概念

2-3-1-1 原発語内効力

Searle (1979) は、Austin (1962) における発語内行為の分類を批判して発語内的目的、合致の方向、心的態度などの基準に基づいて新たな分類を提案した。これに対して、

Vanderveken (1994) は、「可能な発語内目的についてのこの類型によってサールはオースティンによる遂行動詞の分類を改良し、オースティンの分類とは違って言語に依存しない発話の発語内効力の分類に進むことが可能になった」と高く評価している。Vanderveken (1990) の五つの原発語内効力も、この分類に基づいたものである。Vanderveken は、次のように五つの原発語内効力を定義している。

言明の原発語内効力：言明の発語内目的と中立的な達成の様式と中立的な命題内容条件、そして話し手がその命題内容の真理値に対して、理由や証拠を持っているという予備条件、さらに話し手がその命題内容を信じているという誠実条件、及び中立的な強さの度合いを持つ。

行為拘束の原発語内効力：行為拘束の発語内目的と中立的な達成の様式と強さの度合い、そしてその命題内容が話し手のこれから先の一連の行動を表す命題内容条件、さらにその話し手がその行動を実行することができるという予備条件、及び話し手がそれを実行する意図があるという誠実条件を持つ。

行為指示の原発語内効力：行為指示の発語内目的と中立的な達成の様式と中立的な強さの度合いを持ち、また、その命題内容が聞き手のこれから先の一連の行動を表すという命題内容条件、及びその聞き手がその行動を実行することができるという予備条件、さらにその話し手が聞き手にそれを実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。

宣言の原発語内効力：宣言の発語内目的と中立的な達成の様式と中立的な強さの度合いを持ち、さらにその命題内容が話し手の現在の一連の行動を表す命題内容条件と話し手が自分の発話においてこの行動を実行することができるという予備条件、及びその話し手がこの行動を実行することを信じ、また意図し、そして願うという誠実条件を持つ。

感情表現の原発語内効力：感情表現の発語内目的と中立的な達成の様式、そして中立的な強さの度合いと命題内容条件、さらに予備条件と誠実条件を持つ。

この五つの原発語内効力は、発語内行為、あるいは発語内効力の分類ではなく、すべての発語内効力の五つのプロトタイプであり、Searle の発語内行為の五分類の各種類のプロトタイプでもある。こうした「プロトタイプ」と「派生」の概念、すなわち「発話には、五つの原発語内効力がある」と「すべての発語内効力は、有限回の演算の適用によって五つの原発語内効力から派生される」という考え方は、個々の発語内効力の位置づけ、及び意味分析に対して極めて重要なものである。

本研究も、言語行為論によってダロウの発話の意味を分析するにあたり、ダロウの発話の発語内行為における発語内効力はどの原発語内効力から派生されるのか、どのようにして派生されるのか、そしてどのような発語内効力であるのか、などという問題を分析するのが第一の目的となっている。

2-3-1-2 発語内効力の構成要素

Vanderveken (1990) は、基本的発語内行為は、発語内効力 F と命題内容 P によって構成された F (P) の論理形式を取り、発語内効力は、発語内目的、達成の様式、命題内容条件、予備条件、誠実条件、強さの度合いの六つの構成要素から構成されると規定している。六つの構成要素には、発語内目的、誠実条件、強さの度合いが心的要素であり、命題内容条件が意味論的要素であり、達成の様式と予備条件が語用論的要素であると言える。

ダロウの発話の発語内効力をより効率的に分析するために、これらの概念を修正した上で、説明する。

発語内目的

発語内効力 F の発語内目的は、その発語内効力を持つ何がしかの発語内行為が首尾よく遂行される場合に、命題内容に対して必然的に達成される目的である。

発語内目的には、次の五つの基本的発語内目的がある。これらは、それぞれ五つの原発語内効力の発語内目的でもある。

言明の発語内目的：一つの事態の有様を現実のものとして表す。

行為拘束の発語内目的：これから先の一連の行動に話し手自らを拘束する。

行為指示の発語内目的：話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てる。

宣言の発語内目的：話し手がその行為を遂行しているものとして自らを表すことによって、一つの事態の有様を発生させるような行為を遂行する。

感情表現の発語内目的：事態の有様に関する話し手の命題態度を表現する。

多くの発語内効力は、複数の発語内目的を持つ。それらのうちの一つの目的は、他のものより重要であり、話し手が発話行為を遂行するにあたり、最初に達成しようとする発語内目的なのである。例えば、宣言の発語内効力は、言明と感情表現の発語内目的をも持つが、宣言の発語内目的が言明と感情表現の発語内目的より強い。

発語内目的は、発話の目的と違っている。どの発語内効力の発語内目的でも、五つの基本的発語内目的の一つに属し、発話の目的より随分単純なものである。例えば「結果を知らせてくださいね。」、「よく味わって食べてくださいね。」、「音を立てないでくださいね。」のような行為指示の発語内効力を持つ発話は、発話の目的が違っているが、発語内目的がいずれも、話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるというものである。

達成の様式

発語内目的は、我々の行動のたいていの目的と同じように、様々なやり方で達成できる。達成の様式は、発語内行為が首尾よく遂行される場合に、その発語内目的が命題内容に対してどのように達成されなければならないかを決定する。例えば、命令や指令の発語内効力は、話し手が聞き手を凌ぐ権限のある地位に訴えなければならない。要請の発語内効力は、話し手が聞き手に拒否できる余地を与えなければならない。達成の様式の重要な種類

は、次のようなものがある。

話し手の態度：丁寧、謙遜、厳粛さ、真剣さなどのような話し手の態度である。例えば、extol（賛美する）という感情表現の発語内行為は、話し手の態度が謙遜であるという達成の様式を持つ。

話し手の立場：警察官、弔問客、権威などのような話し手の立場である。例えば、reprimand（譴責する）という言明の発語内行為は、話し手が権威を持つ立場にいるという達成の様式を持つ。

聞き手の立場：被疑者、証人、依頼人、神、裁判官などのような聞き手の立場である。例えば、take an oath（宣誓する）という言明の発語内行為は、聞き手が裁判官の立場にいるという達成の様式を持つ。

発語媒介的意図：様々な発語媒介的意図である。例えば、threaten（脅迫する）という行為拘束の発語内行為は、聞き手を怖がらせるという発語媒介的意図の達成の様式を持つ。

発話する時の行事：宗教儀式、命名式、結婚式、葬式などのような発話する時の行事である。例えば、baptize（洗礼を施す）という宣言の発語内行為は、発話する時、命名行為を伴う儀式が行われるという達成の様式を持つ。

発話する時の仕草・動作・振る舞い：拍手、お辞儀、サイン、肩をすくめることなどのような発話する時の仕草・動作・振る舞いである。例えば、applaud（喝采する）という感情表現の発語内行為は、発話する時、しばしば拍手の動作を伴うという達成の様式を持つ。

形式度：各レベルの形式度である。例えば、hypothecate（抵当に入れる）という行為拘束の発語内行為は、いくぶん形式的であるという達成の様式を持つ。

命題内容条件

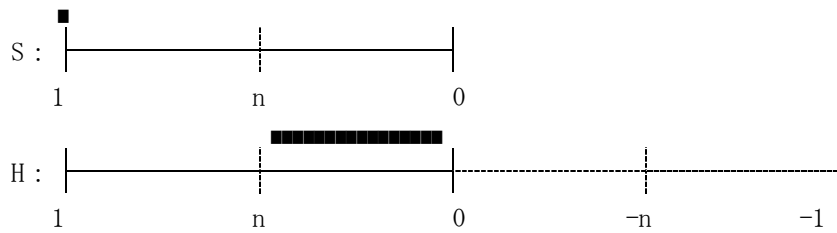
命題内容とは、発語内行為を構成する命題の意味内容のことである。言語行為論では、「文の内包としての命題とならぶ命題のもう一つの側面（概念的思考の内容）として命題内容を捉えている」。本研究は、命題内容の種類を事態の有様、行為という二種類に分けておく。一般的に、言明型の発語内行為は、事態の有様という命題内容を持ち、行為拘束型の発語内行為は、行為という命題内容を持つ。

命題内容条件は、発話の文脈において発語内効力を持つ行為の命題内容と見なせる命題の集合に課す条件である。

事態の有様、行為という二種類の命題内容をさらに下位分類することができる。命題内容条件も、様々な尺度によって記述することができる。事態の有様という種類の命題内容の条件を、次の〔図1〕で記述することもできる。

軸Sと軸Hは、それぞれ話し手と命題内容との関係、話し手が想定している聞き手と命題内容との関係を表す。軸上の0は、話し手または聞き手が、命題内容に対して不確実な

[図1] 事態の有様と命題内容条件



心的状態を持っているという場合、1は、話し手または聞き手が、命題内容に対して確実な心的状態を持っているという場合を表す。軸Hの-1は、聞き手が、命題内容に対して確実な心的状態を持っているが、話し手の命題態度に対して否定的な命題態度を持っているという場合を表す。1または-1と0との間には、話し手または聞き手が、命題内容に対してある程度の確実な心的状態を持っているという場合を表す。nは、情報のなわ張りの境界である。nの左側の部分が、話し手または聞き手の情報のなわ張りであり、この部分において、話し手または聞き手が命題内容に対して高い程度の確実な心的状態を持っている。nの右側の部分が、話し手または聞き手の情報のなわ張りの外であり、この部分において、話し手または聞き手が命題内容に対して低い程度の確実な心的状態を持っている。また軸Hの-nの右側の部分が、聞き手の情報のなわ張りであり、左側の部分が、聞き手の情報のなわ張りの外である。

予備条件

予備条件は、話し手が一つの可能な発話の文脈においてその発話内効力を持つ行為を遂行する時にどの命題を前提とするかを決定する。予備条件における前提は、命題前提 (propositional presuppositions) ではなく、話し手の前提 (speaker's presuppositions) を指す。

予備条件と命題内容条件との違いについては、簡単に言えば命題内容条件は、発話内効力の命題内容に課す条件であり、予備条件は、発話内行為に課す条件である。そのために大半の命題内容条件は、文脈に依存しなく、文脈の変化の影響を受けないのである。一方、大半の予備条件は、文脈に依存し、文脈が変われば、条件の量が増えたり減ったりするのである。

誠実条件

話し手は、発話内行為を遂行することによって、その命題内容によって表される事態の有様に関する一定の心的状態の様式を表現する。誠実条件は、話し手が発話内行為を誠実に遂行するならば、彼の抱いているであろう特別な心的状態の様式を決定する。

大半の心的状態は、心理的様式 (psychological mode) であるmと命題内容であるPとから構成されてm (P) の形式を取る命題態度 (propositional attitudes) である。

強さの度合い

誠実条件の構成要素となる心的状態は、発語内効力に依存する形で、異なる強さの度合いによって表現される。例えば、嘆願の誠実条件の強さの度合いは、要請の強さの度合いより強い。証言の強さの度合いは、推測の強さの度合いより強い。

発語内効力の表し方

一般的に、文の種類、動詞のモードなどが発語内目的を表現し、副詞表現などが達成の様式を表現し、節の文法形式に課せられる統語的制約が命題内容条件を表現し、音調曲線、副詞表現などが強さの度合いを表現し、そして様々な統語特徴が予備条件と誠実条件を表現するのである。

2-3-2 ダロウの発話の発語内効力の分析

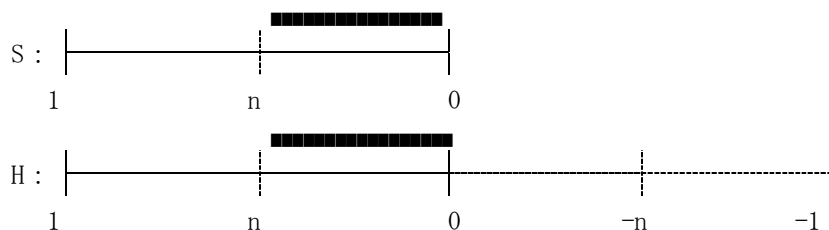
2-3-2-1 ダロウ A の発話の発語内効力

話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持ち、推量などの心的行為の結果を相手に表すという A の意味を持つダロウの発話を、ダロウ A の発話と略称する。ダロウ A の発話の発語内効力は、言明の原発語内効力から派生される。

ダロウ A の発話の発語内効力：【発語内目的】一つの事態の有様を現実のものとして表すという言明の発語内目的を持つ。【達成の様式】中立的な達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して低い程度の確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して低い程度の確実な心的状態または不確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。[図 2] で表すことができる。【予備条件】話し手がその命題内容の真理値に対して、低い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。

【誠実条件】話し手がその命題内容に対して、低い程度の確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】弱い強さの度合いを持つ。この強さの度合いは、オソラク、タブンやキットなどの副詞によって増加したり減少したりすることができる。

[図 2] ダロウ A の発話の発語内効力と命題内容条件



例えば、例文 (55) の「お隣のマツ子は、この小説を読み、もはや私の家へ来ない

だろう。」という発話は、言明の発話内目的と中立な達成の様式を持つ。「お隣りのマツ子は、この小説を読み、もはや私の家へ来ない」という事態の有様は、話し手がそれに対して低い程度の確実な心的状態を持っているものであり、しかも話し手が、聞き手がそれに対して低い程度の確実な心的状態または不確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。そして話し手がその命題内容の真理値に対して、低い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという特別の予備条件を持つ。この点は、後ろの「私はマツ子に傷をつけたのだから。」からも見える。さらに話し手がその命題内容に対して、低い程度の確実な信念を持っているという特別の誠実条件、及び弱い強さの度合いを持つ。また例文（５６）において、タブンが強さの度合いをさらに減少する役割を担う。

（５５）お隣りのマツ子は、この小説を読み、もはや私の家へ来ないだろう。私はマツ子に傷をつけたのだから。涙はそのゆえにもまた、こんなに、あとからあとから湧いて出るのか。 （太宰治『めくら草紙』）

（５６）次にキャスターが、WBCの世界ヘビー級チャンピオンであるラリー・ホームズに、アリとスピックスのいずれが有利かを訊ね、次のような答を引き出していた。

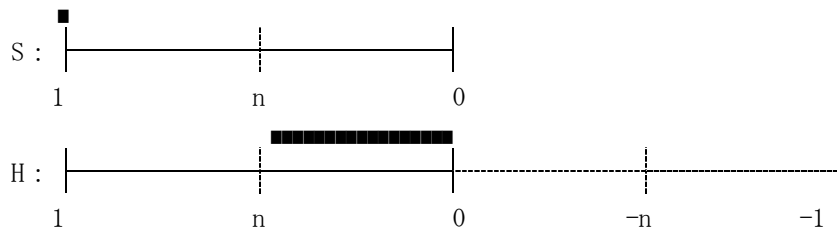
「わからない。でも多分アリが勝つだろう」 （沢木耕太郎『一瞬の夏』）

2-3-2-2 ダロウ B の発話の発語内効力

話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、確実な心的状態を持つが、主張を控えめにするために、推量などの心的行為の結果を婉曲に表すという B の意味を持つダロウの発話を、ダロウ B の発話と略称する。ダロウ B の発話の発語内効力は、言明の原発語内効力から派生される。

ダロウ B の発話の発語内効力：【発語内目的】一つの事態の有様を現実のものとして表すという言明の発語内目的を持つ。【達成の様式】聞き手に、話し手が命題内容によって表される事態の有様に対して確実な信念を持っていない、などと思わせるという発語媒介的意図 (perlocutionary intention) で遂行される行為であるという達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して低い程度の確実な心的状態または不確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の [図 3] で表すことができる。【予備条件 1】話し手がその命題内容の真理値に対して、確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【予備条件 2】発話の文脈において、格別に話し手が丁寧さを保つ必要があるという予備条件を持つ。この予備条件は、その達成の様式と相互に関連して働く。

[図3] ダロウ B の発話の発語内効力と命題内容条件



【誠実条件】話し手はその命題内容に対して、確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。

例えば、一つの文脈において、「今回の作戦は失敗だったと言える」という命題内容と言明の発語内効力を持つ発話は、是認の公理³ (approbation maxim) などに違反して丁寧さを失ってしまう恐れがあるのである。ダロウ B の発話の発語内効力を持つ例文 (57) の発話の方は、聞き手を、話し手はその命題内容によって表される事態の有様に対してそれほど確実な信念を持っていない、などと思わせて、丁寧さを保つことができるようになる。

(57) 今回の作戦は失敗だったと言えるだろう。

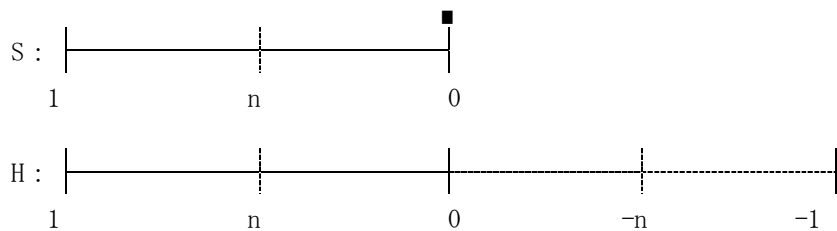
(日本語記述文法研究会(2003)の例文)

2-3-2-3 ダロウ C の発話の発語内効力

話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、不確実な心的状態を表すという C の意味を持つダロウの発話を、ダロウ C の発話と略称する。ダロウ C の発話の発語内効力は、感情表現の原発語内効力から派生される。

ダロウ C の発話の発語内効力:【発語内目的】事態の有様に関する話し手の命題態度を表現するという感情表現の発語内目的を持つ。【達成の様式】その発話が本質的に聞き手に向けられない(言い換えれば、独り言の形で発せられる)という達成の様式を持つ。【命題内容条件】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して不確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。[図4]で表すことができる。

[図4] ダロウ C の発話の発語内効力と命題内容条件



³相手への非難を最小限に、賞賛を最大限にする配慮。(Leech (1983))

【予備条件】話し手がその命題内容に対して、ある程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っていないという予備条件を持つ。【誠実条件】話し手がその命題内容に対して、不確実な信念を持っている（疑いの気持ちを抱いている）という誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

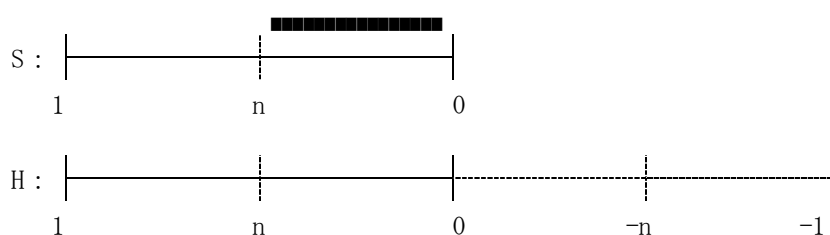
(58) 缶ペンにルーペとピンセットを入れて、持ち歩いている？こんな事態に備えて用意していたわけでもなかろう。当然、使用目的があるわけだ。一体、何をする人なのだろう。昆虫学者か、それとも植物の研究者か。
結論は出ない。いずれにしても、この世には、いろいろな人がいるものだ。
(北村薫『六の宮の姫君』)

2-3-2-4 ダロウ D の発話の発語内効力

話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を表すという D の意味を持つダロウの発話を、ダロウ D の発話と略称する。ダロウ D の発話の発語内効力は、感情表現の原発語内効力から派生される。

ダロウ D の発話の発語内効力：【発語内目的】事態の有様に関する話し手の命題態度を表現するという感情表現の発語内目的を持つ。【達成の様式】その発話が本質的に聞き手に向けられない（言い換えれば、独り言の形で発せられる）という達成の様式を持つ。【命題内容条件】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して低い程度の確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。[図5]で表すことができる。

[図5] ダロウ D の発話の発語内効力と命題内容条件



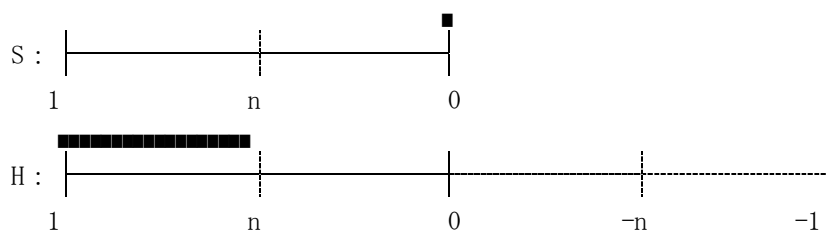
【予備条件】話し手がその命題内容の真理値に対して、低い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【誠実条件】話し手がその命題内容に対して、低い程度の確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】弱い強さの度合いを持つ。またオソラク、タブンやキットなどの副詞によって、強さの度合いを増加したり減少したりすることができる。

2-3-2-5 ダロウ E の発話の発語内効力

話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、不確実な心的状態を持ち、当該の対象について相手に尋ねるといふEの意味を持つダロウの発話を、ダロウEの発話と略称する。ダロウEの発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

ダロウEの発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式】聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式を持つ。【命題内容条件1】その命題内容が、最初の話し手にその話し手の間に対する正しい答えを与えると考えられるような、聞き手のこれから先の行動を表すという命題内容条件を持つ。【命題内容条件2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して不確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件3】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して確実な心的状態または高い程度の確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の図で表すことができる。

〔図6〕ダロウEの発話の発語内効力と命題内容条件



【予備条件1】聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件2】話し手がその命題内容に対して、ある程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っていないという予備条件を持つ。【誠実条件1】話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【誠実条件2】話し手がその命題内容に対して、不確実な信念を持っている（疑いの気持ちを抱いている）という誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(59) 「ふん。一体自動車というものは幾ら位するだろう」

「五六千円から、少し好いのは一万円以上だというじゃあないか」

「それじゃあ、僕なんぞは一生画をかいても、自動車は買えそうもない」

(森鷗外『青年』)

(60) 「何処？——大劇場……芸術座じゃあないのね、どうしてだろう」

「これは、特別興行だな。ホラ、たった一日だけ演るんだもの、一時に大勢に観せてしまおうというわけなんだろ」

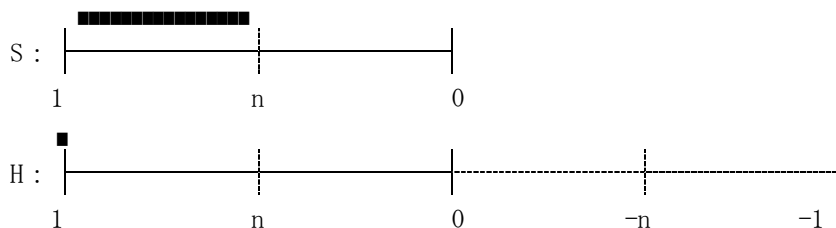
こんな問答をしている二人の日本女を、皮帽をかぶった少年が傍に立って好奇心を面に表し、眺めている。(宮本百合子『シナーニ書店のベンチ』)

2-3-2-6 ダロウ F の発話の発語内効力

話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持つが、推量などの心的行為の結果の妥当性が聞き手に依存するので、当該の結果の妥当性について聞き手に確認を求めるといふ F の意味を持つダロウの発話を、ダロウ F の発話と略称する。ダロウ F の発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

ダロウ F の発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式】聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】その命題内容が、最初の話し手にその話し手の問いに対する正しい答えを与えると考えられるような、聞き手のこれから先の行動を表すという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して高い程度の確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 3】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の図で表すことができる。

[図 7] ダロウ F の発話の発語内効力と命題内容条件



【予備条件 1】聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件 2】話し手がその命題内容の真理値に対して、高い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【予備条件 3】聞き手がその命題内容の真理値に対して、確実な信念を持つための十分な理由や証拠を持っている（言い換えれば、聞き手がその命題内容の真偽を判断することができるという立場にいる）という予備条件を持つ。例えば、例文（6 1）において、社長室にいる専務である聞き手の柳が、話し手の大畑の発話「ここは社長室だろう」に対して、その命題内容の真偽を判断することができるという立場にいるのである。例文（6 2）の場合、「——君番地を知ってるだろう」という聞き手の心理、知識や認識を問う発話も、その命題内容の真偽を判断することができる人は、聞き手だけなのである。【誠実条件 1】話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【誠実条件 2】話し手がその命題内容に対して、高い程度の確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。

(61) 「ここは社長室だろう」

と大畑は言った。

「はあ、さようで」

「君は専務じゃなかったかな？」

「柳でございます。あの——尾島社長はただ今来客中で……」

(赤川次郎『女社長に乾杯!』)

(62) 「じゃ道也先生に違ない。——世の中は随分無慈悲なものだなあ。——君番地を知ってるだろう」

「番地は聞かなかった」

「聞かなかった？」

「うん。しかし江湖雑誌で聞けばすぐわかるさ。何でもほかの雑誌や新聞にも関係しているかも知れないよ。どこかで白井道也と云う名を見たようだ」

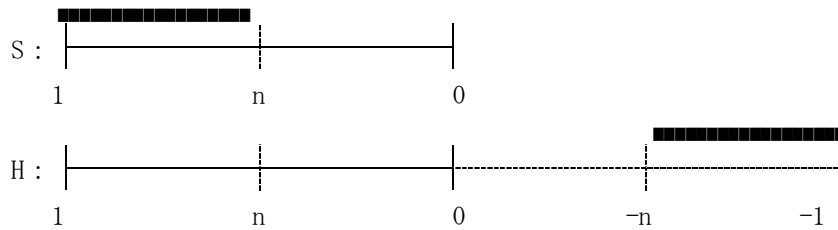
(夏目漱石『野分』)

2-3-2-7 ダロウ G の発話の発語内効力

話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実、あるいは確実な心的状態を持つが、聞き手に同意を求めるという G の意味を持つダロウの発話を、ダロウ G の発話と略称する。ダロウ G の発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

ダロウ G の発話の発語内効力:【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式 1】聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式を持つ。【達成の様式 2】話し手が聞き手に話し手の意見や認識を受け入れさせようとするという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】その命題内容が、最初の話し手にその話し手の問いに対する正しい答えを与えると考えられるような、聞き手のこれから先の行動を表すという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して確実な心的状態または高い程度の確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 3】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して確実な心的状態または高い程度の確実な心的状態を持っているが、話し手の命題態度と否定的な命題態度を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の [図 8] で表すことができる。【予備条件 1】聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件 2】話し手がその命題内容の真理値に対して、確実な信念または高い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【予備条件 3】聞き手が話し手と意見や認識が違っているという予備条件を持つ。【誠実条件 1】話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。

[図 8] ダロウ G の発話の発語内効力と命題内容条件



【誠実条件 2】話し手がその命題内容に対して、高い程度の確実な信念または確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(6 3) 「わかった！花にむら雲、……」

「月にむら雲だろう」

「そう、そう。花に風。風だ。花のアントは、風」 (太宰治『人間失格』)

(6 4) 「えらい風だな」

誰かが言った。

「木枯だ」

と河豚が木に鮑をかけながら応じた。

「河豚、でたらめこくな。木枯は陸上で吹くものだ」

別の者が言った。

「では、ここの風はなんと言うんだ」

「海風よ」

「十一月の海風か。海風なら年中ふいている。十一月だから木枯だろう」

「屁理屈こねるなよ」 (立原正秋『冬の旅』)

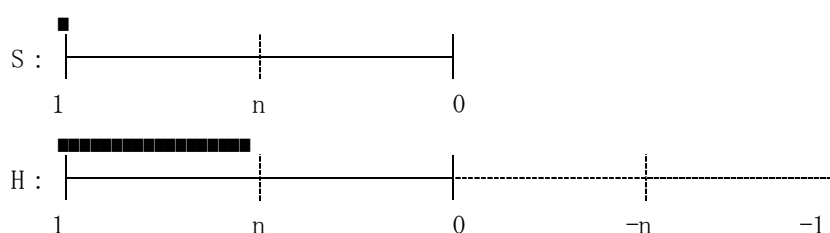
2-3-2-8 ダロウ H の発話の発語内効力

話し手が、聞き手と共有すると思っている知識や記憶について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識を喚起したりするという H の意味を持つダロウの発話を、ダロウ H の発話と略称する。ダロウ H の発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

ダロウ H の発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式 1】聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式を持つ。【達成の様式 2】話し手が聞き手と共有すると思っている知識や記憶を聞き手に思い出させるという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】その命題内容が、最初の話し手にその話し手の問いに対する正しい答えを与えると考えられるような、聞き手のこれから先の行動を表すという

命題内容条件を持つ。【命題内容条件2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件3】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して高い程度の確実な心的状態または確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の図で表すことができる。

[図9] ダロウHの発話の発語内効力と命題内容条件



【予備条件1】聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件2】話し手がその命題内容の真理値に対して、確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【予備条件3】会話においてその命題内容がこれから先の新しい談話主題 (discourse topic) になる可能性が高いという予備条件を持つ。【予備条件4】話し手が、聞き手とその命題内容を共有しているが、聞き手がそれを忘れていたりする可能性があるという予備条件を持つ。【誠実条件1】話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【誠実条件2】話し手がその命題内容に対して、確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(65) 「私がずっと家にいただらう。その時はその時で、母さん、イライラしてたんだが、私がまた勤めだして、家でひとりになると、淋しくていられないらしくてね」
(三宅(1996)の例文)

(66) 「社長の御息子の誕生パーティでビンゴゲームやっただらう」「はい」「その時な、あのアザラシにわが社の株10%が当たったんだ」
(三宅(1996)の例文)

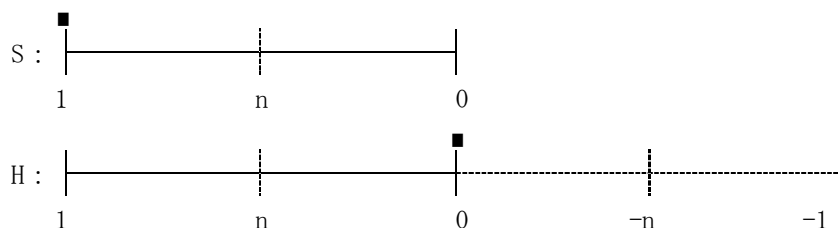
2-3-2-9 ダロウIの発話の発語内効力

話し手が、聞き手がその場で認識することができる事柄に対して聞き手の認識の形成を求めるといふIの意味を持つダロウの発話を、ダロウIの発話と略称する。ダロウIの発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

ダロウIの発話の発語内効力:【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式1】聞き手に拒否の選択権を与

えるという達成の様式を持つ。【達成の様式2】話し手が聞き手に、発話の現場における事物を視覚的・聴覚的に気づかせるという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式を持つ。【命題内容条件1】その命題内容が、最初の話し手にその話し手の問いに対する正しい答えを与えると考えられるような、聞き手のこれから先の行動を表すという命題内容条件を持つ。【命題内容条件2】その命題内容が、発話の現場における視覚的・聴覚的に認識することができる事物であるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件3】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件4】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して不確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の図で表すことができる。

[図10] ダロウ I の発話の発語内効力と命題内容条件



【予備条件1】聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件2】話し手がその命題内容の真理値に対して、確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【予備条件3】話し手が、聞き手がその命題内容にまだ気づいていないが、当の発話を聞いて視覚的・聴覚的にそれを認識することができると考えているという予備条件を持つ。【誠実条件1】話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【誠実条件2】話し手がその命題内容に対して、確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(67) 「東京の真中でも出る事は出るが、感じが違うよ。こう云う山の中の鍛冶屋は第一、音から違う。そら、ここまで聞えるぜ」
 初秋の日脚は、うそ寒く、遠い国の方へ傾いて、淋しい山里の空気が、心細い夕暮れを促がすなかに、かあんかあんと鉄を打つ音がする。
 「聞えるだらう」と圭さんが云う。
 「うん」と碌さんは答えたぎり黙然としている。隣りの部屋で何だか二人しきりに話をしている。 (夏目漱石『二百十日』)

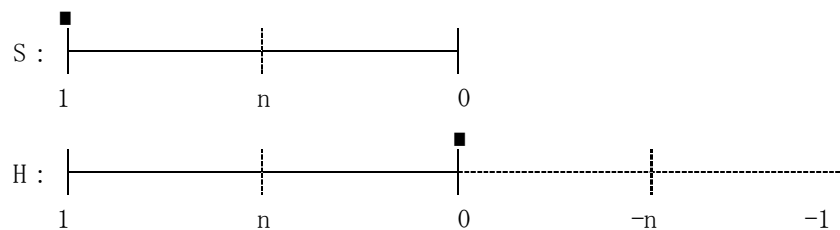
(68) 向こうに赤い屋根の家が見えるだらう。あれが僕の家だよ。
 (庵・高梨・中西久・山田 (2001) の例文)

2-3-2-10 ダロウ J の発話の発語内効力

話し手が、非難の意を含んで、ある事柄について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識の形成を強く要請したりするという J の意味を持つダロウの発話を、ダロウ J の発話と略称する。ダロウ J の発話の発語内効力は、言明の原発語内効力から派生される。

ダロウ J の発話の発語内効力：【発語内目的】一つの事態の有様を現実のものとして表すという言明の発語内目的を持つ。【達成の様式】話し手が非難を込めて、ある物事を聞き手に認識させようとするという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して不確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の図で表すことができる。

【図 1 1】ダロウ J の発話の発語内効力と命題内容条件



【予備条件 1】話し手が、聞き手がその命題内容を（十分に）認識していないが、認識することができるはずだと判断しているという予備条件を持つ。【予備条件 2】話し手がその命題内容の真理値に対して、確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【誠実条件 1】話し手がその命題内容に対して、確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【誠実条件 2】話し手が、聞き手に非難の気持ちを持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】強い強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(69) 「そんなのきなことを言っている場合じゃないだろ」

(三宅(1996)の例文)

(70) 「まだ分らないのか！口で言ったって、分りそうにないから、分るようにしてやったんじゃないか！女は、しばってあるって、言っただろう？……いますぐ、おれを引上げるか、さもなけりゃ縄梯子をよこすまで、女はずっとあのままだからな！……もう、誰も、砂掻きする者なんかいなくなるんだ……それでもいいのか？……よく考えてみろ……ここが、砂で埋まったら、困るのはそっちの方なんだろう？……砂が、ここを越えて、どんどん部落に侵入しはじめるんだぞ！……どうしたんだ？……なぜ返事をしない

んだ！」

(安部公房『砂の女』)

2-3-2-11 ダロウ K の発話の発語内効力

話し手が、詠嘆・感嘆の心的状態を持ち、詠嘆・感嘆の意を表すという K の意味を持つダロウの発話を、ダロウ K の発話と略称する。ダロウ K の発話の発語内効力は、感情表現の原発語内効力から派生される。

ダロウ K の発話の発語内効力：【発語内目的】事態の有様に関する話し手の命題態度を表現するという感情表現の発語内目的を持つ。【達成の様式】その発話が本質的に聞き手に向けられない（言い換えれば、独り言の形で発せられる）という達成の様式を持つ。【命題内容条件】中立的な命題内容条件を持つ。【予備条件】話し手がその命題内容が感動する事であると判断しているという予備条件を持つ。【誠実条件】話し手が詠嘆・感嘆の気持ちを抱いているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】強い強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(7 1) 「なんという残酷な世間だらう」と彼は口の中で呟いた、「——だがおれは違うぞ、おれは必ず仕返しをしてやる、おれがあじわった痛手を倍にして返してやるぞ」
(山本周五郎『さぶ』)

(7 2) なんというありがたいことだらう。いた。いた。先生は、もうひとりの人と、机によりかかって、しきりに校正ずりに朱筆を加えていた。
(山本有三『路傍の石』)

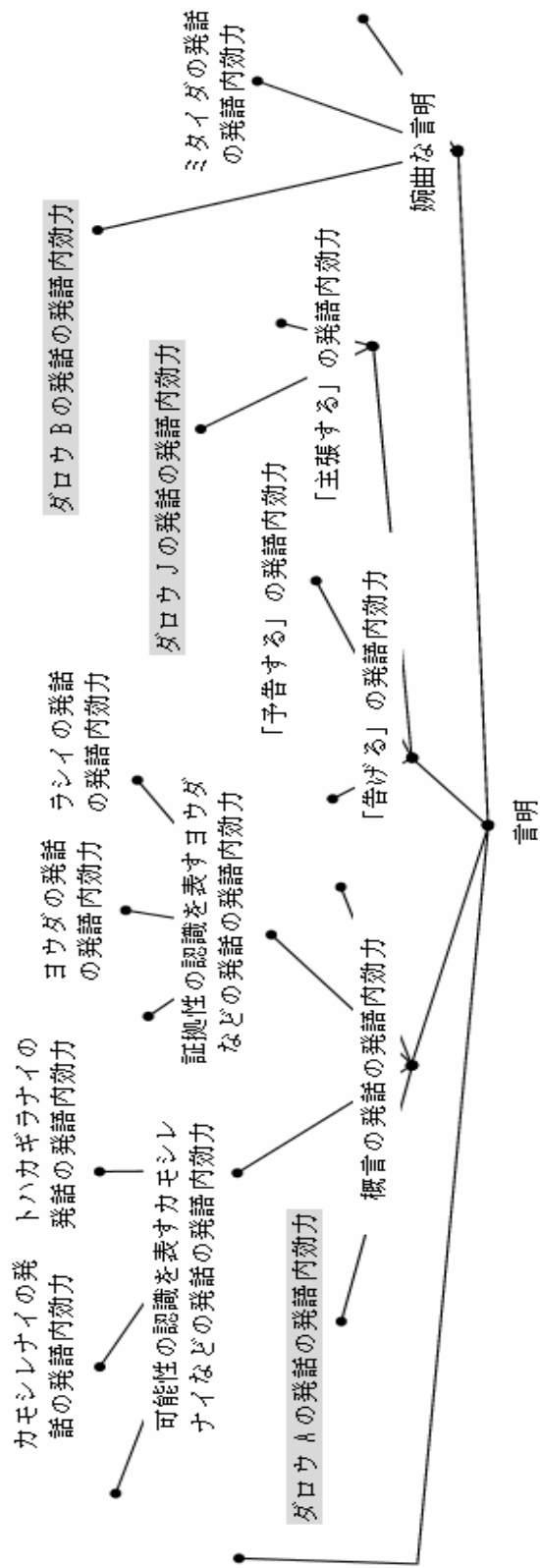
2-3-3 ダロウの発話の発語内効力の位置付け

Vanderveken (1990) によって、原発語内効力以外の他のすべての発語内効力は、「新しい特別な達成の様式を課すことによって、発語内目的の達成の様式に制限を加えたり、誠実条件の強さの度合いを強めたり弱めたりすることや、新しい特別な命題内容条件や新しい特別な予備条件、あるいは、新しい特別な誠実条件などを加えること」によって原発語内効力から派生される。上述の分析によって、ダロウ A、ダロウ B、ダロウ J の発話の発語内効力は、言明の原発語内効力から派生され、ダロウ E、ダロウ F、ダロウ G、ダロウ H、ダロウ I の発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生され、ダロウ C、ダロウ D、ダロウ K の発話の発語内効力は、感情表現の原発語内効力から派生されるという結論に達したのである。

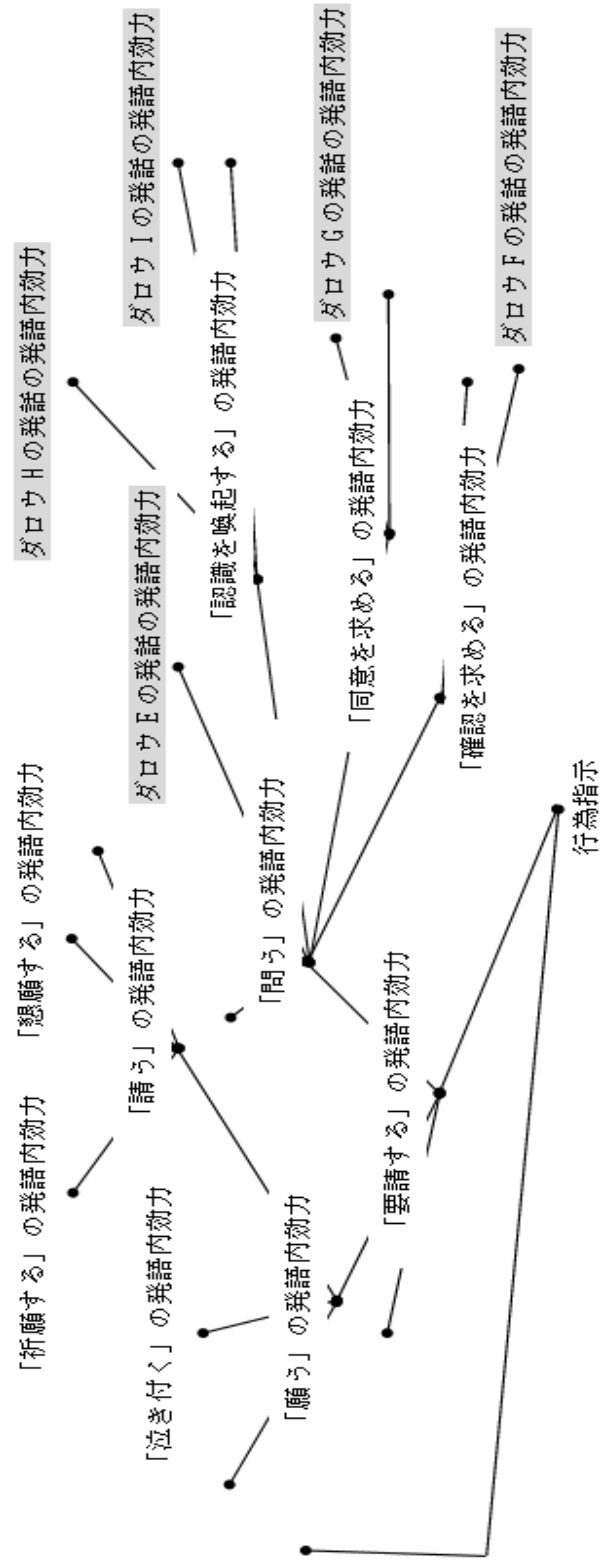
ここで、それぞれのダロウの発話の発語内効力を、日本語の諸発語内効力に位置付けるという作業を行う。この位置付けは、Vanderveken (1990) の意味表 (semantic tableaux) の形で表すことができる。この意味表のすべての節点は、同一の発語内目的を共有する発語内効力を表す。また、ある発語内効力が意味表において別の発語内効力の直接の後者であるということは、その後者の発語内効力が、その前者の発語内効力に、新しい成分を付

加したり、または強さの度合いを増加させることによって前者の発語内効力から得られるということと同等である。

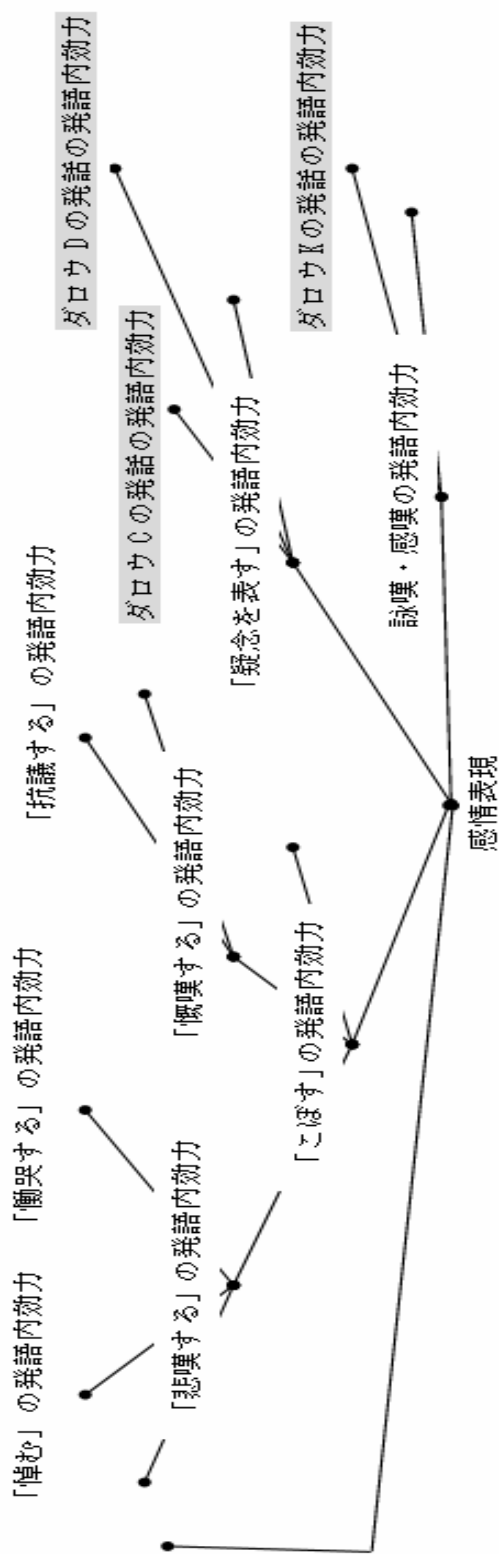
ダロウ A、ダロウ B、ダロウ J の発話の発語内効力と言明型の発語内効力の一部との諸関係を [意味表 1] で表す。ダロウ E、ダロウ F、ダロウ G、ダロウ H、ダロウ I の発話の発語内効力と行為指示型の発語内効力の一部との諸関係を [意味表 2] で表す。ダロウ C、ダロウ D、ダロウ K の発話の発語内効力と感情表現型の発語内効力の一部との諸関係を [意味表 3] で表す。



[意味表1] ダロウA、ダロウB、ダロウJの発話の発語内効力の位置付け



[意味表2] ダロウ E、ダロウ F、ダロウ G、ダロウ H、ダロウ I の発話の発語内効力の位置付け



[意味表3] ダロウC、ダロウD、ダロウKの発語の発語内効力の位置付け

2-4 本章のまとめ

本章の前半においては、ダロウの推量用法と確認要求用法の主な先行研究を分析して、言語行為論の観点からその問題点を述べた。そして、自然言語の使用における話し手の心的行為と心的状態と発話の時点との関わりを考察して、ダロウの発話の理論上可能な意味を挙げた。例文の分析によってそれらの理論上可能な意味を検証して、ダロウの発話の意味を A-K の十一種類に分けた。

本章の後半においては、言語行為論、特に Vanderveken (1990) の理論によって A-K の十一種類の意味を有するダロウの発話の発語内効力(の六つの構成要素)を分析してきた。最後に、日本語の諸発語内効力におけるダロウの発話の発語内効力の位置付けを行った。

第3章 「吧 ba」の発話の発語内効力

3-1 「吧 ba」の発話の意味

3-1-1 先行研究における「吧 ba」の意味

「吧 ba」の意味について、太田（1958）、胡（1981）、陸（1984）、劉・潘・故（2001）、齊（2002）などの一連の先行研究がある。先行研究、及び辞書の語義解説において、「吧 ba」の意味・用法には、文末の用法と、文中の用法という二種類があるが、ここでは、文末の用法だけを扱うことにする。文末の用法を持つ「吧 ba」は、文末に付けて各種の語気を表す役割を担っている。重要な意味・用法には、次のような四種類があると考えられている。

[表1] 先行研究における「吧 ba」の意味

| | |
|-------------|--|
| 命令・依頼の語気を表す | 给我们唱一支歌儿吧。(私たちに1曲歌ってくれないか。) (商務印書館・小学館『中日辞典』) 帮帮他吧。(彼を手伝ってあげなさい。) (商務印書館・小学館『中日辞典』) |
| 承知・同意の語気を表す | 不错，就这么办吧。(いいね、それでいこう。) (松岡・白井・樋口・代田『クラウン中日辞典』) |
| 疑問の語気を表す | 这座楼可能是你们的宿舍吧?(たぶんこの建物がみなさんの 宿舍でしょうか。)(劉・潘・故(2001)の例文) |
| 推量の語気を表す | 啊，这大概就是下雪吧!(ああ、雪が降るってこんな感じか な。)(胡(1981)の例文) |

3-1-2 「吧 ba」の発話の意味の分析

「吧 ba」の意味に関する先行研究とコーパスの分析に基づいて、文末の用法を持つ「吧 ba」の発話の意味を、L-Zの十五種類に分けることができた。

L: 話し手がやや柔らかい語調で、聞き手に対して、ある行為を遂行するように言い付ける。文末のイントネーションは、低く、緩やかである。

(1) 快说吧。(早く言いなさいよ。)(劉・潘・故(2001)の例文)

(2) 用你那笨脑袋瓜子，好好想想吧。(お前の頭を使って、よく考えろ。)
(老舍『鼓書芸人』)

M: 話し手が聞き手に対して、拒否の選択権を与えながら、ある行為の遂行を求める。文末のイントネーションは、やや低い。

(3) 我说道：“爸爸，你走吧。”(私は言った。「お父さん、帰ってください。」)
(朱自清『背影』)

(4) 老师，让我去吧！（先生、わたしに行かせてください。）

（劉・潘・故（2001）の例文）

N：話し手が聞き手に対して、話し手のこれから先の遂行しようとする行為と一緒に遂行するように求める。文末のイントネーションは、やや低い。

(5) 我们快走吧。（さあ、行きましょう。）（商務印書館・小学館『中日辞典』）

(6) 你和我一起去她那里吧！（一緒に彼女のところに行きましょう！）

（彭荊風『緑月亮』）

O：話し手が聞き手に対して、聞き手の欲している行為の遂行を許す。文末のイントネーションは、やや低い。

(7) 她不再拦牧乾，而低声的说：“好，你走吧。你若是受不了，就赶紧回来，我等着你！”（彼女は牧乾を止めずに、小さな声で言った。「行ってもいいよ。堪えられなかったら、早く帰ってきなさい。待っているよ。」）（老舍『蛻』）

P：話し手が聞き手に対して、聞き手に関係がある行為を遂行しようとする意志を表す。文末のイントネーションは、やや低い。

(8) 平海燕 我陪您到医院去看看吧？（平海燕 私はあなたに付き添って病院へ行きましょうか？）

王仁利 不用！不用！（王仁利 結構です、結構です。）（老舍『全家福』）

(9) 我给你讲个故事吧。（物語を話しましょう。）（阿城『棋王』）

Q：話し手が聞き手に対して、ある問題の解決策を提案する。文末のイントネーションは、やや低い。

(10) 王掌柜，孝敬老总们点茶钱，请他们到别处喝去吧！（王主人、兵士さまに茶代を差し上げて、他のところへ行って飲ませましょう。）（老舍『茶館』）

R：話し手が聞き手に対して、ある意見・希望などを承知・同意するということを言明する。文末のイントネーションは、下降調である。

(11) 不错，就这么办吧。（いいね、それでいこう。）

（松岡・白井・樋口・代田『クラウン中日辞典』）

(12) 既然你说非我去不可，那我就去吧。(あなたがどうしてもお前が行けと言うなら、行きましょう。)
(劉・潘・故 (2001) の例文)

S: 話し手が聞き手に対して、これから先のある行為を遂行しようとする意志を表す。文末のイントネーションは、やや低い。

(13) 好，我就说这天的事吧…… (あの日の事を話しましょう。)
(馮驥才『一百個人的十年』)

(14) 我不敢再睁眼，等着事实来说明事实吧。(私は目を開ける勇気がないから、事実が事実を説明するのを待ちましょう。)
(老舍『猫城記』)

T: 話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持ち、推量などの心的行為の結果を相手に表す。文中には、「可能 (たぶん)」、「也许 (もしかしたら)」、「大概 (おおよそ)」、「一定 (きっと)」などの副詞が使われることが多い。文末のイントネーションは、やや低い。

(15) 他还没来，路上堵车吧。(彼はまだ来ない、たぶん渋滞しているんだろう。)
(松岡・白井・樋口・代田『クラウン中日辞典』)

(16) 这也许应当叫作“生长的痛苦”吧，就象我们一个中学生，在毕业之后走进了社会，因感到学识与思想的不足而苦恼着吧。(これは、たぶん「成長の苦痛」と呼ばれるべきだろう。高校生が卒業し、社会に出たが、学識と思想の不足に悩んでいるのだろう。)
(老舍『无名高地有了名』)

(17) 这些人一定是和死者相识的吧。(この人達はきっと死者の知り合いだろう。)
(巴金『廢園外』)

U: 話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、確実な心的状態を持つが、主張を控えめにするために、推量などの心的行為の結果を婉曲に表す。文末のイントネーションは、やや低い。

(18) 一个人，恋恋于自己的字句与思想，不免流于怪吝，但也是常情吧！(自分の字句と思想を慕うと、どうしても吝嗇になってしまう。が、これも人情の常だろう。)
(張愛玲『走!走到楼上去』)

V: 話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持つが、推量などの心的行為の結果の妥当性が聞き手に依存するので、当該の結果の妥当性について聞き手に確認を求める。文末のイントネーションは、やや低い。

- (19) 周萍（转头问周冲）父亲没有出去吧？（周萍（振り向いて周冲に聞いた）お父さんは出かけてないんだろ？）（曹禺『雷雨』）
- (20) 是你们给开的门吧？（ドアを開けたのはお前達だろう？）（王朔『橡皮人』）
- (21) 这些油印课本又是你老余的杰作吧？（これらのガリ版の教科書はまた余さんの傑作だろう？）（劉醒竜『鳳凰琴』）

W: 話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実、あるいは確実な心的状態を持つが、聞き手に同意を求める。文末のイントネーションは、やや低い。

- (22) 写小说的人只要不是一个卑劣的恶棍，总不会利用小说攻击某个人，某个单位；同时我们也可以相信，企图挟嫌泄愤的恶棍一般不会写出什么象样的小说来吧？（小説を書く人間は卑劣なごろつきでなければ、小説を利用してある人間や職場を攻撃することなどありえない。同時にまた恨み、うっぷんを晴らそうと意図するごろつきが、通常まともな小説を書くことなどありえないと信じていいだろう。）（王蒙『「組織部来了個年轻人」瑣談』）
- (23) “刘顺明恢复原任怕不合适吧？”赵航宇慢条斯理地说，“他是被公开逮捕抓走的。”（趙航宇はゆっくりと言った。「劉順明の復職は、適切ではないだろう。おおっぴらに逮捕されたんだから。」）（王朔『千万別把我当人』）
- (24) 爸爸的眼光不错吧？（俺の目先は、効くだろう？）（老舍『春華秋実』）

X: 話し手が、聞き手と共有すると思っている知識や記憶について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識を喚起したりする。文末のイントネーションは、やや低い。

- (25) 妈妈，你该记得很清楚吧？（お母さん、あのことをきっと覚えているでしょう？）（謝冰瑩『望断天涯儿不帰』）
- (26) 晓得咱们厂机修车间的李一红吧？（修理工場の李一紅という人を知っているだろう？）（方方『埋伏』）

Y: 話し手が、聞き手がその場で認識することができる事柄に対して聞き手の認識の形成を求める。文末のイントネーションは、やや低い。

- (27) 我这胳膊，看见这块疤了吧？就是李家的狗咬的……（ほら、この腕の傷跡分かるでしょ。李家の犬に噛まれたんだよ。）（張煒『秋天的憤怒』）

Z: 話し手が、非難の意を含んで、ある事柄について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識の形成を強く要請したりする。文末のイントネーションは、やや低い。

(28) 总不能上人家公司里去抢吧? (会社に奪い取りに行くことなんかできない
 だろう。) (談歌『城市警察』)

L-Zの十五種類の「吧 ba」の発話の意味、「吧 ba」とダロウの対訳状況、及びダロウの発話の意味との対照を[表2]のように表現することができる。

[表2] 「吧 ba」の発話の意味、ダロウとの対訳状況及びダロウの発話の意味との対照

| | 「吧 ba」の発話の意味 | ダロウとの対訳状況 | ダロウの発話の意味との対照 |
|---|---|-----------|---------------|
| L | 話し手がやや柔らかい語調で、聞き手に対して、ある行為を遂行するように言い付ける。 | × | — |
| M | 話し手が聞き手に対して、拒否の選択権を与えながら、ある行為の遂行を求める。 | × | — |
| N | 話し手が聞き手に対して、話し手のこれから先の遂行しようとする行為と一緒に遂行するように求める。 | × | — |
| O | 話し手が聞き手に対して、聞き手の欲している行為の遂行を許す。 | × | — |
| P | 話し手が聞き手に対して、聞き手に関係がある行為を遂行しようとする意志を表す。 | × | — |
| Q | 話し手が聞き手に対して、ある問題の解決策を提案する。 | × | — |
| R | 話し手が聞き手に対して、ある意見・希望などを承知・同意するということを言明する。 | × | — |
| S | 話し手が聞き手に対して、これから先のある行為を遂行しようとする意志を表す。 | × | — |
| T | 話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持ち、推量などの心的行為の結果を相手に表す。 | ○ | A |
| U | 話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、確実な心的状態を持つが、主張を控えめにするために、推量などの心的行為の結果を婉曲に表す。 | ○ | B |
| V | 話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持つが、推量などの心的行為の結果の妥当性が聞き手に依存するので、当該の結果の妥当性について聞き手に確認を求める。 | ○ | F |
| W | 話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実、あるいは確実な心的状態を持つが、聞き手に同意を求める。 | ○ | G |
| X | 話し手が、聞き手と共有している知識や記憶について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識を喚起したりする | ○ | H |
| Y | 話し手が、聞き手がその場で認識することができる事柄に対して聞き手の認識の形成を求める。 | ○ | I |
| Z | 話し手が、非難の意を含んで、ある事柄について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識の形成を強く要請したりする。 | ○ | J |

3-2 「吧 ba」の発話の発語内効力

この節では、「吧 ba」の発話の意味の分析に基づいてL-Zの十五種類の意味を有する「吧 ba」の発話の発語内効力(の六つの構成要素)を分析する。

3-2-1 「吧 ba」の発話の発語内効力の分析

3-2-1-1 「吧 ba」Lの発話の発語内効力

話し手がやや柔らかい語調で、聞き手に対して、ある行為を遂行するように言い付けるというLの意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」Lの発話と略称する。「吧 ba」Lの発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」Lの発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式】中立的な達成の様式を持つ。【命題内容条件】その命題内容が聞き手のこれから先の一連の行動を表すという命題内容条件を持つ。【予備条件】その聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【誠実条件】その話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【強さの度合い】弱い強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(29) 你好好听听大家的意见吧！(みんなの意見をよく聞きなさいよ。)

(劉・潘・故(2001)の例文)

3-2-1-2 「吧 ba」Mの発話の発語内効力

話し手が聞き手に対して、拒否の選択権を与えながら、ある行為の遂行を求めるというMの意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」Mの発話と略称する。「吧 ba」Mの発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」Mの発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式】聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式を持つ。【命題内容条件】その命題内容が聞き手のこれから先の一連の行動を表すという命題内容条件を持つ。【予備条件】その聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【誠実条件】その話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【強さの度合い】弱い強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(30) 二哥，给我吧！(お兄ちゃん、頂戴よ。)

(老舍『小坡的生日』)

(31) 小李，给我一张票吧！(李くん、切符を一枚くださいよ。)

(劉・潘・故(2001)の例文)

3-2-1-3 「吧 ba」Nの発話の発語内効力

話し手が聞き手に対して、話し手のこれから先の遂行しようとする行為を一緒に遂行するように求めるというNの意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」Nの発話と略称する。「吧 ba」Nの発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」N の発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式】聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】その命題内容が聞き手のこれから先の一連の行動を表すという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 2】その命題内容が聞き手と話し手のこれから先の一連の共同の行動を表すという命題内容条件を持つ。【予備条件 1】その聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件 2】その聞き手と話し手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【誠実条件 1】その話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【誠実条件 2】その話し手がその行動を実行する意図があるという誠実条件を持つ。【強さの度合い】弱い強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(32) 咱们看戏去吧。(お芝居を見に行こう。) (老舍『猫城記』)

(33) 小顺拉着小福道：“走吧，走吧！”(小順は小福を引っ張って言った。「行こうよ、行こうよ。’) (趙樹理『李有才板話』)

3-2-1-4 「吧 ba」0 の発話の発語内効力

話し手が聞き手に対して、聞き手の欲している行為の遂行を許すという 0 の意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」0 の発話と略称する。「吧 ba」0 の発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」0 の発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式 1】その聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式を持つ。【達成の様式 2】その話し手がその命題内容の表す行為の遂行の可否を決めることができる立場にいるという達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】その命題内容が聞き手のこれから先の一連の行動を表すという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 2】その命題内容の表す行為が聞き手の欲している行為であるという命題内容条件を持つ。【予備条件 1】その聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件 2】その聞き手がその行動を実行することを欲しているという予備条件を持つ。【誠実条件】その話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【強さの度合い】弱い強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(34) 四 (喊) 我就来。(向鲁妈) 您等一等，我就回来。(四 〈叫んだ〉 すぐ来ます。(魯に向いた) ちょっと待ってください。すぐ戻りますから。)
鲁 好，你去吧。(いいよ、行きなさい。) (曹禺『雷雨』)

3-2-1-5 「吧 ba」P の発話の発語内効力

話し手が聞き手に対して、聞き手に関係がある行為を遂行しようとする意志を表すという P の意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」P の発話と略称する。「吧 ba」P の発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」P の発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式】その聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】その命題内容が、最初の話し手にその話し手の問いに対する正しい答えを与えると考えられるような、聞き手のこれから先の行動を表すという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 2】その命題内容が話し手のこれから先の一連の行動を表すという命題内容条件を持つ。【予備条件 1】その聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件 2】その命題内容が聞き手にとって、良い事柄であるという予備条件を持つ。【予備条件 3】その話し手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【誠実条件 1】その話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【誠実条件 2】その話し手がその行動を実行する意図があるという誠実条件を持つ。【強さの度合い】弱い強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

- (35) 我帮帮你吧？（手伝いましょうか？）（老舍『全家福』）
(36) 给你把饭端进来吧？（ご飯を運んであげましょうか？）（余華『活着』）

3-2-1-6 「吧 ba」Q の発話の発語内効力

話し手が聞き手に対して、ある問題の解決策を提案するという Q の意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」Q の発話と略称する。「吧 ba」Q の発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」Q の発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式】その聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式を持つ。【命題内容条件】その命題内容が聞き手のこれから先の一連の行動を表すという命題内容条件を持つ。【予備条件 1】その聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件 2】その命題内容が聞き手にとって良い事柄、あるいは検討中の問題の解決策になれる事柄であるという予備条件を持つ。【誠実条件】その話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【強さの度合い】弱い強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

- (37) 我看这次的名额，大家就让给余校长吧！（今度の定員は、余校長に譲りましょう！）（劉醒竜『鳳凰琴』）

3-2-1-7 「吧 ba」R の発話の発語内効力

話し手が聞き手に対して、ある意見・希望などを承知・同意するということを言明するという R の意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」R の発話と略称する。「吧 ba」R の発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」R の発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式】その話し手がその命題内容の表す行為の遂行の可否をある程度決めることができる立場にいるという達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】その命題内容が聞き手のこれから先の一連の行動を表すという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 2】その命題内容がしばしば聞き手と話し手のこれから先の一連の共同の行動を表すという命題内容条件を持つ。【予備条件 1】その聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件 2】その話し手がしばしば聞き手と一緒にその行動を実行するという予備条件を持つ。【予備条件 3】その命題内容が聞き手などによって前もって提案されたものであるという予備条件を持つ。【誠実条件 1】その話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【誠実条件 2】その話し手がその命題内容を承知・同意するという気持ちを抱いているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】弱い強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(38) 好，明天出发吧。(よろしい。あす出発しましょう。)

(劉・潘・故 (2001) の例文)

(39) 老邱说：“就这样吧。”(邱さんは言った。「そうしましょう。」)

(王朔『橡皮人』)

3-2-1-8 「吧 ba」S の発話の発語内効力

話し手が聞き手に対して、これから先のある行為を遂行しようとする意志を表すという S の意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」S の発話と略称する。「吧 ba」S の発話の発語内効力は、行為拘束の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」S の発話の発語内効力：【発語内目的】これから先の一連の行動に話し手自らを拘束するという行為拘束の発語内目的を持つ。【達成の様式】中立的な達成の様式を持つ。【命題内容条件】その命題内容が話し手のこれから先の一連の行動を表す命題内容条件を持つ。【予備条件】その話し手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【誠実条件】その話し手がその行動を実行する意図があるという誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(40) “会了吗？”她睁圆眼睛问。(「出来たか？」彼女は目を丸くして聞いた。)

“没有，我还是抽烟吧。”(いえ、僕はやっぱりタバコの方がいい。)

(王朔『一半是火焰, 一半是海水』)

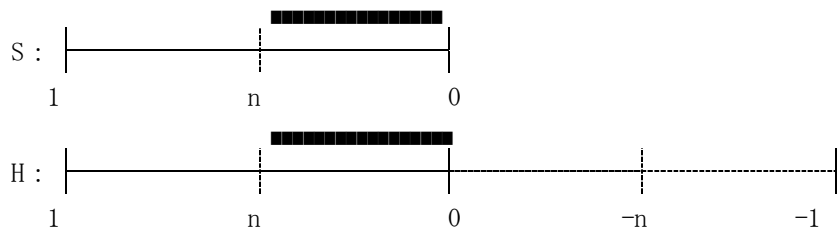
(4 1) 我不准备发言, 听听别人说什么吧。(私は発言するつもりはないから、ほかの人の話を聞きましょう。)
(老舍『無名高地有了名』)

3-2-1-9 「吧 ba」 T の発話の発語内効力

話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持ち、推量などの心的行為の結果を相手に表すという T の意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」 T の発話と略称する。「吧 ba」 T の発話の発語内効力は、言明の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」 T の発話の発語内効力: 【発語内目的】一つの事態の有様を現実のものとして表すという言明の発語内目的を持つ。【達成の様式】中立的な達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して低い程度の確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して低い程度の確実な心的状態または不確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の図で表すことができる。

[図 1] 「吧 ba」 T の発話の発語内効力と命題内容条件



【予備条件】話し手がその命題内容の真理値に対して、低い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【誠実条件】話し手がその命題内容に対して、低い程度の確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】弱い強さの度合いを持つ。また強さの度合いは、「可能 (たぶん)」、「也许 (もしかしたら)」、「大概 (おおよそ)」、「一定 (きっと)」などの副詞によって増加したり減少したりすることができる。例えば、次の例文である。

(4 2) 也许檀柘夫人说我们送给他们的宝石, 正指的是这两个人吧。(檀柘夫人は我々が彼らに宝石を送ったと言っている。もしかしたらこの 2 人を指しているのだろう。)
(楊朔『宝石』)

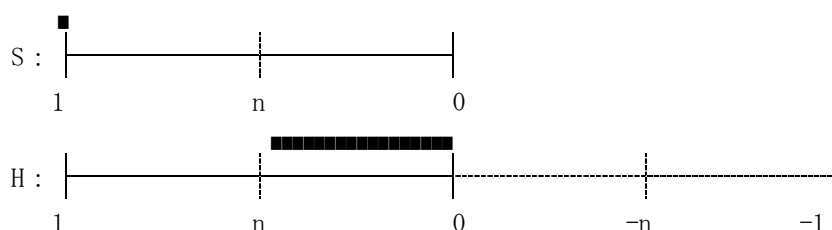
(4 3) 也许是为了家庭间的和美, 他不便于坚持己见吧。(もしかしたら家族の融和のために、彼は自分の意見を言い張ることができないのだろう。)
(老舍『敬悼許地山先生』)

3-2-1-10 「吧 ba」U の発話の発語内効力

話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、確実な心的状態を持つが、主張を控えるために、推量などの心的行為の結果を婉曲に表すという U の意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」U の発話と略称する。「吧 ba」U の発話の発語内効力は、言明の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」U の発話の発語内効力：【発語内目的】一つの事態の有様を現実のものとして表すという言明の発語内目的を持つ。【達成の様式】聞き手に、話し手が命題内容によって表される事態の有様に対して確実な信念を持っていない、などと思わせるという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して低い程度の確実な心的状態または不確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の図で表すことができる。

[図 2] 「吧 ba」U の発話の発語内効力と命題内容条件



【予備条件 1】話し手がその命題内容の真理値に対して、確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【予備条件 2】発話の文脈において、格別に話し手が丁寧さを保つ必要があるという予備条件を持つ。この予備条件は、その達成の様式と相互に関連して働く。【誠実条件】話し手がその命題内容に対して、確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。

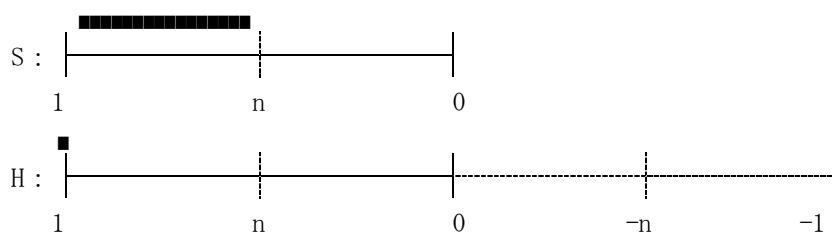
3-2-1-11 「吧 ba」V の発話の発語内効力

話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持つが、推量などの心的行為の結果の妥当性が聞き手に依存するので、当該の結果の妥当性について聞き手に確認を求めるとい V の意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」V の発話と略称する。「吧 ba」V の発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」V の発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式】聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】その命題内容が、最初の話し手にその話

し手の問いに対する正しい答えを与えると考えられるような、聞き手のこれから先の行動を表すという命題内容条件を持つ。【命題内容条件2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して高い程度の確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件3】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の図で表すことができる。

[図3] 「吧 ba」V の発話の発語内効力と命題内容条件



【予備条件1】聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件2】話し手がその命題内容の真理値に対して、高い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【予備条件3】聞き手がその命題内容の真理値に対して、確実な信念を持つための十分な理由や証拠を持っている（言い換えれば、聞き手がその命題内容の真偽を判断することができるという立場にいる）という予備条件を持つ。【誠実条件1】話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【誠実条件2】話し手がその命題内容に対して、高い程度の確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

- (44) 你大概不常到这个地方来吧? (たぶん貴方はこんなところに来ることは、少ないだろう?) (陸文夫『清高』)
- (45) 灵芝问登高说:“那么你不卖骡子了吧?”(灵芝は登高に聞いた。「それじゃ、ラバを売らないことにしたのだろうね?」) (趙樹理『三里湾』)

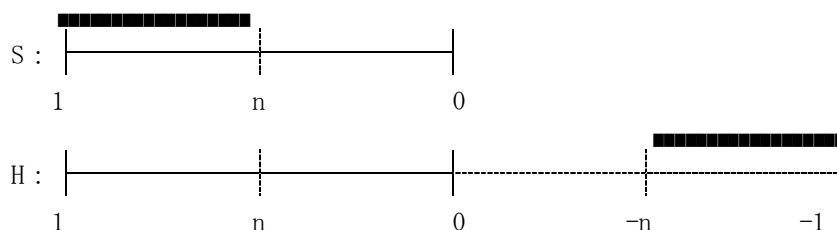
3-2-1-12 「吧 ba」W の発話の発語内効力

話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実、あるいは確実な心的状態を持つが、聞き手に同意を求めるというWの意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」Wの発話と略称する。「吧 ba」Wの発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」Wの発話の発語内効力:【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式1】聞き手に拒否の選択権を

与えるという達成の様式を持つ。【達成の様式2】話し手が聞き手に話し手の意見や認識を受け入れさせようとするという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式を持つ。【命題内容条件1】その命題内容が、最初の話し手にその話し手の問いに対する正しい答えを与えると考えられるような、聞き手のこれから先の行動を表すという命題内容条件を持つ。【命題内容条件2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して確実な心的状態または高い程度の確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件3】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して確実な心的状態または高い程度の確実な心的状態を持っているが、話し手の命題態度と否定的な命題態度を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の図で表すことができる。

[図4] 「吧 ba」 W の発話の発語内効力と命題内容条件



【予備条件1】聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件2】話し手がその命題内容の真理値に対して、確実な信念または高い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【予備条件3】聞き手が話し手と意見や認識が違っているという予備条件を持つ。【誠実条件1】話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【誠実条件2】話し手がその命題内容に対して、高い程度の確実な信念または確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(46) 我今后再遇到这类事情，当面轻蔑他们不过分吧？（今回、こんな事態に出くわしたからには、じかに彼らを軽蔑しても行き過ぎとは言えないだろう？）
（梁晓声『京華見聞録』）

(47) 明朝是慈禧太后以前吧？（明は慈禧皇太后の前の王朝だろう？）
（凌鼎年『名画』）

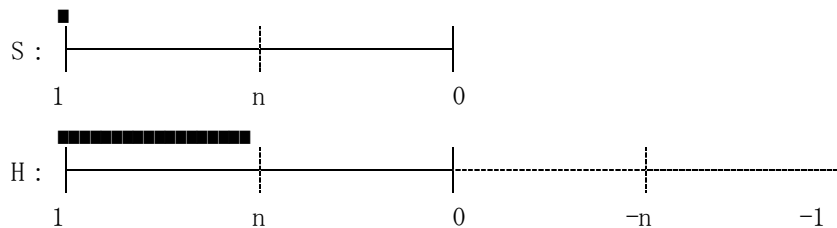
3-2-1-13 「吧 ba」 X の発話の発語内効力

話し手が、聞き手と共有すると思っている知識や記憶について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識を喚起したりするという X の意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」 X の発話と略称する。「吧 ba」 X の発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生

される。

「吧 ba」X の発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式1】聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式を持つ。【達成の様式2】話し手が聞き手と共有している知識や記憶を聞き手に思い出させるという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式を持つ。【命題内容条件1】その命題内容が、最初の話し手にその話し手の問いに対する正しい答えを与えると考えられるような、聞き手のこれから先の行動を表すという命題内容条件を持つ。【命題内容条件2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件3】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して高い程度の確実な心的状態または確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の図で表すことができる。

[図5] 「吧 ba」X の発話の発語内効力と命題内容条件



【予備条件1】聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件2】話し手がその命題内容の真理値に対して、確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【予備条件3】会話においてその命題内容がこれから先の新しい談話主題になる可能性が高いという予備条件を持つ。【予備条件4】話し手が、聞き手とその命題内容を共有しているが、聞き手がそれを忘れていたりする可能性があるという予備条件を持つ。【誠実条件1】話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【誠実条件2】話し手がその命題内容に対して、確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(48) 小周瑶也好几年前就退了伍。她，你还记得吧？（周瑶君も何年前に退役した。彼女のことを覚えているだろう？）（王朔『我是“狼”』）

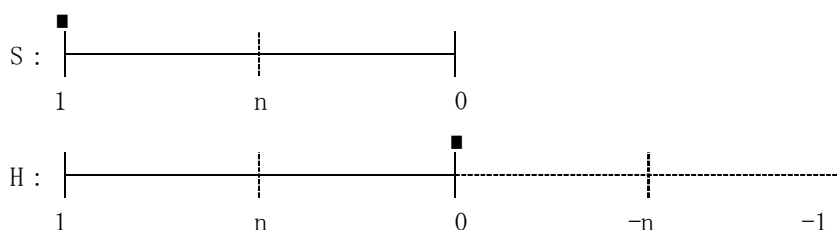
3-2-1-14 「吧 ba」Y の発話の発語内効力

話し手が、聞き手がその場で認識することができる事柄に対して聞き手の認識の形成を求めるとするYの意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」Yの発話と略称する。「吧 ba」Y

の発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」Y の発話の発語内効力：【発語内目的】話し手が聞き手に何がしかの事をさせようと企てるという行為指示の発語内目的を持つ。【達成の様式1】聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式を持つ。【達成の様式2】話し手が聞き手に、発話の現場における事物を視覚的・聴覚的に気づかせるという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式を持つ。【命題内容条件1】その命題内容が、最初の話し手にその話し手の問いに対する正しい答えを与えると考えられるような、聞き手のこれから先の行動を表すという命題内容条件を持つ。【命題内容条件2】その命題内容が、発話の現場における視覚的・聴覚的に認識することができる事物であるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件3】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件4】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して不確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の図で表すことができる。

〔図6〕「吧 ba」Y の発話の発語内効力と命題内容条件



【予備条件1】聞き手がその行動を実行することができるという予備条件を持つ。【予備条件2】話し手がその命題内容の真理値に対して、確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【予備条件3】話し手が、聞き手がその命題内容にまだ気づいていないが、当の発話を聞いて視覚的・聴覚的にそれを認識することができると考えているという予備条件を持つ。【誠実条件1】話し手が聞き手にその行動を実行させたいと願ったり、望んだりするという誠実条件を持つ。【誠実条件2】話し手がその命題内容に対して、確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】中立的な強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である（例文（27）再掲）。

（49）我这胳膊，看见这块疤了吧？就是李家的狗咬的……（ほら、この腕の傷跡分かるでしょ。李家の犬に噛まれたんだよ。）（張煒『秋天的憤怒』）

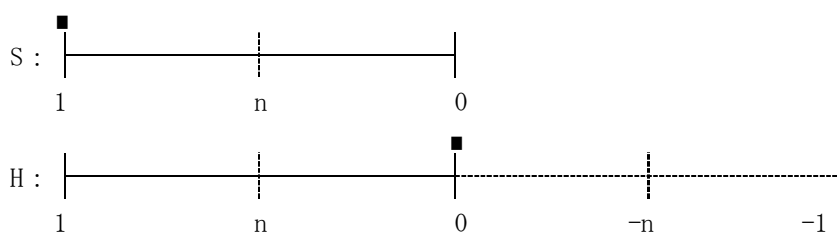
3-2-1-15 「吧 ba」Z の発話の発語内効力

話し手が、非難の意を含んで、ある事柄について聞き手の認識状態を確認したり、聞き手の認識の形成を強く要請したりするというZの意味を持つ「吧 ba」の発話を、「吧 ba」Z

の発話と略称する。「吧 ba」Z の発話の発語内効力は、言明の原発語内効力から派生される。

「吧 ba」Z の発話の発語内効力：【発語内目的】一つの事態の有様を現実のものとして表すという言明の発語内目的を持つ。【達成の様式】話し手が非難を込めて、ある物事を聞き手に認識させようとするという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式を持つ。【命題内容条件 1】命題内容によって表される事態の有様は、話し手がそれに対して確実な心的状態を持っているものであるという命題内容条件を持つ。【命題内容条件 2】命題内容によって表される事態の有様は、話し手が、聞き手がそれに対して不確実な心的状態を持っていると想定しているものであるという命題内容条件を持つ。次の図で表すことができる。

〔図 7〕「吧 ba」Z の発話の発語内効力と命題内容条件



【予備条件 1】話し手が、聞き手がその命題内容を（十分に）認識していないが、認識することができるはずだと判断しているという予備条件を持つ。【予備条件 2】話し手がその命題内容の真理値に対して、確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件を持つ。【誠実条件 1】話し手がその命題内容に対して、確実な信念を持っているという誠実条件を持つ。【誠実条件 2】話し手が、聞き手に非難の気持ちを持っているという誠実条件を持つ。【強さの度合い】強い強さの度合いを持つ。例えば、次の例文である。

(50) 这点道理，你不会不懂吧？（これくらいの道理があなたにわからないはずはないでしょう。）（劉・潘・故 (2001) の例文）

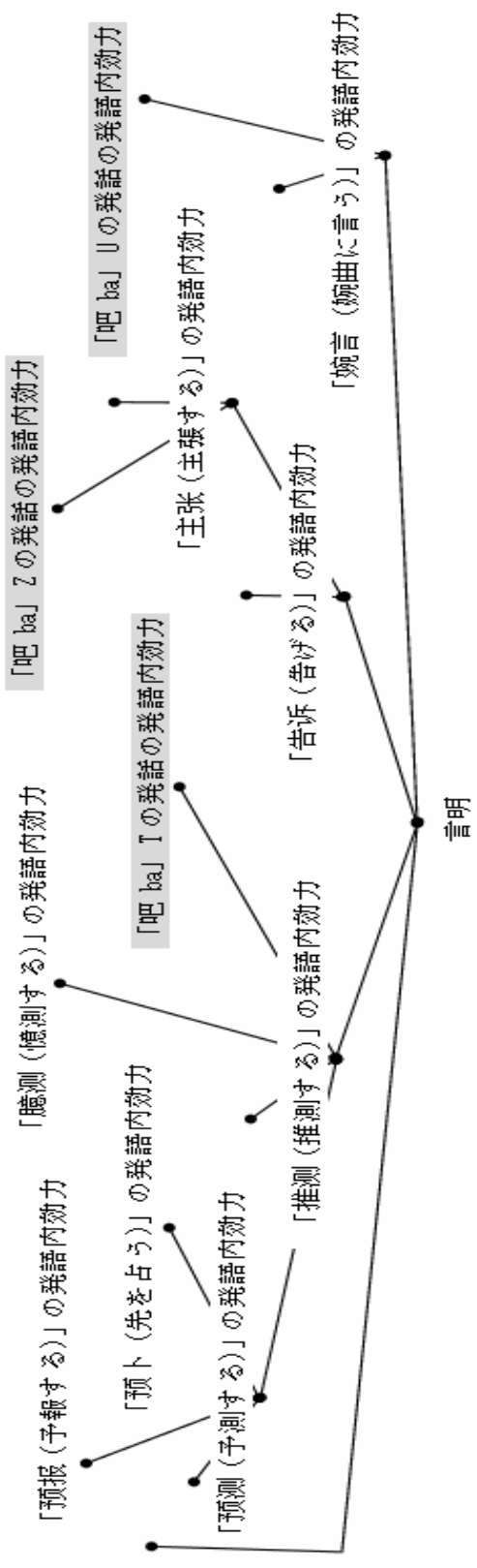
3-2-2 「吧 ba」の発話の発語内効力の位置付け

上述の分析によって、「吧 ba」T、「吧 ba」U、「吧 ba」Z の発話の発語内効力は、言明の原発語内効力から派生され、「吧 ba」L、「吧 ba」M、「吧 ba」N、「吧 ba」O、「吧 ba」P、「吧 ba」Q、「吧 ba」R、「吧 ba」V、「吧 ba」W、「吧 ba」X、「吧 ba」Y の発話の発語内効力は、行為指示の原発語内効力から派生され、「吧 ba」S の発話の発語内効力は、行為拘束の原発語内効力から派生されるという結論に達した。

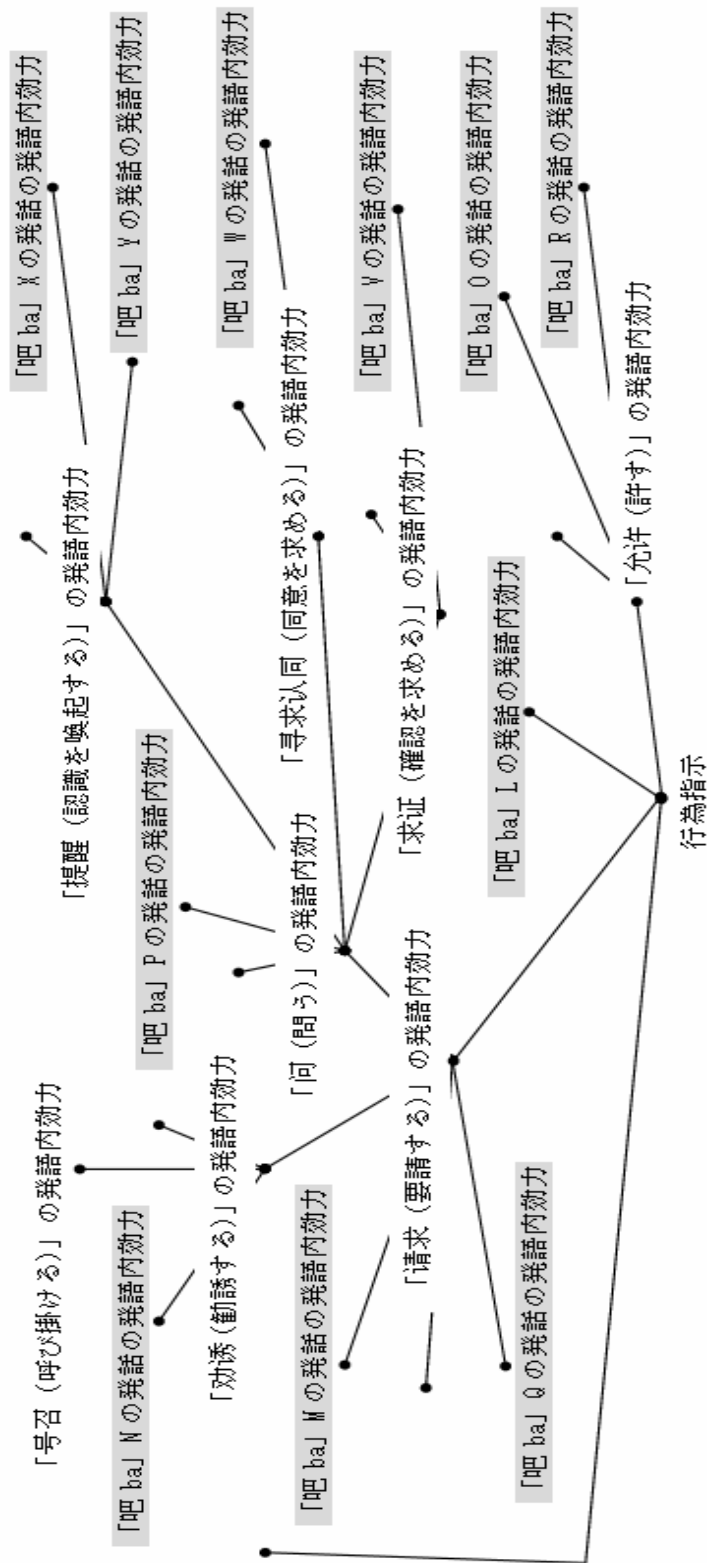
ここで、それぞれの「吧 ba」の発話の発語内効力を、中国語の諸発語内効力に位置付けるという作業を行う。

「吧 ba」T、「吧 ba」U、「吧 ba」Z の発話の発語内効力と言明型の発語内効力の一部との

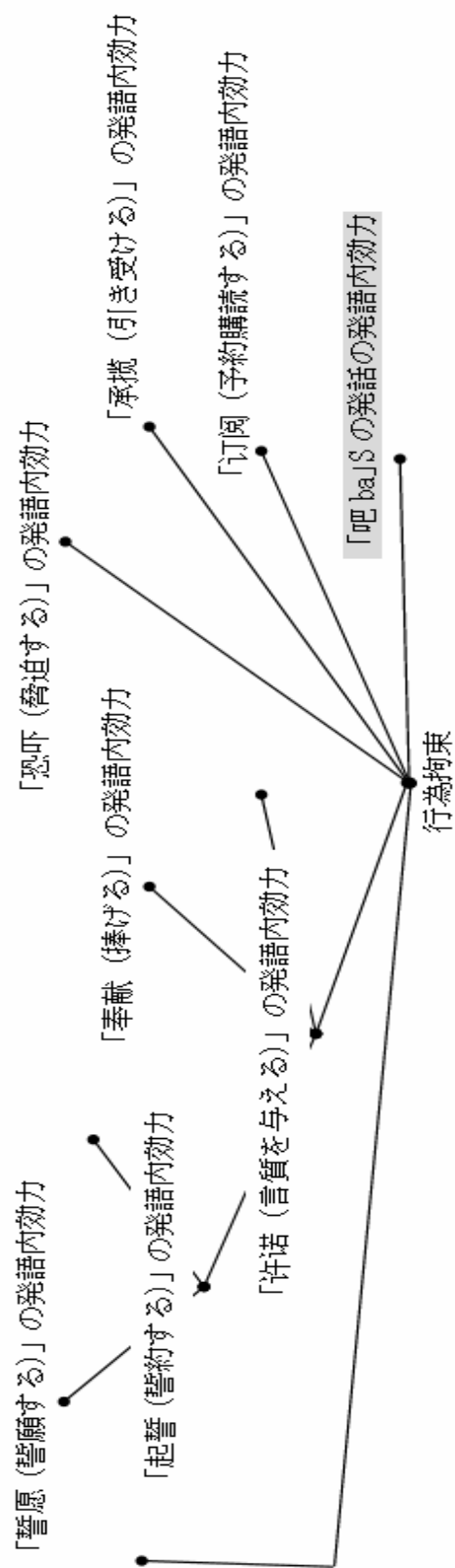
諸関係を〔意味表 4〕で表す。「吧 ba」 L、「吧 ba」 M、「吧 ba」 N、「吧 ba」 O、「吧 ba」 P、「吧 ba」 Q、「吧 ba」 R、「吧 ba」 V、「吧 ba」 W、「吧 ba」 X、「吧 ba」 Y の発話の発語内効力と行為指示型の発語内効力の一部との諸関係を〔意味表 5〕で表す。「吧 ba」 S の発話の発語内効力と行為拘束型の発語内効力の一部との諸関係を〔意味表 6〕で表す。



[意味表 4] 「吧 ba」I、「吧 ba」U、「吧 ba」Z の発語の発語内効力の位置付け



[意味表5] 「吧 ba」L、「吧 ba」M、「吧 ba」N、「吧 ba」Q、「吧 ba」P、「吧 ba」R、「吧 ba」V、「吧 ba」W、「吧 ba」X、「吧 ba」Y の発語内効力の位置付け



[意味表 6] 「吧 ba」 S の発語の発語内効力の位置付け

3-3 本章のまとめ

本章の前半においては、先行研究に基づいて「吧 ba」の発話の意味を L-Z の十五種類に分けて、それぞれの意味を分析した。

本章の後半においては、言語行為論、特に Vanderveken (1990) の理論によって L-Z の十五種類の意味を有する「吧 ba」の発話の発語内効力（の六つの構成要素）を分析してきた。最後に、中国語の諸発語内効力における「吧 ba」の発話の発語内効力の位置付けを行った。

第4章 ダロウと「吧 ba」の対照

4-1 ダロウと「吧 ba」の意味

文の意味は、単語の一種の相乗作用によって決まり、単語の意味の総和以上のものとなる。そのため、文の意味をそのまま文における単語に割り当てるとすれば、単語に割り当てられた意味は、単語本来の意味より広くなることがある。

「今夜は冷えこむ。」という文は、話し手が命題内容によって表される「今夜が冷えこむ」という事態の有様を確実なものとして考えていることを意味する。「今夜は冷えこむだろう。」という文は、話し手が前の文と同じ事態の有様を推量したものであることを意味する。この二文から見れば、ダロウが話し手の推量（の気持ち）を表すという機能を持っていると言えるかもしれない。しかし、本研究は、この立場を取らない。

「今夜は冷えこむだろう。」という文の意味は、ダロウと他の単語及び統語規則・文脈要素などの相乗作用によって決まり、しかも当該の文の「話し手の推量（の気持ち）を表す」という付属的意味も、ダロウと他の単語及び統語規則・文脈要素などの相乗作用によって決まっていると考えられる。先ず文の意味については、ダロウだけが文の意味を決めるわけではなく、ダロウの有無が文の意味の変化を生じる決定的要因ではない。確かに「今夜は冷えこむ。」にダロウを加えると、元の文の意味が変化してしまうが、この意味の変化は、やはりダロウと他の単語などの相乗作用によって生じたものであり、ダロウだけの貢献によるものではない。証拠としては、ダロウが用いられない「たぶん今夜は冷えこむ。」という文が「今夜は冷えこむだろう。」とほぼ同じ意味をも持っているということと、未来表現（未来時制）が推量を表すこともできるということが挙げられる。また文の付属的意味については、たぶん極端な考え方であるが、場合によっては、ダロウだけが文の付属的意味を決めるわけではないと考えられる。例えば、「たぶん今夜は冷えこむだろう。」という文は、「話し手の推量（の気持ち）を表す」という付属的意味を持っているが、ダロウを消しても当該の付属的意味は、消えない。すなわち、ダロウの有無は、文の意味の変化及び付属的意味の有無に影響を与えはするが、決定的要因ではない。結論から言えば、本研究では、上のダロウが、話し手が命題内容に対して低い程度の確実な信念を持っていることを表すにすぎないという、従来の研究よりはかなり狭い意味・役割しか持っていないという分析結果に至った。

「拿茶来吧！（お茶を持って来い。）」という文は、話し手が聞き手に対して、お茶を持って来ることを行うように言いつけると意味を持つ。先行研究によっては、この「吧 ba」の意味が命令（の語気）を表すとしている。けれども、本研究では、この文の意味は、「吧 ba」と他の単語及び統語規則・文脈要素などの相乗作用によって決まっているという立場を取り、この「吧 ba」に関して、話し手が聞き手にある行動を実行させたいと望むという誠実条件の弱い強さの度合いを表すという観点を取り、従来の研究よりはかなり狭い意

味・役割を持つものとして分析している。

ダロウのようなモダリティ形式、及び「吧 ba」のような語気詞の意味・役割も、このような考え方に基づいて扱っている。

4-1-1 ダロウの意味と役割

ここでは、命題内容を表現する節と、発語内効力を表現するダロウ、イントネーションやその他の統語特徴を含んだ発語内効力標識から構成される文を用いる発話の発語内効力において、ダロウの果たしている意味・役割、換言すれば、ダロウがどのように発語内効力（の六つの構成要素）を表現するのか、ということ进行分析する。本研究におけるダロウの発話は、主として「節+ダロウ+イントネーション」という統語的形式を取る文を用いる発話である。すなわち、ダロウとイントネーションが主要な発語内効力標識であると規定している。

ダロウ A の発話の発語内効力においては、ダロウは、話し手が命題内容の真理値に対して低い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件と、話し手が命題内容に対して低い程度の確実な信念を持っているという誠実条件を表現する。

ダロウ B の発話の発語内効力においては、ダロウは、発語内行為が聞き手に話し手が命題内容によって表される事態の有様に対して確実な信念を持っていないなどと思わせるという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式と、発話の文脈において格別に話し手が丁寧さを保つ必要があるという予備条件を表現する。

ダロウ C の発話の発語内効力においては、ダロウは、発話が本質的に聞き手に向けられない（言い換えれば、独り言の形で発せられる）という達成の様式を表現する。また疑問詞などの文法形式と共に、話し手が命題内容に対してある程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っていないという予備条件と、話し手が命題内容に対して不確実な信念を持っている（疑いの気持ちを抱いている）という誠実条件を表現する。

ダロウ D の発話の発語内効力においては、ダロウは、発話が本質的に聞き手に向けられない（言い換えれば、独り言の形で発せられる）という達成の様式と、話し手が命題内容の真理値に対して低い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件と、話し手が命題内容に対して低い程度の確実な信念を持っているという誠実条件を表現する。

ダロウ E の発話の発語内効力においては、ダロウは、疑問詞などの文法形式と共に、話し手が命題内容に対してある程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っていないという予備条件と、話し手が命題内容に対して不確実な信念を持っている（疑いの気持ちを抱いている）という誠実条件を表現する。

ダロウ F の発話の発語内効力においては、ダロウは、話し手が命題内容の真理値に対して高い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件と、話し手が命題内容に対して高い程度の確実な信念を持っているという誠実条件を表現する。

ダロウ G の発話の発語内効力においては、ダロウは、発語内行為が話し手が聞き手に話し手の意見や認識を受け入れさせようとするという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式と、聞き手が話し手と意見や認識が違っているという予備条件を表現する。話し手が命題内容の真理値に対して確実な信念または高い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件と、話し手が命題内容に対して高い程度の確実な信念または確実な信念を持っているという誠実条件をも表現する。

ダロウ H の発話の発語内効力においては、ダロウは、発語内行為が話し手が聞き手と共有すると思っている知識や記憶を聞き手に思い出させるという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式と、話し手が聞き手と命題内容を共有しているが、聞き手がそれを忘れていたりする可能性があるという予備条件を表現する。

ダロウ I の発話の発語内効力においては、ダロウは、発語内行為が話し手が聞き手に発話の現場における事物を視覚的・聴覚的に気づかせるという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式と、話し手が聞き手がその命題内容にまだ気づいていないが、当の発話を聞いて視覚的・聴覚的にそれを認識することができると考えているという予備条件を表現する。

ダロウ J の発話の発語内効力においては、ダロウは、発語内行為が話し手が非難を込めである物事を聞き手に認識させようとするという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式と、話し手が聞き手がその命題内容を（十分に）認識していないが、認識することができるはずだと判断しているという予備条件と、話し手が聞き手に非難の気持ちを持っているという誠実条件を表現する。

ダロウ K の発話の発語内効力においては、ダロウは、副詞のナント、ナンテと感嘆文を作って、または程度や頻度を表す疑問詞と詠嘆文を作って、感情表現の発語内目的と、発話が本質的に聞き手に向けられない（言い換えれば、独り言の形で発せられる）という達成の様式と、話し手が命題内容が感動する事であると判断しているという予備条件と、話し手が詠嘆・感嘆の気持ちを抱いているという誠実条件及び強さの度合いを表現する。

上述の分析から見れば、「節+ダロウ+イントネーション」という形式を取る文を用いる発話において、ダロウは、一つの発語内効力標識として発語内効力の六つの構成要素をすべて表現することができるが、主として誠実条件、達成の様式と予備条件を表現する。

4-1-2 「吧 ba」の意味と役割

次は、命題内容を表現する節と、発語内効力を表現する「吧 ba」、イントネーションやその他の統語特徴を含んだ発語内効力標識から構成される文を用いる発話の発語内効力において、「吧 ba」の果たしている意味・役割、換言すれば、「吧 ba」がどのように発語内効力（の六つの構成要素）を表現するのか、ということ进行分析する。ダロウと同様に、本研究での「吧 ba」の発話も、主として「節+「吧 ba」+イントネーション」という形式を取る文を用いる発話である。すなわち、「吧 ba」とイントネーションが発語内効力標識であ

ると規定している。

「吧 ba」L の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、誠実条件の強さの度合いを表現する。

「吧 ba」M の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式と、誠実条件の強さの度合いを表現する。

「吧 ba」N の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式と、誠実条件の強さの度合いを表現する。

「吧 ba」O の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式と、誠実条件の強さの度合いを表現する。

「吧 ba」P の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、誠実条件の強さの度合いを表現する。

「吧 ba」Q の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式と、誠実条件の強さの度合いを表現する。

「吧 ba」R の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、話し手が命題内容を承知・同意するという気持ちを抱いているという誠実条件と、誠実条件の強さの度合いを表現する。

「吧 ba」S の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、話し手が行動を実行する意図があるという誠実条件と、誠実条件の強さの度合いを表現する。

「吧 ba」T の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、話し手が命題内容の真理値に対して低い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件と、話し手が命題内容に対して低い程度の確実な信念を持っているという誠実条件を表現する。

「吧 ba」U の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、発語内行為が聞き手に話し手が命題内容によって表される事態の有様に対して確実な信念を持っていないなどと思わせるという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式と、発話の文脈において格別に話し手が丁寧さを保つ必要があるという予備条件を表現する。

「吧 ba」V の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、話し手が命題内容の真理値に対して高い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件と、話し手が命題内容に対して高い程度の確実な信念を持っているという誠実条件を表現する。

「吧 ba」W の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、発語内行為が話し手が聞き手に話し手の意見や認識を受け入れさせようとするという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式と、聞き手が話し手と意見や認識が違っているという予備条件を表現する。話し手が命題内容の真理値に対して確実な信念または高い程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っているという予備条件と、話し手が命題内容に対して高い程度の確実な信念または確実な信念を持っているという誠実条件をも表現する。

「吧 ba」X の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、発語内行為が話し手が聞き手と共有すると思っている知識や記憶を聞き手に思い出させるという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式と、話し手が聞き手と命題内容を共有しているが、聞

き手がそれを忘れていたりする可能性があるという予備条件を表現する。

「吧 ba」Y の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、発語内行為が話し手が聞き手に発話の現場における事物を視覚的・聴覚的に気づかせるという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式と、話し手が聞き手がその命題内容にまだ気づいていないが、当の発話を聞いて視覚的・聴覚的にそれを認識することができると考えているという予備条件を表現する。

「吧 ba」Z の発話の発語内効力においては、「吧 ba」は、発語内行為が話し手が非難を込めてある物事を聞き手に認識させようとするという発語媒介的意図で遂行される行為であるという達成の様式と、話し手が聞き手がその命題内容を(十分に)認識していないが、認識することができるはずだと判断しているという予備条件と、話し手が聞き手に非難の気持ちを持っているという誠実条件を表現する。

上述の分析から見れば、「節+「吧 ba」+イントネーション」という形式を取る文を用いる発話において、「吧 ba」は、一つの発語内効力標識として、発語内効力の各構成要素を表現する。そのうち「吧 ba」T、「吧 ba」U、「吧 ba」V、「吧 ba」W、「吧 ba」X、「吧 ba」Y、「吧 ba」Z の発話の発語内効力において、「吧 ba」は、主として誠実条件、達成の様式と予備条件を表現する。他の発話の発語内効力において、「吧 ba」は、主として達成の様式と強さの度合いを表現する。

ちなみに上述のダロウと「吧 ba」の意味・役割の分析から次のことが分かる。一つの単語・句・節・統語的特徴は、単に発語内効力の一つの構成要素だけを表現することもあるが、複数の構成要素を表現するのが普通である。一方、発語内効力の一つの構成要素は、単に一つの単語・句・節・統語的特徴によって表現されることもあるが、複数の単語・句・節・統語的特徴によって表現されるのが普通である。また、一つの単語・句・節・統語的特徴は、発語内効力の複数の構成要素を表現することもできるが、一般的に本務として特定の一つの構成要素を表現する。一方、発語内効力の一つの構成要素は、複数の単語・句・節・統語的特徴によって表現されることもできるが、一般的にそのうち特定の一つの単語・句・節・統語的特徴が最も重要である。こうした複雑さは、上述の単語の相乗作用に起因している。そのため、ここでのダロウと「吧 ba」の意味・役割の分析には、曖昧と見られる部分もある。繰り返すが、これは、研究対象の本質に関わるものである。

4-2 ダロウと「吧 ba」の対照

ダロウと「吧 ba」の意味・役割を分析した結果として、ダロウと「吧 ba」の対照を行うことができることになる。この対照は、ダロウと「吧 ba」の発話の意味の対照、ダロウと「吧 ba」の発話の発語内効力の対照、発語内効力におけるダロウと「吧 ba」の意味・役割の対照という、三つのレベルで行う。

ダロウと「吧 ba」の発話の発語内効力の種類は、ダロウと「吧 ba」の発話の意味を手がかりとして分析されるので、発話の意味の対照と発話の発語内効力の対照とを一緒に述べ

ることとする。次の〔表1〕が示しているように、十五種類の「吧 ba」の発話の意味のうち、L、M、N、O、P、Q、R、Sは、十一種類のダロウの発話の意味に対応することができない。また、十一種類のダロウの発話の意味のうち、C、D、E、Kは、十五種類の「吧 ba」の発話の意味に対応することができない。T、U、V、W、X、Y、Zの「吧 ba」の発話の意味は、A、B、F、G、H、I、Jのダロウの発話の意味にそれぞれ対応することができる。ちなみに表中の「推量」、「婉曲」、「判断不明」などは、簡略化した名付けである。

〔表1〕ダロウと「吧 ba」の発話の意味、及び発話の発語内効力の対照

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| ダロウの発話の意味／ 発話の発語内効力 | — | — | — | — | — | — | — | — | A 推量 | B 婉曲 | C 判断不明 | D 思考過程 | E 質問 | F 確認 | G 同意要請 | H 認識喚起 | I 認識形成 | J 非難 | K 詠嘆感嘆 |
| 「吧 ba」の発話の意味／ 発話の発語内効力 | L 命令 | M 依頼 | N 勧誘 | O 許可 | P 申し出 | Q 提案 | R 同意 | S 意志 | T 推量 | U 婉曲 | — | — | — | V 確認 | W 同意要請 | X 認識喚起 | Y 認識形成 | Z 非難 | — |

L、M、N、O、P、Q、Rの意味を持つ「吧 ba」の発話の発語内効力は、いずれも行為指示の原発語内効力から派生されたものである。しかも、それらの発話の命題内容は、行為という種類の命題内容であるという特徴がある。逆に、A-Kの十一種類のダロウには、その発話の発語内効力のうち、行為指示の原発語内効力から派生されたものであるもの、その命題内容が行為という種類の命題内容であるもの、という二つの条件を満たすものがない。これは、日本語モダリティ論の用語法を用いて表現すれば、ダロウは、行為要求のモダリティの表現形式になれない、ということになる。

Sの意味を持つ「吧 ba」の発話の発語内効力も、ダロウの発話の発語内効力に対応することができない。ダロウの発話の発語内効力のうち、行為拘束の原発語内効力から派生されるものがないからである。

C、Eの意味を持つダロウの発話の発語内効力は、「吧 ba」の発話の発語内効力に対応することができない。この二つの発語内効力は、いずれも話し手が命題内容に対して不確実な信念を持っている（疑いの気持ちを抱いている）という誠実条件を持ち、ダロウが発語内効力標識としてその誠実条件を表現しているからであり、逆に、「吧 ba」が話し手が命題内容に対して不確実な信念を持っている（疑いの気持ちを抱いている）という誠実条件を表現することができないからである。

C、Dの意味を持つダロウの発話の発語内効力は、発話が本質的に聞き手に向けられない（言い換えれば、独り言の形で発せられる）という達成の様式を持っている。「吧 ba」は一般的に、その達成の様式を表現することができない。

Kの意味を持つダロウの発話の発語内効力は、話し手が詠嘆・感嘆の気持ちを抱いてい

るといふ誠実条件を持っている。ダロウは、その誠実条件を表現しているが、「吧 ba」は、それを表現することができない。

A、B、F、G、H、I、Jの意味を持つダロウの発話の発語内効力は、T、U、V、W、X、Y、Zの意味を持つ「吧 ba」の発話の発語内効力にそれぞれ対応している。しかしながら、これは、例えばAの意味を持つダロウの発話の発語内効力がTの意味を持つ「吧 ba」の発話の発語内効力と全く同じであることを意味するというわけではない。

ダロウと「吧 ba」の意味・役割の主な違いについては、次のようにまとめることができる。

一つの発語内効力標識として、ダロウは、(C、Eの意味を持つダロウの発話の発語内効力の)話し手が命題内容に対してある程度の確実な信念を持つための理由や証拠を持っていないという予備条件と、話し手が命題内容に対して不確実な信念を持っている(疑いの気持ちを抱いている)という誠実条件と、(Kの意味を持つダロウの発話の)感情表現の発語内効力の各構成要素と、(C、Dの意味を持つダロウの発話の発語内効力の)発話が本質的に聞き手に向けられない(言い換えれば、独り言の形で発せられる)という達成の様式を日本語において表現することができる。逆に、「吧 ba」は、それらを中国語において表現することができない。

一つの発語内効力標識として、「吧 ba」は、(M、N、O、Qの意味を持つ「吧 ba」の発話の発語内効力の)聞き手に拒否の選択権を与えるという達成の様式と、(Rの意味を持つ「吧 ba」の発話の発語内効力の)話し手が命題内容を承知・同意するという気持ちを抱いているという誠実条件と、(Sの意味を持つ「吧 ba」の発話の発語内効力の)話し手が行動を実行する意図があるという誠実条件を表現することができる。逆に、ダロウは、これを表現することができない。

4-3 本章のまとめ

本章は、第2章と第3章に基づいてダロウと「吧 ba」の対照を行った。まず発語内効力におけるダロウと「吧 ba」の意味・役割を分析した。そして、A-Kの十一種類のダロウの発話の意味をL-Zの十五種類の「吧 ba」の発話の意味と対照して、十一種類の意味を持つダロウの発話の発語内効力を十五種類の意味を持つ「吧 ba」の発話の発語内効力と対照した。最後に、発語内効力におけるダロウの意味・役割を「吧 ba」の意味・役割と対照した。

第5章 まとめ

5-1 言語行為論とモダリティ形式

言語の使用・理解と（発話）行為は、結び付けて考えるべきであるという観点を持っていた哲学者や言語学者は、Austin 以前及び同時代にも存在していた。そのような状況において Austin (1962) は、初めて体系的な言語行為論を提唱した。その論は、Austin の門下生である Searle (1969, 1979) による修正と発展を経て、言語哲学や言語学の極めて重要な理論の一つとして定着するに至った。そしてこれは、Grice の協調性の原則、会話推意の理論と共に、語用論という分野の確立に影響を与えた。1980 年代以後出版された語用論のテキストにおいて言語行為論は、例外なく言及されている。1990 年代 Vanderveken (1990, 1994) は、一般成功・真理条件的形式意味論を構築することを目指し、言語行為理論と真理条件的形式意味論の両者の統合を試みている。これにより言語行為論にも、新たな発展がもたらされることになった。

本研究は、言語行為論の基本的概念を使ってモダリティ形式のダロウと「吧 ba」を分析したものである。モダリティ形式は、いわゆる機能語（虚詞、closed-class word-forms、empty word-forms）に属し、その語彙的意味の側面が把握しにくい。一方、モダリティ形式の使用と理解は、文脈に強く依存し、文法的意味の分析もかなり困難である。言語行為論によってモダリティ形式を分析するのは、次の利点があるからである。

第一に、文法カテゴリーの一つと位置付けられているモダリティは、テンス、アスペクトと同じレベルのものである。モダリティ形式を扱うモダリティ論は、体系的な理論ではあるが、言語行為論は、より精密で体系的な言語理論・方法論であると言える。

第二に、文法カテゴリーと位置付けられるモダリティ形式を扱うモダリティ論は、意味論の領域にあるが、言語行為論は、意味論と語用論の両方を対象としており、しかも両方を一つの枠内に置いて体系的に分析することができる。例えば、達成の様式、予備条件がダロウと「吧 ba」の使用と理解の語用論的な面を、命題内容条件が意味論的な面を、発話内目的、誠実条件、強さの度合いが話し手の心的要素を説明することができる。しかも、発話内効力という枠内で体系的に扱うことができる。

第三に、言語行為論は、ことばをより細かく分析することができる。上に述べたように、発話内効力の六つの構成要素によって、ダロウと「吧 ba」の意味論的・語用論的側面を細かく説明することができる。一方、ダロウと「吧 ba」を（発話）行為のレベル、発話の意味のレベル、語彙的・文法的意味のレベルから分析することもできる。

第四に、日本語学のモダリティ論によっては、ダロウのようなモダリティ形式を分析することができる一方、中国語学のモダリティ論によっては、「吧 ba」のような語気詞を分析することができる。しかし、これでは個別の方法による別々の研究にとどまらざるをえない。対照研究を行う場合は、言語行為論のような、文化・言語の差異を越えた言語理論・

方法論が必要である。今日の諸言語理論において、言語行為論がモダリティ形式を研究するのに最適な理論・方法であるといえることができるであろう。

5-2 本研究のまとめ

本研究は、言語行為論の立場から日本語のダロウと中国語の「吧 ba」の対照研究を行ったものである。

ダロウと「吧 ba」は、先行研究によっていろいろ論じられている。しかしながら先行研究のほとんどがダロウと「吧 ba」の意味と、ダロウと「吧 ba」の発話の意味とを区別していない。その結果として、文におけるダロウと「吧 ba」の意味が、ダロウと「吧 ba」の発話の意味にまで拡大されている。ダロウと「吧 ba」の発話の意味が、ダロウと「吧 ba」の意味に縮小されていることもある。すなわちダロウと「吧 ba」の意味論的意味とダロウと「吧 ba」の語用論的意味とを混同させている状況なのである。また先行研究のほとんどは、意味論の領域に属するモダリティ論の立場から研究を進めており、ダロウと「吧 ba」の意味論的な側面を重んじる結果、語用論的な側面を軽んじる傾向も見られる。逆に、言語行為論は、単語の意味や役割と発話の意味とを明確に区別している。しかも言語行為論、特に Vanderveken (1990) の理論では、単語の意味論的な側面も分析することができる一方、発話内効力の達成の様式と予備条件、及び発話内行為の成功条件と充足条件などの概念によりダロウと「吧 ba」の語用論的な側面もうまく説明することができるのである。

言語行為論の立場を取る本研究では、まず最初に、命題内容を表現する節と発話内効力標識から構成されるダロウと「吧 ba」の基本文を用いる発話の意味を分析し、十一種類のダロウの発話の意味と十五種類の「吧 ba」の発話の意味を挙げた（第2章の2-2、第3章の3-1）。そして、十一種類の意味を持つダロウの発話の発話内効力と十五種類の意味を持つ「吧 ba」の発話の発話内効力（の発話内目的、達成の様式、命題内容条件、予備条件、誠実条件、強さの度合いの六つの構成要素）を一つずつ分析した（第2章の2-3-2、第3章の3-2-1）。ダロウと「吧 ba」の発話の諸発話内効力の全体像を示すために、日本語の諸発話内効力への位置付けと中国語の諸発話内効力への位置付けをも行った（第2章の2-3-3、第3章の3-2-2）。最後に、ダロウと「吧 ba」の意味・役割、すなわち発話内効力標識の一つと見なされるダロウと「吧 ba」が日本語と中国語においてどのように発話内効力（の六つの構成要素）を表現するのか、ということ进行分析した（第4章の4-1-1、第4章の4-1-2）。その後、十一種類のダロウの発話の意味と十五種類の「吧 ba」の発話の意味との対照、ダロウの発話の発話内効力と「吧 ba」の発話の発話内効力との対照、及び発話内効力におけるダロウの意味・役割と「吧 ba」の意味・役割との対照を行って、ダロウと「吧 ba」の異同を述べた（第4章の4-2）。

先行研究に比べた場合、本研究は、単語の意味と発話の意味を区別した上で、ダロウと「吧 ba」の発話の意味の分析を先行しているところに特徴がある。意味論的な側面と語用論的な側面の両方を重視し、発話内効力の達成の様式と予備条件などの概念を使ってダロ

ウと「吧 ba」の各側面を考察している。

単語の意味だけではなく、その単語を含んだ文を用いた発話が文脈においてどのように適切に発せられるのか、という問いに解答が与えられることは、極めて重要である。特に第二言語の学習者にとって一層重要なことであろう。

5-3 今後の課題

本研究で、ダロウと「吧 ba」の発話の意味、発話の発語内効力及び意味・役割をそれぞれ分析してきたが、ダロウと「吧 ba」のそれぞれの内的関係を明らかにすることも重要である。すなわち共時的に見た場合のダロウと「吧 ba」のそれぞれの各発話の意味、各発語内効力及び各意味・役割の相互関係を明らかにすること、通時的に見た場合のダロウと「吧 ba」のそれぞれの意味の変化を明らかにすることである。例えば、ダロウの発話の意味 A と意味 G、H、I、J との相互関係、「吧 ba」の文法化などの問題である。一方、ダロウと「吧 ba」に近い発話の意味、発話の発語内効力及び意味・役割を持つ、カモシレナイ、「呢 ne」のようなモダリティ形式との比較も重要である。すなわちダロウと「吧 ba」の外的関係である。

また、ダロウとトオモウのような、モダリティ形式と思考動詞の比較も重要である。トオモウは、A の意味（話し手が、推量などの心的行為の対象に対して、ある程度の確実な心的状態を持ち、推量などの心的行為の結果を相手に表す）を持つダロウとほぼ同じ意味で使える表現であると考えられる。しかしながら、このダロウとトオモウとは、異なるレベルに属する。例えば「あの人は田中さんの奥さんだろう。」と「あの人は田中さんの奥さんだと思う。」においては、前の文は、主語である「あの人」と述語である「(田中さんの)奥さんだ」を持っているが、後ろの文は、顕在しない主語である「私」と述語である「思う」を持っている。すなわち、前の文のモダリティ形式であるダロウは、文の核としての主語・述語部分に入れない。逆に、後ろの文の思考動詞であるオモウは、述語である。一般化されるとすれば、この点は、モダリティ形式と思考動詞との本質的な違いでもある。モダリティ形式は、内容の面については、話者の様々な主観的な捉え方を表せるが、思考動詞と異なり表せるものがかなり限られる。形式の面については、モダリティ形式の分化の度合いが思考動詞よりかなり低いと言える。この現象は、モダリティ形式と思考動詞との本質的な違いによって説明することが可能である。

その他、モノダロウ、コトダロウのような文型の分析も今後の課題になりうる。

参考文献

- 安達太郎 1997 「「だろう」の伝達的な側面」 『日本語教育』 95 日本語教育学会
- 安達太郎 1999 『日本語疑問文における判断の諸相』 くろしお出版
- 庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘 2000 『初級を教える人のための日本語文法ハンドブック』 スリーエーネットワーク
- 庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘 2001 『中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック』 スリーエーネットワーク
- 太田辰夫 1958 『中国語歴史文法』 江南書院
- 神尾昭雄 1990 『情報のなわ張り理論一言語の機能的分析』 大修館書店
- 神尾昭雄 2002 『続・情報のなわ張り理論』 大修館書店
- 久保進 1999 「日本語の発語内効力命名動詞の研究—発語内効力命名動詞辞典のモデルの作成—」 『松山大学総合研究所所報 第28号』 1999 松山大学総合研究所
- グループジャマシイ 1998 『日本語文型辞典』 くろしお出版
- 胡明揚 1981 「北京話的語気助詞和嘆詞 上」 『中国語文』 1981-5 商務印書館
- 胡明揚 1981 「北京話的語気助詞和嘆詞 下」 『中国語文』 1981-6 商務印書館
- 朱徳熙 1982 『語法講義』 商務印書館
- 齊滬揚 2002 『語気詞与語気系統』 安徽教育出版社
- 曹大峰 2000 「認識モダリティの日中対照例—「だろう」と「吧 (ba)」—」 『認識のモダリティとその周辺—日本語・英語・中国語の場合—』 凡人社
- 張勤 1999 『比較言語行為論—日本語と中国語を中心に』 好文出版
- 丁声樹 他 1961 『現代漢語語法講話』 商務印書館
- 鄭相哲 1995 「ネとダロウとジャナイカー確認要求形式—」 宮島達夫・仁田義雄 『日本語類義表現の文法 (上)』 くろしお出版
- 寺村秀夫 1984 『日本語のシンタクスと意味Ⅱ』 くろしお出版
- 中北美千子 2000 「談話におけるダロウ・デショウの選択基準」 『日本語教育』 107 日本語教育学会
- 仁田義雄 1991 『日本語のモダリティと人称』 ひつじ書房
- 仁田義雄 2000 「認識のモダリティとその周辺」 森山卓郎・仁田義雄・工藤浩 2000 『日本語の文法3 モダリティ』 岩波書店
- 日本語記述文法研究会 2003 『現代日本語文法4 第8部 モダリティ』 くろしお出版
- 蓮沼昭子 1995 「対話における確認行為—「だろう」「じゃないか」「よね」の確認用法—」 仁田義雄 『複文の研究 (下)』 くろしお出版
- 商務印書館・小学館 1991 『中日辞典』 小学館
- 益岡隆志 1991 『モダリティの文法』 くろしお出版
- 益岡隆志 2002 「判断のモダリティ—現実と非現実の対立—」 『日本語学』 21-2 明治書院

- 松岡栄志・白井啓介・樋口靖・代田智明 2001 『クラウン中日辞典』 三省堂
- 松村明 1998 『大辞泉』 小学館 増補・新装版
- 松村明 1995 『大辞林』 三省堂 第二版
- 三宅知宏 1996 「日本語の確認要求的表現の諸相」 『日本語教育』 89 日本語教育学会
- 宮崎和人 1995 「「～ダロウ」をめぐって」 『広島修大論集（人文編）』 35-2 広島修道大学
- 宮崎和人 2000 「確認要求表現の体系性」 『日本語教育』 106 日本語教育学会
- 宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃 2002 『新日本語文法選書 4 モダリティ』 くろしお出版
- 森山卓郎 2000 「基本叙法と選択関係としてのモダリティ」 森山卓郎・仁田義雄・工藤浩
2000 『日本語の文法 3 モダリティ』 岩波書店
- 森山卓郎・安達太郎 1996 『日本語文法 セルフ・マスターシリーズ 6 文の述べ方』 くろしお出版
- 山梨正明 1986 『発話行為』（新英文法選書第12巻） 大修館書店
- 陸俊明 1984 「關於現代漢語里的疑問語氣詞」 『中国語文』 1984-5 商務印書館
- 劉月華・潘文娛・故【イ】 2001 『實用現代漢語語法（増訂本）』 商務印書館
- Austin, J. L. 1962 *How to Do Things with Words*. Oxford University Press. 坂本百大
訳 1978 『言語と行為』 大修館書店
- Bach, K. 2003 “Speech Acts and Pragmatics” in Michael Devitt and Richard Hanley
2003 *the Blackwell Guide to the Philosophy of Language*. Blackwell Publishers.
- Hadumod Bussmann, Gregory Trauth, Kerstin Kazzazi 1996 *Routledge Dictionary of
Language and Linguistics*. Routledge.
- Halion, Kevin. 1989 *Speech Act Theory and Deconstruction: A Defence of the Distinction
between Normal and Parasitic Speech Acts*. PhD Dissertation, McMaster University.
- Jaszczolt, K.M. 2002 *Semantics and Pragmatics: Meaning in Language and Discourse*.
Longman.
- Leech, Geoffrey N. 1983 *Principles of Pragmatics*. Longman Pub Group. 池上嘉彦・河
上誓作 訳 1987 『語用論』 紀伊国屋書店
- Levinson, Stephen C. 1983 *Pragmatics*. Cambridge University Press.
- Mey, Jacob L. 2001 *Pragmatics: An Introduction*. Blackwell Publishers.
- Saeed, John I. 1997 *Semantics*. Blackwell Publishers.
- Searle, John R. 1969 *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge
University Press. 坂本百大・土屋俊 訳 1986 『言語行為—言語哲学への試論』
勁草書房
- Searle, John R. 1979 *Expression and Meaning: Studies in the Theory of Speech Acts*.
Cambridge University Press.

- Vanderveken, D. 1990 *Meaning and Speech Acts Volume 1: Principles of language use*.
Cambridge University Press. 久保進 監訳 渡辺扶美枝・西山文夫・渡辺良彦 訳
1997 『意味と発話行為』 ひつじ書房
- Vanderveken, D. 1994 *Principles of Speech Act Theory*. Univ. of Quebec at Montreal.
久保進 訳 1995 『発話行為理論の原理』 松柏社

用例出典

- 赤川次郎『女社長に乾杯！』
安部公房『砂の女』
飯田経夫『「ゆとり」とは何か』
井上靖『あすなる物語』
海野十三『街の探偵』
大崎善生『聖の青春』
加藤幸子『夢の壁』
北村薫『六の宮の姫君』
グループジャマシイ『日本語文型辞典』
沢木耕太郎『一瞬の夏』
椎名誠他『発作的座談会』
太宰治『人間失格』
太宰治『めくら草紙』
立原正秋『冬の旅』
田山花袋『一兵卒』
戸坂潤『道德の観念』
夏目漱石『こころ』
夏目漱石『二百十日』
夏目漱石『野分』
福永武彦『草の花』
藤原正彦『若き数学者のアメリカ』
星新一『人民は弱し、官吏は強し』
星新一『ボッコちゃん』
松村明『大辞林』
三浦綾子『塩狩峠』
宮本百合子『シナーニ書店のベンチ』
村上春樹『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド』
森鷗外『青年』
山本周五郎『さぶ』
山本有三『路傍の石』
阿城『棋王』
巴金『廢園外』
曹禺『雷雨』
方方『埋伏』
馮驥才『一百個人的十年』
老舍『茶館』
老舍『春華秋実』
老舍『鼓書芸人』
老舍『敬悼許地山先生』
老舍『猫城記』
老舍『全家福』
老舍『蛻』
老舍『無名高地有了名』
老舍『小坡的生日』
梁晓声『京華見聞録』
凌鼎年『名画』
劉醒竜『鳳凰琴』
陸文夫『清高』
彭荊風『緑月亮』
談歌『城市警察』
王蒙『「組織部来了個年輕人」 瑣談』
王朔『千万別把我当人』
王朔『我是“狼”』
王朔『橡皮人』
王朔『一半是火焰，一半是海水』
謝冰瑩『望断天涯儿不帰』
楊朔『寶石』
余華『活着』
張愛玲『走！走到楼上去』
張煒『秋天的憤怒』
趙樹理『李有才板話』
趙樹理『三里湾』
朱自清『背影』